

第二章 社団法人日本体育会への改組と会の消長

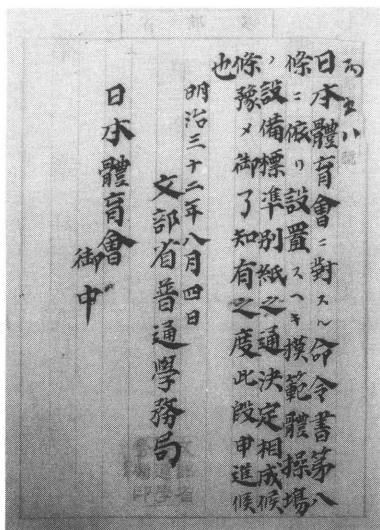
第一節 牛ガ淵への移転と社団法人日本体育会の設立

第一項 牛ガ淵への移転と運営の混乱

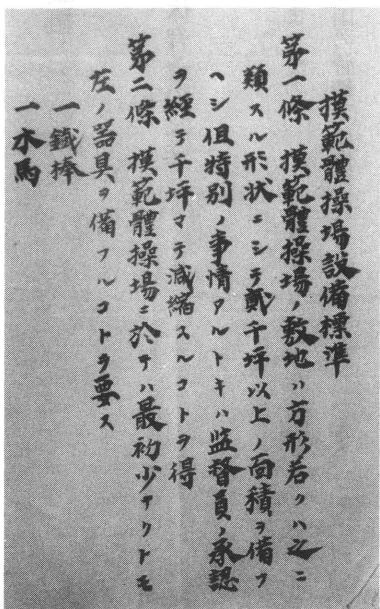
明治三十二年四月一日より国庫補助の交付がはじまったので、この年度からの日本体育会の収入はいよいよ安定し、その事業の遂行は軌道に乗りはじめた。しかし国の管轄下に置かれるまでに成長した本会はその組織と事業の拡大とともに重大な問題を抱えることとなった。創立以来の経営スタッフでは本会を経営管理していくにはいささかの力量を欠くこととなり、会務に支障をきたすようになったのである。この会務整理の断行が結果として、社団法人日本体育会の改組を実現することになる。そこで、ここでは社団法人化にいたるまでの経緯を素描することとしよう。

(一) 牛ガ淵への移転と日本体育会体操練習所の改組（日本体育会体操学校の誕生）

国庫補助交付に伴う文部大臣の命令書は既設の体操練習所の充実と模範体操場の設置を義務づけるものであった。ために本会はその命令書の指し示すところを実行に移すには余りにも狭隘な体操練習所（麴町区飯田町四丁目三〇番地）を移転することとし、明治三十二年七月に麴町区飯田町一丁目牛ガ淵の靖国神社付属地（二〇〇〇坪）を借用（向こう五か年の借用期間）、翌八月にその建設に着手する。この地に模範体操場が併せて建設されたが、この施



模範体操場設備標準決定通知書



別紙「模範体操場設備標準」

設は体操練習所との共有が前提とされている。すなわち、形式上では体操練習所と模範体操場とは別個の施設として扱いつながらも、その実質は模範体操場を体操練習場の付属施設として機能させたのである。なお、日本体育会の事務所も体操練習所に併置されることとなった。

建設に取り掛かると同時にそれらの施設建設の承認を文部大臣に求め、八月九日にその認可を取り付けている。

その間の八月四日に文部省からは普通学務局名で日本体育会宛に「日本体育会ニ対スル命令書第八条ニ依り設置スヘキ模範体操場ノ設備標準別紙之通決定相成候条子メ御了知有之度此段申進候也」という指示がなされた。その模範体操場の設備標準（文部省普通丙第五八号別紙）とは次の通りである。

模範体操場設備標準

第一 一条 模範体操場ノ敷地ハ方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ二千坪以上ノ面積ヲ備フヘシ但特別ノ事情

アルトキハ監督員ノ承認ヲ經テ千坪マテ減縮スルコトヲ得

第二 一条 模範体操場ニ於テハ最初少ナクトモ左ノ器具ヲ備フルコトヲ要ス

- 鉄棒
- 木馬
- 棚
- 手揩
- 跳繩
- 梁木
- 遊動円木
- 回転鏡
- 啞鈴 鐵製・木製 六十組
- 棍棒 六十組
- 球竿 六十組
- 木環 六十組
- 豆囊 六十組
- ローンテニス
- ベースボール
- フットボール
- クリツケツト

第三 三条 前条ノ設備ヲ完了シタル後更ニ左ノ設備ヲ為スヘシ但土地ノ情況ニ依リ遊泳場、狹窄射撃場、漕

艇場ノ設備ヲ欠クコトヲ得

一 雨天体操場

一 擊劍道具

一 銃槍道具

一 遊泳場 和船二艘網並浮器械等ヲ備フヘシ

一 狹窄射撃場

一 漕艇場

第四 四条 模範体操場ニ於テハ便宜左ノ設備ヲ為スヘシ

一 弓術場

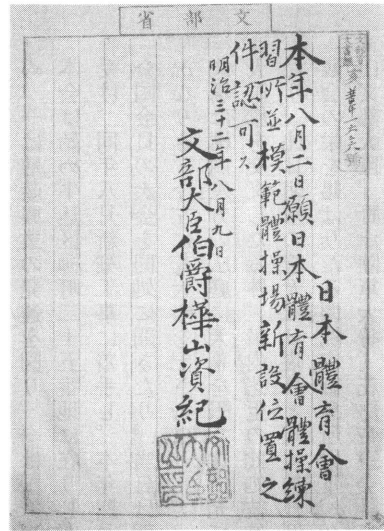
一 馬術場

一 自転車場

一 迷技場

第五 五条 模範体操場ニ於テハ入場者ノ多寡ニ応シ相当ノ教員ヲ配置スルノ外医員ヲ置クヘシ

牛ガ淵の模範体操場は右の指令に基づいて着工され、翌三十三年四月三十日に竣工している。この模範体操場の設備標準は明治三十二年二月八日付けをもって文部省が定めた『中学校編成及設備規則』（文部省令第三号）中の体操場規定に準じて作成されている。このことは、その第十七条に「校地内ニ体操場ヲ設クヘシ但土地ノ情況ニ依リ校地内ニ之レヲ設クルトコヲ得サルトキハ学校ノ近傍ニ之ヲ設クヘシ 土地ノ情況ニ依リ校地内ニ雨中体操場ヲ設



建設認可書

だからこそ、本会から体操練習所を改組して各種学校へと昇格すると昇格するための申請に対して、その対応が早かったのである。逆に、国庫補助交付の時点で、文部省は体操練習所を各種学校に昇格させることを企図し、その指導を「命令書」及び「模範体操場設備標準」をもってなしたとも考えられる。とすれば、この文部省の指導によって、本会はその主たる事業を学校経営に置く方針を打ち出さざるをえなかったと解さねばなるまい。明治三十三年五月一日、「日本体育会体操練習所」は「日本体育会体操学校」と改称し、文部省普通学務局管轄の「各種学校」に昇格しているのである。これによって国の管轄下におかれた唯一の「私立」学校となるのである。したがって、日本体育会体操学校は私立と国立の中間に位置する「準国立」学校の道を歩むことになり、日本体育会の事業が学校経営を柱とするようになったといえる。本会の今日はすでに明治三十二年ないし三十三年に決定されていたわけである。な

クヘシ」と規定され、さらに第十八条に「体操場ハ方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ二千坪以上ノ面積ヲ備フヘシ但特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ千坪マテ減スルコトヲ得」と定められていることから推すことができよう。したがって、国庫補助の交付を機に文部省から本会に宛てた「命令書」（先掲）の内容と、その設備標準の内容を考えあわせると、文部省はこの時点ですでに本会設立の体操練習所を中学校に相当する体操専門の学校（＝各種学校）とみなしていたといわねばならない。

お、日本体育会の付置した体操教員養成機関については、「日本体育大学の沿革」(第一部第一編)に触れられている。

とまれ、体操練習所と模範体操場の設備の認可が明治三十三年五月五日に文部省より下され、翌六日にその落成式が大々的に挙行されることとなった。ここに、日本体育会の牛が淵時代がはじまる。落成式の模様は各紙の報じるところとなったが、ここでは最も詳しく取り上げている雑誌『風俗画報』(二二二号)を通してその様子を垣間見ることになろう。

○日本体育会の落成式

坪川辰雄

本会は明治二十四年八月十一日の創立にして、其の主意は国民全般をして、強壮事に耐ふるの体格を具備せしめ、一は殖産興業の發達を図り、一は国家緩急の日に際し、国民挙て奉公の義務を全せしむるにありといふ。本会は始め牛込区柳町二十五番地に在りしが、昨三十二年七月麴町区飯田町一丁目字牛力淵の内一千坪を借り受け、同年八月新築工事に着手し、本年四月三十日竣工せしかば、いよいよ五月六日を以て其落成式を兼ね、全国会員の大会を同処に開きたり。当日は朝来晴天なりしかば来会するもの無慮四千人の多きに至り、頗る盛況なりき。今左に其大略を記さむに。

式場は構内左方の広庭に天幕を張て之に充て正門に大緑門を造り、前通りの前後には麴町区有志の寄贈に係る。大國旗を交叉したる外、構内芝生の此処彼処に各種の余興を設けて、無数の小旗を飾るなど非常の壯觀を極めたり。此日朝来の晴天に日曜日と靖国神社例大祭日とを以てしたれば、来会者は予想外に多数なりし。特に御臨会の栄を賜はりたる閑院宮御息所殿下、久邇宮邦彦王、同妃殿下、北白川宮恒久王殿下等を始め奉りて、樺山文部大臣、野津陸軍大将、花房帝室會計審査局長、中村陸軍次官、石黒軍医總監、千家東京府知事、田村陸

軍少将、松田東京市長、両院議員其他の来賓、府下各区の会員及神奈川、埼玉、千葉、大阪其他の支会員等三千名に及びたり。斯くて式は午前十時半、第一声の喇叭を以て始まり。祭官四名、設けの祭壇に進んで祭式を執行し。終つて会長黒川中将代理副会長川村中将起て教育勅語を棒読し。続いて会長の式辞を代読し。次に花房局長、起て同会総裁閑院宮殿下の下し賜はりたる左の御令詞を棒読す。

御令旨

体育は国家富強の基礎なり日本体育会は其発達普及を図るを主旨とし会員諸子励精して克く創業の艱難に耐へ遂に公論の賛同政府の補助を得て会務漸く整頓し茲に体操練習模範体操場及本会事務所等を新築し其落成式を行ひ併せて全国会員の大会を開くは余の大に悦ぶ所なり然れども本会目的の全体より之を觀れば未だ纔に其初級に達せしに過ぎずして前途尚ほ遼遠なり望むらくは会員諸子互に協力し本支会共に一致して体育を奨励し以て富強の基礎を鞏固にせむ事を

日本体育会総裁

大勲位功四級載仁親王

次いで樺山文部大臣、千家東京府知事、松田東京市長並に大阪支会長の祝辞朗読あり。其より同会幹事長日高氏の会務一般の報告あるべき筈の処を省略して各来会者の手許に印刷物を配付し。次に川村副会長の発声にて天皇陛下 皇后陛下の万歳を三唱し。茲に式の終りを告ぐ。時に正午前十五分。斯して四殿下を始め奉り。来会者一同は。設けの休憩室に入りて。冷酒折詰弁当の供応を受け。午後一時頃より思い思いに構内を巡りて左の余興を觀覽したるが。四殿下にも川村副会長の御先導にて二時頃御休息室を出でさせつ。自転車曲乗、大相撲等を御覽ありて御機謙誠に御麗はしう見上げ奉りぬ。

● 式後の運動

- 器械体操 本会々友及練習生十数名及大阪支会より特派の練習生等各得意の妙技を演じたり。
- 柔軟体操 普通体操兵式操練 練習所生徒之を演し。殊に普通体操はピヤノ、バイヲリンの合奏にて行ひたり。

● 射撃 同科卒業生及練習生単発連発各種の射撃を為せり。

● 弓術 同科世話係を初め来会者百余名にて各二矢を射たるに両矢とも命中せしもの十二名あり。又金的に命中せしは川合貞寛氏一名なりき。

● 撃剣 警視庁、皇宮警察及近県の剣客等にして数十番の試合ありたり。

● ロンテニス 遊戯部の部員数番の勝負を為す。

● 唱歌遊戯 数十名の女性徒軍歌を唱ひつつ。軍楽隊の奏樂に連れ星状行進の遊戯を為したり。

● 薙刀体操 斯術の熱心家小沢氏の号令に依て。同女性徒十数名赤き袴を穿ち白き襷掛の出で立ちにて。勇ましく十余種の運動を為したり。

● 余興

● 大角觥 大角觥協会の寄付に係る角力は。さすがに体育会の添へ物として尤も妙なりし。其取組勝負を左に記さむ。

野州山	(つきだし)	達の里	国見山	(もたれこみ)	谷の音
高見山	(ひきおとし)	尼ヶ崎	常陸山	(おしきり)	稲川
鶴ヶ浜	(つきだし)	利根川	源氏山	(おしきり)	大見崎
起ヶ嶽	(よりたおし)	鬼竜川	荒岩	(預)	梅の谷
小松山	(かたすかし)	松の風	大砲	(はたきこみ)	海山
鬼ヶ谷	(つきはなし)	松ヶ関	朝汐	(わたしこみ)	逆鉾
不知火	(かいなひねり)	北海	小錦	(おしきり)	鳳凰

これより神田競力会てふ素人相撲の寄付ありし。

●自転車曲乗 横浜ジョルジ商会のバレー氏にして。種々巧妙の曲芸を演したり。

●剣舞 神道館主木崎正道及び恢猷館主萩原竜太郎両氏の寄付にして。数十番極めて勇壮活発に演せり。

●西洋手品 遊天齋明一數番の秘術を演したり。

●栗餅曲搗 東京旅人宿組合の寄付にして。栗餅三千人分の切符を出し。来会者に配る。

●風船 打揚花火の換りとして。数十個の小さき手遊軽氣球を打揚く。

●仕舞花火 埼玉県支会越生支部より數百本。また北埼玉の有志者よりも百數十本の寄付申込ありしと雖とも。人家稠密の場所柄とて之れを謝絶したりといふ。而してただ越生支部の寄付にかかる高さ

八間幅二十余間の富士形額面に。祝大会と記せる仕掛花火に夜間点火したり。

●官省及学校等の參觀

翌七日及び八日九日には本会員に限り左の時間中官省学校等の參觀を許されたれば皆三々五々隊を為し順覽せり。

五月七日 午前（七時三十分より十一時まで）

近衛歩兵第一連隊 同 第二連隊 中央氣象台

近衛騎兵連隊 高等師範学校 女子高等師範学校

衛生試験場 淀橋浄水場

同日 午後（正午より四時まで）

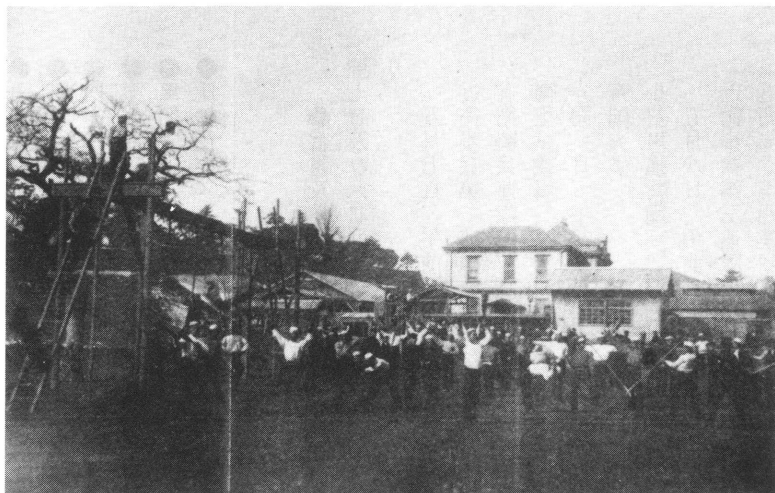
帝国大学 高等学校 盲啞学校

小石川植物園 淀橋浄水場

五月八日 午前（七時三十分より十一時まで）

近衛歩兵第三連隊 歩兵第一連隊 同第三連隊

近衛歩兵第四連隊 淀橋浄水場 軍艦（富士）



体操学校生徒による各種体操の演技、場所は模範体操場（『日本之体育』）



牛が淵の日本体育会前景（『日本之体育』）

同日 午後（正午より四時まで）

陸軍士官学校 中央幼年学校 戸山学校

輜重兵第一大隊 淀橋浄水場

同日 八日、九日 両日

軍艦（敷島） 横須賀造船所

此外各地方より本会へ参列する会員の便を謀り。本会にては其れ其れ近隣の宿屋に紹介し各々宿泊料二割引を爲し。また之れか爲め各汽船の会社にては一割五分以上四割以下の割引を爲したるなど。当局者の注意も行届けりといふべし。

このように日本体育会体操練習所および模範体操場は物珍しさも手伝つてか、話題性に富み多くの人びとの関心呼び起こした。その前途は限り無く拓けているように思われ、誰もその可能性を疑う者はいなかつたといつてよい。しかし、国のバックアップを得て拡大されていった本会の会務はその結果として煩雑さを招くにいたつてゐる。これは従来通りの感覚で本会を運営したことによるが、はからずも、創立以来の事務スタッフによる運営・管理の行き詰まりを露呈させることになつたのである。

（二）会務の拡大と運営の混乱

本部を新天地「牛が淵」へ移した日本体育会は国庫補助金交付によって与えられた公的性格に対応するために本会の運営に係わる幾つかの改善を試みた。その一つはそれまで創立者の日高が管理していた本会の所有する財産の一切を会長に引き継ぐことであり、もう一つは本会の規則を改正して、新段階に対応することであつた。前者の財

産管理の方は明治三十三年十月三十日に完了し、後者の規則の改正は同年五月に大幅な改正をもって達成されている。しかしその改正も不十分であったとみえて、規則の改正の方はその後十二月および翌年一月に重ねて行われるなど矢継ぎばやに行われることとなった。本会の事業を拡大する前に会則の整備がまずもって図られたのである。そこで少々長くなるが本会の新時代に対応しようとした意気込みを、次に掲載する「日本体育会規則」に語ってもらう。なお、その規則は明治三十三年十二月に改正され、翌三十四年一月二十三日に丑普甲一二三号をもって認可を受けたものである。

日本体育会規則

第一章 総則

第一条 本会ハ皇族ヲ総裁ニ推戴ス

第二条 本会徽章ハ白地旭日トス

第三条 本会ハ政府ノ保護監督ヲ受ク

第二章 名称及ビ位置

第四条 本会ハ日本体育会ト称ス

第五条 本会ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三章 目的

第六条 本会ハ設立ノ趣旨ニ依リ国民全般ノ体軀ヲ強健ニシ富国ノ本ヲ培ヒ強兵ノ実ヲ取メム為メニ全国須要

ノ各地ニ体育場ヲ設ケ全国ノ体育ヲ奨励シ東京ニ体操学校ヲ設ケ体操教員ヲ養成シ学校ニ於ケル体育

ノ確実ヲ図ルヲ以テ目的トス

第四章 事業

第七條 前條ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、 体操學校ヲ設ケ体操教員ヲ養成シ且ツ同科教員ノ練習ヲ図ル（規則ハ別紙ニ具ス）
- 二、 各府県ニ漸次支會ヲ置キ須要ノ各地ニ体育場ヲ設ケ其地方子弟ノ運動ノ便ヲ図リ体育ヲ奨励ス
- 三、 本會ノ術科目左ノ如シ
兵式体操（器械体操・柔軟体操）兵式教練（各個教練・部隊教練）普通体操、銃槍試合、劍術、槍術、柔術、射擊術、遊泳術、和洋漕艇術、弓術、馬術、自転車、諸種ノ遊戯術、唱歌及軍歌等（各科ニ於ケル規則ハ別紙ニ具ス）
- 四、 体育ト共ニ德育ニ注意シ嚴正ナル規律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守リ不撓不屈ノ胆力ヲ練リ剛健快活ノ挙動ヲ習ヒ艱苦欠乏ニ耐フヘキ習慣ヲ奨励シ忠孝節義ノ精神ヲ養成ス
- 五、 女子体育ノ為メニ女子部ヲ設ク（規則ハ別紙ニ具ス）
- 六、 体育奨励ノ為メ時々運動會ヲ行フ
- 七、 本會ノ機関トシテ雜誌「体育」ヲ発行ス
- 八、 國民ニ軍事教育ヲ授ケ且兵役応徵者ノ入營後ニ於ケル教育ノ發達ヲ容易ナラシメン為ニ兵事講習科ヲ設ク

第五章 資産

第八條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

- 一、 本會ノ所有ニ属スル動産及不動産
- 二、 宮内省ノ御下賜金
- 三、 政府補助金
- 四、 會員ノ贖金、有志家ノ寄付又ハ遺贈ニ係ル金品

五、 本会ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル特別ノ収入金

第六章 会員及ヒ義助員

第九條 本会ノ会員ハ左ノ三種トス

一、 通常賛助会員

金七円以上（年賦額ハ金二円以上月賦額ハ金二十錢以上）ヲ義捐スル者但一時出金ハ金五円以上トス

二、 特別賛助会員

金十二円以上（年賦額ハ金三円以上月賦額ハ金五十錢以上）ヲ義捐スル者

但一時出金ハ金十円以上トス

三、 名誉会員

金五十円以上（年賦額ハ金十五円以上月賦額ハ金二円以上）ヲ義捐スル者

但一時出金ハ金四十五円以上トス

第十條 年月賦出金スル者ハ入会ノ当時其ノ一回分ヲ出金スルモノトス

第十一條 貴顕若クハ本会ニ対シ功勞アルモノハ評議會ノ決議ヲ經相当ノ会員ニ推薦スルコトアル可シ

第十二條 会員ニシテ現在以上ノ会員タラントスルトキハ既納ノ金額ヲ通算ス

第十三條 会員ニシテ更ニ寄付ヲナシ其金額前後通シテ現在以上ノ会員出金額ニ達スル時ハ相当ノ会員ニ陞ス

第十四條 物品ヲ寄付シタル者ハ其価額ヲ評定シ相当ノ会員トナス

第十五條 会員ハ永久本会ニ名籍ヲ存シ左ノ待遇ヲ為ス

一、 会員ハ本会ニ於テ舉行スル運動會、講談及演說會等アル時ハ參觀聽講スルコトヲ得

二、 会員ハ本会ニ於テ発行スル雜誌ヲ二割ノ減額ヲ以テ講讀シ雜誌ニ定価ノ半額ヲ以テ廣告スルコトヲ得

三、 会員ハ体操學校、兵事講習科、射擊場、遊泳場、漕艇部、體育場、其他各所規則ノ定ムル所ニ拠リ

特別ノ待遇ヲ受クルコトヲ得

第十六条 本会ノ趣旨ヲ賛成シ金一円以上及ヒ之ト同額ナル物品ヲ寄付スル者ハ義助員トシ永久其名籍ヲ存ス
第十七条 用途ヲ指定シテ寄付スル金品ハ指定ノ用途ニ充ツルモノトス

第七章 入退会及出金手続

第十八条 本会ニ入会セントスルトキハ書式ニ依リ申込書ヲ送致スヘシ

第十九条 退会セントスルトキハ会員徽章會員証ヲ添ヘ申出ツベシ

第二十条 本会ニ入会シ出金セントスルトキハ左ノ順序ニヨル

- 一、東京在住者ニハ本会々計ノ名ヲ以テ発スル受領証ヲ所持スル集金人ヲ出ス
- 二、地方在住者ノ集金ハ地方官衛ニ於テ取扱フ若シ官衛ニ於テ未タ取扱ヲナササルトキハ直ニ本会ニ送付スルモノトスル

第二十一条 入会ノ拒絶及會員ノ除名ハ評議會ニ於テ議決シ其ノ理由ハ告知セス

第八章 徽章

第二十二条 會員及義助員ニハ各一定ノ徽章ヲ贈ル

第二十三条 本会ノ為メ特別ノ功勞又ハ特別ノ寄付アルモノハ評議會ノ議決ニ依リ總裁ノ裁可ヲ經テ有功徽章ヲ贈ルコトアルヘシ

但有功徽章ハ左ノ三種トス

- 一、三等有功徽章（年賦額ハ五十円以上）
金二百円以上五百円未満出金スルモノ
- 二、二等有功徽章（年賦額ハ七十円以上）
金五百円以上金千円未満出金スルモノ
- 三、一等有功徽章（年賦額ハ百円以上）

金千円以上ヲ出金スルモノ

第二十四条 會員ニシテ徽章ヲ紛失若クハ遺失セシ時ハ実費ヲ出シ再交付ヲ請求スル事ヲ得

第二十五条 本会徽章ハ何レノ場所ニ於テモ佩用スル事ヲ得

第二十六条 本会會員証及徽章ハ他人ニ貸与スル事ヲ得ス

第九章 職制

第二十七条 本会ニ左ノ職制ヲ設ク

會長 一名

會務ヲ提理シ本会ヲ代表シ処務ノ細則ヲ設定シ事務員ヲ任命シ本会ノ資産ヲ管理シ之ニ関スル

一切ノ契約ヲ締結スル權限ヲ有ス

副會長 二名

會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

顧問 若干名

會長ノ顧問ニ応シ會務ヲ贊補ス

委員長 一名

委員ヲ總轄ス

評議員 三十名

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ審議ス

會計監査委員 二名

収支一切ヲ監理ス

常務委員 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ処理ス

委員 若干名

会長ノ旨ヲ承ケ会務ヲ弘通シ会員ノ増加ヲ図リ体育ヲ奨励ス

幹事 七名 (内三名専務)

会長ノ旨ヲ承ケ本会ノ事務ヲ審議シ専務幹事ハ庶務會計拡張ノ事ヲ分掌ス

課長 二名

幹事ノ旨ヲ承ケ庶務會計ノ事務ヲ掌理ス

書記 若干名

課長ノ指揮ヲ受ケ各事務ニ服ス

医員 若干名

幹事ノ旨ヲ承ケ衛生事務ニ服ス

第二十八条

会長副会長幹事ヲ以テ理事員トシ理事員会ノ決議ニ依リ本会ノ事務ヲ処理ス

第二十九条

本会体操学校及模範体操場ニ左ノ職員ヲ置ク

学校長 一名

会長ノ旨ヲ承ケ校務ヲ統理ス

教頭 一名

教務ヲ管理ス

教師 若干名

各科ノ教授ヲ分掌ス

掌事 一名

校長ノ旨ヲ承ケ学校ノ事務ニ服ス

場長 一名

会長ノ旨ヲ承ケ場務ヲ統理ス

次長 一名

場長ヲ補佐ス

教師 若干名

各科ノ教授ヲ分掌ス

掌事 一名

場長ノ旨ヲ承ケ場内ニ関スル事務ニ服ス

第三十條 本会ニ拡張部及編輯部ヲ置ク其規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 会長副会長顧問委員長ハ總裁之ヲ囑託ス

一、評議員會計管查委員幹事学校長ハ会長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

二、常務委員委員ハ会長之ヲ囑託ス

第三十二條 評議員及委員ノ任期ハ二ケ年トス

第三十三條 臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ設クルコトアルヘシ

第三十四條 場長教頭次長教師ハ会長之ヲ囑託ス

第三十五條 課長ハ会長之ヲ選任ス書記医員ハ幹事ノ推薦ニヨリ会長之ヲ任命ス

第三十六條 掌事ハ学校長場長ノ推薦ニ依リ会長之ヲ任命ス

第十章 集會

第三十七條 会長ハ毎年一回總會ヲ開キ諸般ノ事項ヲ報告ス但時宜ニ依リ運動會ニ於テ兼ヌルコトアル可シ

第三十八條 會長ハ春季又ハ秋季ニ於テ運動大会ヲ開ク

第三十九條 會長ハ必要ニ応シ評議會ヲ開キ會務ヲ審議セシム

第四十条 評議会ハ理事員及委員長評議員會計監査委員常務委員ヲ以テ議員トシ會長ヲ議長トス

第四十一条 議事ノ可否ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十二条 顧問及ヒ課長ハ會議ニ列シ可否ノ数ニ入ル

第十一章 支 会

第四十三条 各府県ニ支会ヲ設ク但規則ハ別ニ本会ニ於テ定ムル所ニ依ル

第十二章 地方委員

第四十四条 支会ノ設ケナキ府県及東京市ニ左ノ職員ヲ置キ本会主旨ノ普及ヲ図ル

但東京市常務委員及委員ニシテ東京市在住ノ者ハ本会ノ常務委員及委員ヲ兼任スルモノトス

一 委員長 一名 一 副委員長 一名

一 常務委員 若干名 一 委員 員 若干名

一 事務委員 若干名

第四十五条 地方事務ニ関スル規則ハ別ニ定ムル処ニ依ル

第四十六条 本会ノ會計ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十七条 本会ノ資金ハ利殖ノ法ヲ以テ適當ナル銀行ニ預ケ又ハ有価物件ニ換ヘ置クモノトス

第四十八条 本会ハ半期毎ニ収支決算ヲナス

第四十九条 毎月ノ計算ハ會計管理委員ノ檢査ヲ經テ評議会ニ報告ス

第五十条 會計取扱ニ関スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

付 則

第五十一条 此ノ規則ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス

この日本体育会会則は従前の「会則」及び「職制」を文部省の「命令書」に沿って一つにまとめたものであるといえる。しかし、公的性格を有するようになった本会に相應しい体裁が整えられた点で新しさがあつた。とまれ、右のように会則を整備した日本体育会は新規事業にその触手を延ばしていった。「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」によると、一般の協力を得るために、明治三十四年二月現在で従来実現してきた事業と、これから実施する事業計画についての一覽をまとめていくという。これによれば、「日本体育会規則」を大幅に改正した明治三十三年五月以降の事業として「万国体育会々議參列 明治三十三年八月仏国巴里ニ開会ノ万国体育会々議ニ本会委員山根正次氏ニ參列ヲ委嘱シ其他体育ニ関スル事項ヲ調査セリ」がみられるが、これは新規事業として注目される。またその一覽に高らかに謳い上げられた「将来拡張スベキ事業ノ概略」は新規の事業を興してさらなる事業規模の拡大をはからんとした本会の姿勢を窺わせるものである。それを次に引いておくことにしよう。

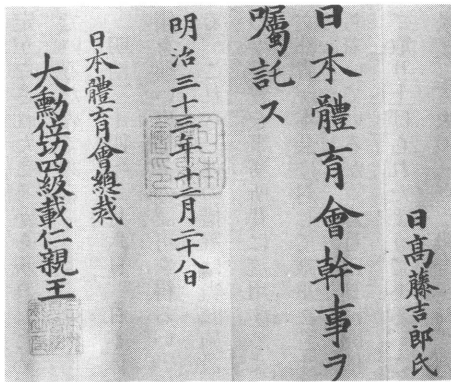
○将来拡張スベキ事業ノ概略

本会の将来ニ拡張セント欲スル事業ノ大要ヲ挙クレハ如左

- 一、模範体育場 既設ノ体育場、射撃場、漕艇部、遊戯部、遊泳部、兵事講習科、女子部等ノ拡張完成ヲ期シ模範タラシムル事
- 二、体操学校 ノ規模ヲ大ニシ善良ナル体操教員ヲ養成シ各府県公私諸学校ノ需用ニ応シ得ル完全ナル一大体操学校トナス事

三、体育調査部

該部ヲ設置シ朝野ノ名士ヲ議員ニ囑託シ欧米各国ノ体育制度ヲ斟酌シ我国体育ニ関スル諸件ヲ調査シテ斯業ノ発達ヲ図ル事



日高藤吉郎への日本体育會幹事委囑状

- 四、遊 戲 諸種ノ遊戯ヲ研究發達セシムル事
- 五、市内體育場 東京市内適宜ノ所ニ數カ所ノ體育場ヲ増設スル事
- 六、新設科 馬術、自転車ヲ新設スル事
- 七、支 會 各県支會支部ノ設置ヲ完了スル事
- 八、體育館 老幼男女一般ニ遊戯運動等ヲ奨励セムガ為ニ一大会堂ヲ建設シ體育館ト称シ上ハ講堂ト爲シ演説講演其他各種ノ會議等集會ノ用ニ充テ階下ニハ諸種ノ遊戯器具ヲ備ヘテ室内運動場トシ以テ益體育運動ノ奨励ヲ図リ併セテ會員ノ一大娛樂場ト爲スコト

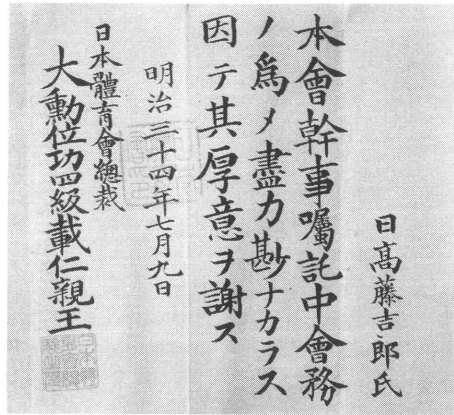
右の将来拡張しようとする事業はその時代社会の要請するところを実施に移さんとしたものであつたが、体育制度に関する調査研究や運動種目（スポーツを含む運動遊戯）の研究に着手するという時代を先取りした事業もその拡張計画に盛り込まれていることが注目される。また、「体育館」という名称も本会において初めて使用され、これがやがて博覧会の出品として具体化されていくことも見逃せない。国に代わって国民体育の振興を図るのだという意気込みがこれら将来計画の中に見え隠れしているのである。しかし、このように意気込んで計画した事業は、私的感覚でもって本会の経営に携わってきた日高等、創設期以来のスタッフにとつて、やはりその荷が重かつたようである。事業拡張のひずみが「日本体育會会則」の大幅な改

定がなされたころから現れはじめ、明治三十四年一月の再改正のころにはそのひずみの是正策が講じられるに及んでゐるためである。

明治三十四年二月六日、日本体育会は文部大臣に市ヶ谷左内坂の狹窄射撃場および本郷弥生町の第二体育場の閉鎖を願ひ出てその認可を得るいっぽう、三十五年五月八日には神田錦町の第一体育場の閉鎖の認可を取り付けている。これら一連の措置は当該施設の維持が経済上難しくなったことを物語る。というのも、明治三十三年度予算中の事業費を事務所費に流用するまでに追い込まれていたからである。この件に関しては明治三十四年四月二十日に文部省が本会对して嚴重注意すること（今回は認めるが今後は禁止するとの通牒、丑普甲一〇九〇）によつて落ち着いているが、六月四日に開催の本会の評議会においてこの間の諸施設の閉鎖問題等も含めて由々しき問題として取り上げられたようである。このような苦境に追い込まれた原因を調査する七人の委員が任命され、その調査結果として次の三点が報告されているためである。

- 一 本会目下第一ノ障碍タル訴訟ヲ解除スル方法
- 二 創立者日高氏と本会現役員ト感情ノ行違ヒヲ融和シ法人組織ノ進行ヲ図ル事
- 三 加納子爵ノ復任ヲ得テ会務ノ整理ヲ計ル事

このように経済的苦境に立たされた本会は訴訟問題まで抱え込んでしまつたために、この事態を招いた創立者日高の責任を問わねばならなかつた。したがつて日高と副会長に就任していた加納子爵との間に本会の運営を巡つて



日高藤吉郎への日本体育会・感謝状

激しい遣り取りがなされたように思われる。というのも加納が明治三十四年の四月〜五月にその職を辞しており、七月六日の評議会で復任するまでの間、二つの副会長のポストの内の一つに空席の状態が続いているからである。とまれ、右に提起された諸問題は先ず本会から二万円を用意して債権者の訴訟を取り下げさせることとし、次いで氏が幹事を辞任する代わりに法人定款の付則（第三十条）において日高が総会・常議員会・理事会に出席して意見を述べる権利をうたうこと、及び総裁から従来への労苦に対する感謝状を贈る（七月九日に実施）ことよって和解に漕ぎ付けている。この和解の条件の中には加納副会長を復任させ、会務の実質的権限を加納に委ねることが前提となっていた。

かくて、加納子爵の手で会務整理が断行されることになるが、その会務の整理は同時にまた本会を社団法人化するためのものであった。日高との和解を成立させて、「法人組織ノ進行ヲ図ル事」が実施に移されたのである。

第二項 加納久宜子爵と会務整理の断行

日本体育会の会務の実質的な担当者日高藤吉郎から加納久宜へ移され、加納の手によって本会の公的性格が「社団法人」という形で造り上げられていった。その社団法人化への道は会務の整理を進めることによって初めて拓け

るものであったので、ここでは加納久宜という人物とその人物が断行した会務の整理について眺めることにしよう。

(一) 加納久宜子爵の略歴

加納久宜(かのうひさよし)は日本体育会百年の歴史の中でその功業が深く刻まれていることで知られる。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によれば加納が本会の発展に尽くした功績は次のように讃えられる。

加納久宜子爵は、明治三十三年十二月副会長に就任し、明治三十四年春、意見の相違から一度は辞任したものの、苦境にあった日本体育会の態勢を挽回するため、同年七月には本会関係者の与望を担って副会長に復任した。そして、会務整理を断行して日本体育会の社団法人化を実現し、日本体育会の輝かしい再出発を可能とした。

ついで社団法人となるや、同年十一月会長に選ばれ、以来明治四十四年十月の辞任まで、会長として専心会務の発展に、文字通り私財を投げうって尽力した。

この加納会長の時代こそ、日本体育会の名声を不滅のものとした時代である。



加 納 久 宜

それでは、加納久宜子爵とはどのような経歴を有する人物であろうか。加納は嘉永元年(一八四八)三月十九日、幕末に老中職にあった立花豊前守種善の弟の立花式

部種道を父として生まれた。安政二年（一八五五）の大地震で両親を失いはしたが、慶応三年（一八六七）十九歳の八月に、上総一宮の藩主加納久恒の死去に伴い加納家の養子となる。幕末には幕府軍に味方して鳥羽伏見の戦いに出陣するが、途中伊豆沖で遭難、一ノ宮に引き返したという。維新後、上京して南校で仏語を学ぶが、藩知事に任命されてその職に就く。廃藩置県が布かれてからは再び上京して仏語を学ぶ。その後、文部省入りし、督学局に勤務し、視学官となり、後に岩手県師範学校校長や新潟学校校長を歴任する。しかし、明治十四年以降は司法界に転じて熊谷裁判所長、大審院検事を歴任し、さらに明治二十七年に地方行政に転じ、鹿児島県知事となり、三十三年九月に退官して上京した。そして同年十二月に日本体育会副会長に就任、翌年十二月に会長に就任して文字通り中心人物となって本会の発展に尽力する。しかし、四十四年には経営の行き詰まりから会長を辞し、晩年は故郷の一ノ宮の町長として過ごし、大正八年二月二十六日にその生涯を閉じている。

加納が日本体育会と関係を持つ契機となったのは鹿児島県知事時代であった。本会の支会が鹿児島県に設けられ、その委員長に県知事の加納が委嘱されたことによるといわれている。

以上が『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の語る加納の略伝であるが、いま暫く同書の語るところに耳を傾けることにしよう。社団法人日本体育会と加納との関係が適切に表現されているためである。

こうして、鹿児島県知事という公務を退いた時から、彼の本会経営がはじまり、当初は相当の効果をあげたのである。しかし、結局は、国庫補助の打ち切りと、創立以来の一時金による会費制度のため、事業を維持発展させる原動力である経済面で行きづまってしまふ。もちろん、その間実業界にも関係し、経営に参加してい

た東京競馬会や第十五銀行から融資をはかったり、私財を投じたり、本会借入金を保証人になるなど、極力本会経営に努力している。子息故久朗（ひさあきら、元千葉県知事）が、父は日本体育会のために全部失ってしまった。また、本会のため大変迷惑したと回顧するほどの熱のいれ方であった。

そして、明治四十四年には、加納が本会会務から手を引かざるを得ない事態となる。これを境に、日本体育会の退潮はいちじるしい。

このような点からみて、明治期における社団法人日本体育会は、加納とともに興り、加納とともに衰微したといっても過言ではなからう。

（二）会務整理の断行

右の加納の履歴が雄弁に語りかけているように、加納久宜子爵は新段階に入った日本体育会のリーダーにふさわしい人物であった。子爵という社会的地位はもとより、行政の経験は行き詰まった本会の経営を立て直すのに大いに功を奏したと思われるためである。そこで次に明治三十四年九月四日付けの東京日日新聞が加納の行政的手腕に着目して報じた日本体育会の改革に関する記事をみておくことにしよう。

○体育会と加納副会長　日本体育会は前理事の手に於て過大の拡張を試みられたる結果財政紊乱し一時は殆んど其運命も危かりし際組織変更と議を決して元鹿児島県知事加納久宜氏を挙げて副会長に推し幹事其他の役員を更迭して鋭意改革を断行し昨今に至りて漸く整理の緒に就きたるは全く加納副会長の熱心と敏腕に依るものなりといへり尚ほ同会は予て其筋に申請中なる社団法人の資格も追々認可さるべき筈なりといふ

このように高い評価を得た加納の会務整理は役員の整理と経費の縮小に置かれた。役員人事について見てみると、会長をこれまで通り黒川通軌とし、副会長に加納自身が据わり、その会長・副会長の下に常務幹事兼体操学校長として吉村寅太郎を、庶務兼会計課長に黒沢勇を任命し、さらに課員四名を置いた。そして会務執行の中心には会長ではなく、副会長がすえられている。いっぽう、経費の縮小の方であるが、加納は経常費支出予算を前年度（明治三十四年度）のほぼ三分の一に、つまり三万九千円のところを一万二千元に削減している。しかも、その経費も国庫補助金一万円、東京府及び東京市からの補助金千円、それに生徒授業料（雑収入）を柱にして、不安定な収入しか見込めない会員の醸出金および寄附金については臨時費財源とするなど、健全財政の方向を打ち出したのである。さらに、もう一点、加納を語るときに見落としてはならないのは組織の抜本的強化を図るための社団法人化への努力である。それは加納が副会長に復任した時点には早くもなされている。もちろんこの社団法人化への模索は、明治三十四年三月の評議会において社団法人日本体育会の定款を決議していることから推してみると、加納がはじめて本会の副会長に就任した直後からはじまっているとみななければなるまい。この社団法人化については次に項を改めて見てみることにしよう。

第三項 社団法人日本体育会の設立とその経緯と役員

社団法人日本体育会の設立への動きは先ず本会が国庫補助金の交付を受けたことよって始まっている。それは従来の私的団体である本会に公的性格が付与されたことによる。次いで、その国庫補助金の交付団体となったこと

を背景にして事業の拡大が図られたが、これが裏目に出て会務に支障をきたすことになった。この経済的苦境に立たされた時に社団法人化することによって切り抜ける方途が模索されることになるが、これが社団法人化への第二の動きであるといえよう。その結果、会務の立て直しは人事の刷新と経費の削減をもってはかられ、財政的に健全な組織への道が拓かれることとなった。そして第三の動きは本会の将来的見通しがついた時点で始動することとなり、社団法人日本体育会の申請として実現するのである。

日本体育会は私的団体から公的団体へと脱皮するにあたって人事の刷新と経費の削減という産みの苦しみを味わいながらも、社団法人化への準備を着々と進め、明治三十四年三月十九日に評議會を開催して社団法人日本体育会の定款を「確定」している。そして同年七月には文部省と社団法人化についての交渉を図り、八月七日に文部大臣に対して社団法人日本体育会の設立認可の申請書を提出した。しかし、本会の会務に問題を抱えていたために、その認可が下されるまでに一箇月余の時間を要した。次に掲げる正式の認可は明治三十四年九月二十一日まで待たねばならなかったのである。

日本体育会社団法人設立者

男爵 黒川 通軌

外一名

明治三十四年八月七日申請社団法人設立ノ件

民法第三十四条ニ依リ許可ス

明治三十四年九月二十一日

文部大臣理学博士菊地大麓

大臣印

かくて、日本体育会は同月二十八日に社団法人日本体育会の登記を済ませ、ここに任意の私立団体の時代にその幕を閉じ、公共団体としての社団法人日本体育会の時代を迎えることになった。民法第三十七条には社団法人の設立者はその「定款」を作り、その中に「目的」「名称」「事務所」「資産ニ関スル規定」「理事ノ任免ニ関スル規定」「社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定」を盛り込むべきことが定められているが、社団法人日本体育会の設立認可はその定款が適当であると認められたからに外ならない。そこで次に本会の定款を取り上げることにしよう。但し、明治三十九年三月十九日に「確定」された定款も、また社団法人日本体育会の申請時に用意された定款も今に伝えられていないので、ここでは明治三十七年九月の本会機関誌『体育』（一一三号）に掲載された定款を引いて置くことにしよう。

○定 款

第一章 総 則

第一条 本会は 皇族を総裁に推戴す

第二条 本会は社団法人にして文部大臣の監督を受く

第二章 目 的

第三条 本会は国民の身体を強健にし尚武の氣象を振作し体操教員を養成し及体育の教科を完全ならしむるを以て目的とす

第三章 名 称

第四条 本会は日本体育会と称す

第四章 事 務 所

第五条 本会は事務所を東京市麴町区飯田町一丁目十六十七番地に置く（但南品川大井村にも事務所を置き平常専ら事務を取扱ふ）

第五章 資 産

第六条 本会は 皇室の御下賜金国庫府県都市町村の補助金会員の醸金日本体育会の寄付に係る動産不動産有志の寄付に係る動産及其他の収入を以て資産とす

第七条 本会の資産は總會に於て定むる所の規程に依り理事之を管理す

第八条 本会資産の内 皇室の御下賜金及毎年度末の剰余金を以て基本財産とす

第九条 基本財産以外の資産は常議員会の決議を経て理事之を処分することを得

第十条 本会の事業年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第六章 職 員

第十一条 本会に左の職員を置く

会 長 一 名 副会長 一 名 幹 事 四 名

監事 二名 常議員 若干名

第十二条 職員中会長副会長幹事を理事とす

第十三条 常議員は總會に於て會員中より之を選挙し会長、副会長、幹事、監事は常議員の互選に依り總裁之を囑託す

第十四条 職員の任期は三年とす但再選することを得

第十五条 会長、副会長、幹事、監事に欠員ある時は常議員に於て補欠選挙を行ひ常議員の欠員は次点者を以て順次之を補ふ前項補欠者の任期は前任者の残任期間とす

第七章 会 員

第十六条 會員を別ちて左の三種とす

一、名譽會員 二、特別會員 三、通常會員

第十七条 會員は本會の主旨を賛成し左の躰金を納付するものとす

一、名譽會員 一時出金三十円以上（五カ年賦年額十円以上）

二、特別會員 一時出金三十円未満十五円以上（五カ年賦年額五円以上）

三、通常會員 一時出金十五円未満一円以上（五カ年賦年額五十錢以上）

第十八条 理事に於て本會に功勞ありと認めたる者は躰金を要せずして相當の會員となすことを得但名譽會員となすには常議員會の決議を経るものとす

第十九条 入會及退會せんとするときは其旨を理事に申告すべし

第二十条 會員にして本會の體面を汚辱し又は不都合の行爲ありと認めたるときは理事は常議員會の決議に依て除名することを得

第二十一条 退會者及除名者の既に納付したる金額は返付せざるものとす

第八章 總 會

第廿二条

本会は毎年一回定期総会を開く

第廿三条

会長に於て必要ありと認めたる時又は常議員会の請求若くは本会員十分の一以上より会議の目的たる事項を示して請求ありたる時は臨時総会を開く

第廿四条

總會の場所日時及議題は三十日以前に於て本会雑誌に広告す

第廿五条

總會に於ては常議員の選挙議案の議決及諸般の報告をなすものとす

第廿六条

總會の議決は出席会員の過半数に依る

第九章 定款変更

第廿七条

定款を変更せんとする時は總會出席会員四分の三以上同意を得るを要す

第十章 補 則

第廿八条

此定款に依り会務を執行するに必要な諸般の規程は常議員会の決議を経て理事之を定む

第廿九条

従來の日本体育会の創立者には本会の總會常議員会及理事会に出席して意見を陳ふことを得せしむ

第三十条

従來日本体育会の会員たる者は第二十条の手続に依らずして定款認可の日より總會本会の会員となりたるものと見做す

第卅一条

本定款実施の時に於ける会長は従前の俣とし副会長、幹事、監事は従來の手続に依り本会長の選擧に委任す但第一回總會に於て渾て之を改選す

(明治三十六年五月改定)

右の日本体育会の定款を見てみると、その補則にはつきりと示されているように、創立者日高を本会経営の一線から外し、加納が本会の実質的会長をつとめることを予定していたことが知られる。したがって、本定款が認可さ

れ、さらに本会の社団法人としての登記が完了してから間もなく、加納久宜子爵を会長に選出するための臨時の総会が招集されたのも、当初からの予定の行動であるといえよう。明治三十四年十一月十日、第一回臨時総会は会長以下の新役員を選出するための常議員四〇名を選出した。これら常議員は同月十八日に常議員会を開催して、次の役員を選出するに及んでいる。

社団法人日本体育会新役員一覧（明治三十四年十一月十八日選出）

監 督 幹 事	幹 事	副 会 長	会 長
山根 正次 銀林 綱男	陸軍少佐 殿井 隆興 篠田 利英	男 爵 石黒 忠憲 陸軍少将 武田 秀山	子 爵 加納 久宜
	吉村 寅太郎 高島 平三郎		

なお、右の役員を選出した常議員については不明であるが、翌三十五年当時の本会機関誌「体育」に掲載された常議員は次の通りである。このメンバーの大半は本会が国庫補助金を交付された時に文部省の指導の下で構成した臨時拡張委員会委員のメンバーであった。したがって社団法人下においては確かに役員人事の刷新がはかられたけれども、従前の本会を支援する人材はそのまま引き継いだといえそうである。

常 議 員 (いろは順)

男	石黒 忠憲	伊東茂右衛門	磯部武者五郎	飯島 保篤
爵	西沢 善七	本庄 太一郎	加納 久宜	嘉納 治五郎
医学博士	片山 国嘉	横井 忠直	横井 鎮雄	医学博士 高木 兼寛
	高橋 新吉	丹所 啓行	大胡 純	高島 平三郎
	辻 新次	坪井 玄道	理学博士 長井 長義	桑田 房吉
	山根 正次	安川 繁成	松田 秀雄	福島 安正
	福原 信藏	寺田 勇吉	安楽 兼道	青木 慶三郎
	佐藤 正興	銀林 綱男	医学博士 三宅 秀	文学博士 三宅 雄次郎
	篠田 利英	十文字 信介	仁杉 英	平尾 信寿

第二節 社団法人日本体育会の最盛

国庫補助金や学校収入に依存する経常費予算を立て、この方針に沿って財政の安定・健全化を計った社団法人日本体育会は東京府の補助金および東京市の臨時補助金の交付を取りつけることによっていよいよその財政を安定させていった。この財政的安定を背景にして本会は事業を拡大していく。模範体操場での活動は活性化し、新設の学科も加え入れられた。また、府県に一つの支会を設置することを目的にしてきた本会の事業も着実に進められ、「日本」の社会体育を包含し得る組織（「日本」体育会）への道を歩みはじめた。さらに、第五回内国勸業博覧会に特設体育場を出品して、体育の振興を図ろうとするなど、新規の事業もスタートしている。かくて本会は安定した財政を基盤にしてその最盛期を迎えることになる。

第一項 経営の安定

明治三十三年度より向こう五か年にわたって年額一万円の国庫補助金を交付されることになった日本体育会はその補助金を有力な財源にした経営、いわば「補助金経営」を打ち出すことによって経済的苦境を脱することに成功する。この方針をより確かなものにしてくれたのが、東京府および東京市の補助金の交付であった。これが本会の経営を一層安定させ、社会的信用をも取り付けることにつながっていく。そこでここでは当該の補助金およびこの時期の財政について眺めることにしたい。

(一) 東京府および東京市の補助金交付の請願と受領

明治三十三年十月十三日、日本体育会は東京府知事に対して次の請願を提出した。この請願は東京府下で進めている日本体育会の事業が悉く東京府のために計画されているものであり、諸外国の例にならって府も本会に補助金を交付すべきであると訴えている。その要求金額は年額にして千円で、その交付期間は向こう十年間であつた。

請願書

本会ハ明治二十四年創立以來体育ノ發達ヲ図ルヲ以テ目的トシ教育上軍事上將タ風俗衛生殖産工業上等當府繁榮ノ基礎ヲ鞏固ナラシムカ爲メニ刻苦經營シ別紙ニ列記スル本会ノ事業等當府ニ貢獻セシ所尠カラスト信シ候殊ニ体操學校ニ於テ生徒ヲ養成シ現今東京府下ニ体操科教員ノ職ニ在ルモノ多數有之其他体操場遊泳場射擊場漕艇部等畢竟スルニ悉ク當府ノ爲メニ計畫致候儀ニ外ナラス候

抑々國民ノ体格ハ繁榮ノ土地程年々尪弱ニ趣キ候ハ徵兵ノ検査上ニ就キテ見ルモ甚夕明白ニ候若シ此趨勢ニ放任シテ顧ミサルトキハ遂ニハ人力ヲ以テ挽回スヘカラサルニ立至ルヘキ事ト存候且既ニ内地雜居ヲ許サレタル今日ニ候ヘハ当市内ニ大ニ運動場ノ數ヲ増加シ今一層ノ進歩ヲ図リ府民ノ体格ヲ強健ナラシメ以テ當府繁榮ノ基礎ヲ確立致度希望ニ御座候

現今歐米諸國ニ於ケル体育ノ發達隆盛ナルハ人民ノ体育ニ熱心ナルニ基クコト勿論ナガラ一ハ政府州会府会等カ多額ノ金額ヲ補助シ種々ノ保護ヲ与フル結果ト信セラレ候然ルニ我大日本ノ首府帝都ニシテ体育ノ設備ノ充分ナラサルハ當府前途ノ爲メ實ニ憂慮ニ堪ヘサル所ニ有之候就テハ前陳ノ事情ヲ洞察セラレ當会ノ事業ヲ幾分カ御補助被成下候ハハ更ニ當府ノ爲メニ本会ノ事業ヲ拡張シ得ヘク且一般ノ奨励ニモ可相成ト存候間何卒毎年金一千円ツツ向フ十カ年間御補助被成下候様致度別紙參考書相添此段請願仕候也

明治三十三年十月三日

日本体育會長男爵 黒川通軌 ㊦

東京府知事男爵千家尊福殿

この請願書を受けた東京府庁は、明治三十四年七月十七日、東京府知事男爵千家尊福名をもって本会会長黒川通軌宛に「明治三十四年度其会ノ事業タル体操学校経費ノ内補助トシテ金五百円下付候条別紙命令書ノ条項相心得受書差出スヘシ」と通知している。この補助金交付決定通知は請願書で訴えられた要求額千円を五百円に削減し、本の事業中の体操学校に限って行われた。その理由は次に掲げる補助決定稟議書に見える。「理由」と本会に対する「命令書」に窺うことができるが、補助決定稟議書には明治三十四年度の交付にもかかわらず当該年度に入ってから決定通知を出す理由も示されている。

補助決定稟議書

理由 日本体育会長ヨリノ申請取調タルニ該会事業ノ内体操学校ハ体操教員養成上有益ノ事業ト認ムルニ由リ府庁テモ補助ノ必要ヲ認メ先ツ以テ三十四年度ニ五百円補助ノ義ヲ通常府会ニ提案セラレシニ該会ノ御賛ヲ経タルヲ以テ本年四月補助下付ノ順序ヲナサントセシニ其当時体育会内部ニ紛議ヲ起シ事財政上ニ関シ波及シ杞憂スヘキ事柄ヲ耳セシヨリ一時庁議ヲ見合セタリシモ近時内容ノ改良ヲ加ヘ役員ニ大刷新ヲ施シタル結果内部ノ組織上見ルヘキモノタルト信シ候此ノ際補助下付相成ルモ差支ナキモノト相認メ候

命令書

東京市麴町区飯田町一丁目九段牛ヶ淵

日本体育会々長

男爵 黒川通軌

明治三十四年度其会ノ事業タル体操学校経費ノ内へ金五百円補助スヘキニ付左ノ条項相心得ヘシ

第一条 体操学校ノ改良発達ヲ図リ善良ナル卒業生ヲ出シ以テ府下体操教員ノ不足ヲ補充スルコトニ計画ヲナスヘシ

第二条 明治三十四年度体操学校経費予算、現在ノ生徒員數、修業年限、学科目、担任教員ノ氏名、資格、担任学科目、俸給額等ヲ具シ速ニ開申スヘシ

第三条 但本条経費予算ノ追加又ハ変更ヲナシタルトキハ其都度開申スヘシ
補助金ハ本命令ニ対スル受書差出タル後交付ス

第四条 会計年度後三ヶ月以内ニ明治三十四年度体操学校経費ノ収支精算書及体操学校卒業生ノ氏名並ニ事業ノ状況ヲ具シ開申スヘシ

第五条 当庁ノ官吏ヲ派遣シ体操学校ニ属スル事業並ニ会計ノ状況ヲ実査セシムルコトアルヘシ
右命令ス

明治三十四年七月十七日

東京府知事男爵千家尊福 ㊟

この東京府の補助金は翌三十五年と三十六年に体操学校経費として同じく五百円が交付されたが、三十七年度以降はその金額が三百円に減額され、東京府下小学校の体操を改良するための体操講習会開催の経費に充てるべきものとされた。以後、大正三年度まで補助金が本会に交付されている。この東京府の補助金交付期間は本会が交付請

願書に示した「向フ十カ年」を越えている点が注目される。本会が当初に期待した以上の補助が東京府からなされておき、それだけに東京府の本会に寄せる期待も大きかったことを示しているからである。しかし、補助の内容が三十七年度から変わっていることから、東京府の期待はそれ以前に比して減少したといわねばならない。全体的に不足していた東京府下の体操教員は東京高等師範学校の体操教員の輩出と相まってこの時期には充足することとなり、体操学校卒業生を府下教員に補充することが補助金交付の大義名分になりえなくなったためであろう。しかし、減額してまでも本会に対する補助が続けられたのである。したがって、減額されたとはいえ、東京府の本会に対する期待は少なしとしなかつたといわねばならない。とまれ、「本会が大正三年に財政上の破綻から社会的信用を失墜すると、東京府もまた、本会に対する期待を放棄し、大正三年十二月二十五日、十二月十四日に本会から申請した大正四年度補助金交付を拒否する旨、内務部長名で本会へ通知してきた(寅学甲五七三八)」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）ことをもって、東京府の補助金交付は停止され、その後この種の補助金交付は姿を消すこととなっている。

いっぽう、東京市の補助金交付も本会が当て込んだ財源の一つであった。しかし、こちらの方は府の経常費的性格を有する補助金とは違って臨時費的性格の補助金であったといわねばならない。例えば、東京市からは明治三十三年五月五日付け、三十五年十二月十三日付け、三十八年五月二十二日付け、および三十九年四月三十日付けで三十三年の六百元を除けばそれぞれ三百円が本会に交付されているが、この交付は毎年交付するというものではなかつた。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の証すところによれば、三十三年の交付は交付の時期からみて本会が牛が淵への移転に際しての祝い金であつたし、三十五年の補助金は「三十五年度限」って交付され、しか

も三十八年に交付条件として東京市内小学校教員に体操遊戯講習会を講習料無料で開設することが指示されたにすぎないのである。これは明治三十八年度の補助金交付に際して指示された次に掲げる条件が語っているように、東京市の補助金が臨時費的性格を有していたことを示しているのである。しかし、それでもなお、明治三十五年四月十二日に東京府に提出した補助申請書中の「明治三十五年度歳入歳出予算表」に「東京市ヨリ六百円補助セラルル見込み」として歳入に組入れていることから、東京市の補助金交付に大きな期待を寄せていたといえよう。

教丙第五九六号

日本体育会長子爵加納久宜

一金三百円

右明治三十八年三月五日付請願ニ対シ明治三十八年度其ノ会事業補助トシテ前記之金額交付候条克ク此趣旨ヲ体シ鋭意励精其ノ目的トスルトコロヲ遂行センコトヲ期スヘシ

明治三十八年五月廿二日

東京市参事会

東京市長 尾崎行雄 ㊦

教丙第五九六号

明治三十八年度其会経費ノ内へ金三百円補助相成候ニ付テハ左記条項ニ依リ夫々処理可相成此段及通達

候也

明治三十八年五月廿二日

東京市長 尾崎行雄 ㊦

日本体育会長子爵加納久宜殿

- 一、其ノ会ニ於テ現在経営セル事業ノ状況及本年度中ニ経営セントスル事業ノ概目ヲ報告スヘシ
 - 二、明治三十八年度其会収支予算ヲ速ニ報告スヘシ其ノ追加又ハ変更ヲナシタルトキ又同シ
 - 三、会計年度後三ヶ月以内ニ於テ明治三十八年度其ノ会収支精算書及事業ノ状況ヲ詳具シテ開申ス
- ヘシ

(二) 補助金経営の実態

前章で触れたように、経済的危機の打開のために本会はその予算組みの中心に国庫補助金を据え、予算見積りの困難な会費や寄付は臨時費に当てるなどの努力をしながら、健全財政への道を模索した。その結果、従前の経常費予算を三分の一足らず、すなわち一万二千元に削減することとなった。したがってこの減額された予算の中から、さらに社団法人化する以前の借金の返済に当てねばならなかったのだから、改組転換に成功したとはいえず社団法人日本体育会は当初から緊縮財政でもって出発しなければならなかったといえよう。そこで次に本会が明治三十五年四月十二日付けで東京府に対して提出した「体操器械公園設置補助申請書」に「明治三十五年度歳入歳出予算表」

(都政史料館所蔵) が添付されているので、その予算表を掲げることによしう。

明治三十五年歳入歳出予算表

歳入
科 目 本年度 予算額 摘要

第一款 日本体育会収入二七、二〇〇、〇〇〇

第一項 醸金及寄付金 一〇、九〇〇、〇〇〇

第一目 会員醸金 八、四〇〇、〇〇〇

第二目 寄付金 二、五〇〇、〇〇〇

市内現在会員ヨリ年月賦ニテ本年度収入スヘキモノ二千四百円外六千円ハ府下及他府県支会並委員部ヨリ収入予定額東京大角力協会並ニ出金済ミノ会員ヨリ特別寄付並ニ賛助金ソノ他ヨリ収入ノ見込ミ

第二項 授業料 二、八〇〇、〇〇〇

第一目 授業料 二、八〇〇、〇〇〇

体操学校生徒月謝及入学金並夏期講習、兵事講習、模範体操場体操部遊泳部ヨリ収入スヘキ月謝及日謝等ノ見込ミ

第三項 雑収入 二、四〇〇、〇〇〇

第一目 雑収入 二、四〇〇、〇〇〇

射撃彈藥料並ニ体育雜誌売上代金其他廃物品売却代等ノ見込ミ

第四項 補助金 一一、一〇〇、〇〇〇

第一目 国庫補助金 一〇、〇〇〇、〇〇〇

第二目 東京府市補助金一、一〇〇、〇〇〇
 歳入総計 二七、二〇〇、〇〇〇
 東京府ヨリ五百円東京市ヨリ六百円補助セラルル見込ミ

歳出之部
 經常部

科目 本年度予算額 摘要

第一款 日本体育会費 二三、〇六〇、〇〇〇

第一項 事務所費 二一、〇二九、〇〇〇

第一目 給料 九六〇、〇〇〇

第二目 雑給 三、九〇八、〇〇〇

課員月俸十八円一人、十七円一人、十五円一人、十四円三人
 一、會員募集並各半期慰勞手当其他報酬年額二千九百円人
 力車並備入料年額七百九十二円

一、小使一人(日給三十錢) 月額平均九円、給仕一人
 (日給二十錢) 月額平均六円、宿直手当月額三元

第三目 需用費 四、二二一、〇〇〇
 備品費、修理費、消耗品費、印刷費、徽章費、通信運搬費、
 広告料及雜費

第四目 借地料 四〇〇、〇〇〇
 麴町区飯田町一丁目字牛ヶ淵借地料一坪十錢一千坪年千二
 百元ノ処内八百円各所費ヨリ四百円事務所費ヨ支弁ス

第五目 旅費 九六〇、〇〇〇
 月額八十円ツツ支出ノ見込ミ

第六目 会議費 三〇〇、〇〇〇
 理事監事ノ会議、常議員会等ノ諸費

第七目 交際費 一八〇、〇〇〇
 会務拡張ノ為メ交際上要スル諸費

第八目 營繕費 一〇〇、〇〇〇
 建物營繕ノ諸費

第二項 各所費	九、四五六、〇〇〇	
第一目 給料	三、二四〇、〇〇〇	教員月俸三十五円二人 三十円二人 二十五円二人 十五円四人内一人事務員 十円一人 事務員十円二人
第二目 雑給	三、三四四、〇〇〇	兵事講習及遊戯教員手当年額三百六十円 夏期講習同断二百四十円 遊泳講習同断二百円
第三目 需用費	九七二、〇〇〇	学校長及教員事務員臨時手当及各半期慰勞手当二千三百二十八円 小使二人(日給三十銭) 月額平均十八円
第四目 借地料	八〇〇、〇〇〇	備品費、修理費、消耗品料、印刷費、通信費、広告料、雑費
第五目 運動會費	三〇〇、〇〇〇	第一項第四目説明ノ如ク牛ヶ淵借地料ノ内各所費ヨリ八百円支弁
第六目 營繕費	八〇〇、〇〇〇	賞品料及運動會ニ要スル諸費
第三項 補助費	二、五〇〇、〇〇〇	建物ペンキ塗換並ニ遊泳小屋組立料等
第一日 支会支部補助	二、五〇〇、〇〇〇	国庫補助金及東京府市補助金ノ内ヨリ各支会及府下郡市支部ニ補助ノ見込ミ
第四項 家屋保険料	七五、〇〇〇	
第一目 家屋保険料	七五、〇〇〇	保険料ハ家屋保険金一万円ニ対スル年二回(六ヶ月毎)ニ払込ミ契約ノ見込ミ
經常部計	一三三、〇六〇、〇〇〇	

臨時部

第一款 臨時借入金利息

子及弁償費 四、一四〇、〇〇〇

第一項 臨時借入金利息

子及弁償費 四、一四〇、〇〇〇

第一目 臨時借入金利息

子 二、六四〇、〇〇〇

負債二万二千円ニ対スル一ヶ年間ノ利子年一割二歩
第二目 臨時借入金

弁償費 一、五〇〇、〇〇〇

負債総額二万二千円ノ内へ償却ノ見込ミ

臨時部計

四、一四〇、〇〇〇

歳出総計 二七、二〇〇、〇〇〇

説明

本予算ニ於テ前年度決算額ト比較対照事由ヲ付記セサルハ本年度ハ社團法人設立認可後ノ初年ニシテ諸般ノ組織ヲ革新シ旧会トハ全ク其情態ヲ異ニシタルヲ以テ科目ノ更生ハ勿論予算金額共対照比較スルモ其効ナキモノト認メ之ヲ省略セリ

右の歳入歳出予算表は本会が補助金（国庫補助金、東京府市補助金）と寄付金を当て込んだ経営をしようとしていることを示すものである。予算総額二万七千二百円の内、補助金と寄付金の額は一万三千六百円に上っているからである。この補助金に基づく経営の姿勢は確かに財政を安定させ、その健全化を保障しているが、補助金交付の期限が切れたときにはたちまちにして経済的苦境に立たされることになる。したがって、この補助金が交付されて

いるうちに本会の社会的信用を取り付け、新規会員の醸金収入や体操学校への応募者増による授業料・入学金の収入を安定的に確保する方が拓かれねばならない。そのための努力は有功章や徽章の贈呈となって現れている。また、本会の信用を増大させ、さらなる会員や体操学校生徒の確保をはかるためにも有効な皇族からの下賜金の下付の努力も払われている。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の証すところによれば、牛ガ淵時代の本会に対する皇室、皇族からの下賜金は二件見られるという。すなわち、「いずれも「体育奨励」の趣旨からで、明治三十六年三月三日皇太子殿下（後の大正天皇）から金一〇〇円、明治三十七年六月六日閑院宮、伏見宮、有栖川宮、東伏見宮、山階宮、久邇宮、加陽宮、梨本宮、北白川宮、小松宮、華頂宮の一一宮家から連合して金五〇〇円が下賜されている。」のである。しかしこのような努力にもかかわらず、補助金経営の域を脱することができなかったよ



有功徽章（径6.8cm，厚さ6mm）

明治35年・36年度収入支出総決算報告

		明治35年度	明治36年度
取 入 ノ 部		29,944円86銭 6 厘	30,656円87銭 8 厘
内 訳	会員醸金及寄付金	13,604円26銭 2 厘	13,839円25銭 1 厘
	各種授業料	2,701円35銭 5 厘	4,139円47銭
	雑収入	1,586円69銭 9 厘	2,178円15銭 7 厘
	国庫及東京府市補助金	10,800円	10,500円
	博覧会特設体育場特別 寄付金	1,252円55銭	
支 出 ノ 部		29,944円86銭 6 厘	30,656円82銭 8 厘
内 訳	経 常 費	19,274円82銭 1 厘	17,774円92銭 3 厘
	事務所費	8,473円83銭 7 厘	7,413円55銭 5 厘
	学校及模範体操場ニ 関スル諸費	7,472円95銭 8 厘	7,292円31銭 5 厘
	支会及支部ニ対スル 国庫金配布額	3,263円 2 銭 6 厘	3,004円 5 銭 3 厘
	1万円ニ対スル家屋 保険料	65円	65円
臨 時 費	臨時費	10,670円 4 銭 5 厘	12,881円95銭 5 厘
	旧会ヨリ引続キノ債 務弁償	5,792円47銭	10,000円
	特設体育場諸費 日比谷公園及上野公 園体操器械新設並ニ 既設ノ体操器械修繕 費	4,877円57銭 5 厘	1,324円 9 銭 5 厘 1,557円86銭
備 考	<p>三十五年度ハ特設体育場設置並ニ旧債償却等ノ為メ臨時費多カリシヲ以テ翌年度ニ繰越ノ剩余ヲ得ズ元來本會事業ノ如キハ資金ノ入ルニ從ツテ之ヲ出シ善ク之ヲ利シテ其ノ發達ニ努メサルベカラザルヲ以テ現年度以降ニ於テモ剩額ノ剩余ヲ見ルハ甚ダ至難ノ事トス然レドモ事業ノ官庁ヲ除クノ外他ノ經費ハ専ラ節約ヲ続行シ漸次資金ノ充實ヲ期スベシ</p>		

(『体育』113号および126号より作成)

うである。前頁に掲げる「明治三十五・三十六年度収支総決算報告」は本会の経営努力を表しつつも、同時に依然として補助金に依存していることもしめしている。次節で取り上げる本会の事業の躍進振りは補助金経営によってもたらされたといわねばならない。

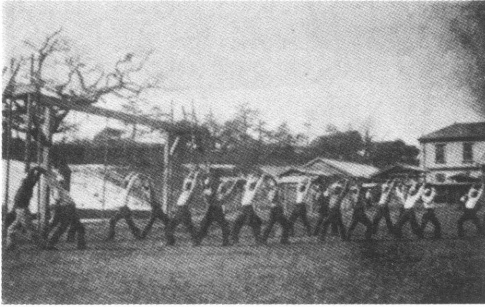
第二項 事業の拡大とその実際

社団法人化する以前の日本体育会の事業は社団法人化後も本会の事業として引き継がれたが、体育场・狭窄射撃場・水泳場などの諸施設は明治三十二年八月九日に文部省普通学務局から指示された「模範体操場設備標準」に基づいて見直されることとなった。またその設備標準ではそれらの施設以外にも雨天体操場・漕艇場・弓術場・馬術場・自転車場・スケート場の設置を要求しているために、これらの施設の建設とその施設を使って実施する運動種目の採用が同時に本会の努力目標となっていた。さらに、この設備標準はただ単にそのような施設の設置と運動種目を指示することにとどまらず、器具の設置・設備の指示を介して実施すべき運動の種類を間接的ながら指示するに及んでいる。鉄棒・木馬・手摺・跳繩・梁木・遊動円木・回転錠・啞鈴（鉄製、木製）・棍棒・球竿・木環・豆囊などの器具の設置を指示することによって器械体操や普通体操の実施を要求した。また、テニス・野球・サッカー（フットボール）・クリケットの器具を設置すべきとする指示は当該球技の実施を、撃剣道具・銃槍道具の設置の指示はこの道具を使用して実施する格技種目の実施を求めていた。加えて、水泳場（遊泳場）に「和船二艘網並浮器械等ヲ備フヘシ」と指示して、遊泳場における運動の内容まで要求した。このように器具の面からも、本会の努力目標が指示されたのである。この外にも、体操場への入場者の数に応じて指導者及び医師を配置するこ

とまでが設備標準の条文中に盛り込まれていた点は注目される。国が「模範体操場設備標準」を通して模範体操場における活動の実際はまだ指示するにいたっているからである。

ともあれ、社団法人化を達成してからの本会は従前までの事業を国の指し示す方向にそって見直し、改めてその事業を実施に移すとともに、加えて、新規の事業を企画してその実施に努めたといえよう。そこで、この項では模範体操場を中心とした活動、支会の活動、及び本会施設の開放について取り上げることとしよう。

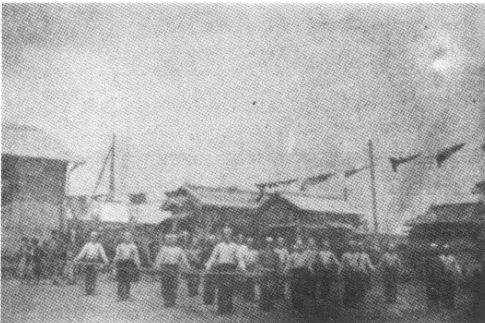
(一) 模範体操場とその活動



木環による体操（『日本之体育』）

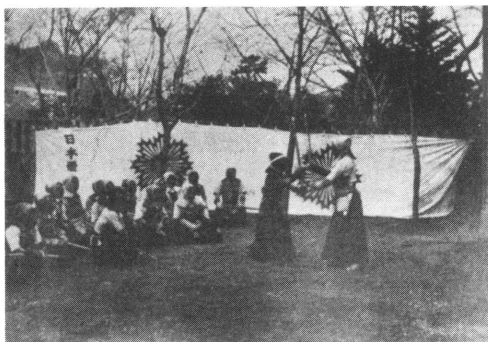


棚の運動（『日本之体育』）



球竿による体操（『日本之体育』）

日本体育会の数ある事業を大別すると、学校の体育教員の養成のための事業（日本体育会体操学校の経営）と社会体育の振興のための事業に分かたれる。前者については「日本体育大学の沿革」のところで取り上げられているので、後者についてのみ眺めてみると、その社会体育振興の事業はさらに運動施設の設置とその経営、全国民に体育運動の機会を提供するために府県に支会・支部を設けて運営管理にあたること、本会所有の施設を一般の人々に開放して運動の機会を提供することなどに分けられる。したがって、模範体操場の運営と管理は社会体育振興のための事業に組み入れられていたといえよう。「模範体操場」はただ単に運動施設そのものを指すのではなくて、各種の



撃剣部試合（『日本之体育』）



弓術部（『日本之体育』）



ボート部（『日本之体育』）

運動クラブ（「部」）を統括・運営する機関名をも指すと理解しなければならない。

この模範体操場には「器械体操部」「狭窄射撃部」「弓術部」「撃剣部」「女子遊戯部（女子遊戯講習会）」「漕艇部」「水泳部（遊泳部）」「白転車部」「兵事講習部」「遊戯部」「乗馬部（乗馬練習部）」「ローラースケーティング」「柔術部」などの運動クラブ（「部」）が開設された。そこで、各部の開設の時期及び活動について概観することにしよう。

模範体操場各部の創設の時期及び活動

名 称	創設年月（明治）	活 動 等
器械体操	二十四年八月	<p>本会創立当初からの体育場が発展的に変形。三十四年七月にはじめて器械体操部の名称が登場。三十五年末で修了生三〇〇余名。模範体操場の中核をなす部であるが、牛方淵時代の活動は不明。</p>
射撃部	二十八年九月	<p>牛込区市が谷左内坂町で狭窄射撃場を設置、ここを本拠とする。発射の際の反動を減ずるために火薬の量を少なくした実弾射撃を射程四五メートル以下で実施。会員の外に師範学校の生徒にも開放し、三十四年までには一</p>

<p>撃剣部</p>	<p>二十七年一月</p>	<p>第一体育場内に「練武館」を開場した時点で本部の創設が求められるが、その詳細は不明である。しかし、三十三年五月頃に牛が淵の模範体操場の一部として撃剣道場が建設された時には設置されていたとみられる。その練習場は屋外であったようである。指導者は近代剣道史にその名を刻んでいる高野佐三郎であった。</p>
<p>弓術部</p>	<p>三十三年五月頃</p>	<p>この部の設置時期についてもその詳細は不明であるが、牛が淵の模範体操場の一部として弓術場が設置されているので、本部の活動はこの時点に始まったと思われる。三十三年十一月四日には弓術大会を開催しているのも</p>

〇〇余名の修了者を輩出。三十年以降は越中島や戸山学校の射撃場を借用して実弾射撃を実施。三十三年に牛が淵の模範体操場にもこの狭窄射撃場が設けられ、中学生の練習が盛んとなる。この射撃場は本会の大井移転以後も存続し、三十九年六月には夜間照明が取り付けられている。しかし、四十五年にはその施設は廃止となっている。この射撃部の活動内容を最も良く示す「日本体育会狭窄射撃場規則」が今に伝えられているが、これについては後述する。

<p>漕艇部</p>	<p>三十二年十月</p>	<p>弓術部の活動の延長線上にあるようである。本会の大井移転後もこの弓術場は存続し、しばしば弓術奨励会を開いている。その指導には中切正直らがあたり、日置流・太子流・吉田流の師範も加わった。明治四十年開催の東京博覧会に際して第一回弓術大会を開催するなど、その活動は盛んであったが、明治四十三年にはその弓術場は閉鎖を余儀なくされている。</p>
<p>遊戯部</p>	<p>三十三年四月</p>	<p>墨田川の向島言問河岸に漕艇場が設置され、ここを拠点に活動、築地の海軍大学校構内でも練習されている。使用艇は海軍からの払下げのカッター五隻で、総裁閑院宮妃がそれぞれ常磐・こがね・敷島・やまと・日の出と命名されたという。このカッター・ボートという船の種類が語るように、遠漕を中心にした活動であったようである。海洋訓練のための活動でもあり、艇隊運動が訓練されてもいた。三十四年九月、この部は本会の会務整理の対象とされ、早々とその姿を消している。部の維持には多額の費用を要したためである。</p> <p>この部の発足も定かではないが、本会が牛が淵に移転して模範体操場を開場した時点で設けられたようである。この部の活動は各種のスポーツとり</p>

	自転車部	馬術部
	三十四年七月 →三十五年六月	三十五年?月
<p>わけ球技を中心に行われた。野球・サッカー・ラグビー・クリケット・テニスなどが、当時の遊戯教育家たちによって指導されている。各種の「遊戯」も併せて実施されたようである。</p>	<p>この部の設置は二十八年当時から本会の事業計画に盛り込まれていたが、三十四年七月現在でもまだ設置されるに至っていない。三十五年末に修了者が延べにして十名という報告がみられるので、三十四年七月から三十五年上半期にかけて設置されたと考えられる。大井移転後には自転車に関する記録がないことから、短期間しか存続していないといえる。本部の活動の実際については未詳である。</p>	<p>この部の設置時期や活動の内容は自転車部同様、未詳である。しかし、三十五年末には馬術部ないし馬術練習部と称してその練習がなされていたようである。また、活動の拠点すなわち練習場も不明で、恐らくは士官学校付近の河田町の馬場であったらうと推測される。大井移転後にこの部の活動した記録はみあたらない。</p>

水泳部	柔術部	ローラー スケート部
二十七年五月	二十七年一月?	三十六年七月
<p>この部の創設は本会が海事思想の普及と体育の奨励を目的にして墨田川に水泳場を開場した時点まで遡る。これが、模範体操場の事業の一部として引き継がれ水泳部ないし遊泳部となった。この事業に関しては後述する。</p>	<p>この部の設置の時期は未詳であるが、恐らくは本会が第一体育場に「練武館」を建設した時点にはじまると思われる。三十四年九月の評議会でこの部が取り上げられていることから、その時期までは活動していたと考えられる。しかし、その後はこの部の活動に関する記録が見当たらないので、三十五年には廃部になったと思われる。</p>	<p>三十五年二月に指導者の浅津弁吉が加納会長を訪問してローラースケートの実施をすすめ、第五回内国勸業博覧会で実演したのち、本会に設置の運びになったという。大井移転後もこの部は存続し、明治四十年の東京博覧会では当部員によって実演されている。多くの経費を必要としないことであつてか、廃部のうきめにあうことがなかつたようである。</p>

兵事講習部	三十年七月	入営者に対して直接入営前に軍事教練および軍隊生活のいろはを伝授。その講習期間は七ヶ月であった。講習の場所は体操練習所で、改組後も体操学校で実施され、本校が大井に移転してからも継承されている。
女子遊戯部	三十二年五月	女子体育の振興を図るために設置され、三十三年十月には女子体操遊戯講習会と改称し、三十六年四月に体操学校の女子部として発展する。したがってこの部の活動は女子の体操教員養成のためのものであったとみななければならぬ。

以上が模範体操場で開設された各部に関する事柄のあらましであるが、その中でも射撃場、水泳場、兵事講習部、女子遊戯部に関する事業は本会が力を注いだ事業であったといえる。規則を定め、その規則に則って事業を推進しているからである。そこでそれらの事業について今一步立ち入っておくこととしたい。但し、兵事講習部についてはすでに兵事講習会として叙述したという理由から、また体操学校に吸収されることになる女子遊戯部に関しては、「日本体育大学の沿革」のところで取り上げるので、ここでは差し控えることにしよう。

狭窄射撃場の設置とともに始まったとみられる射撃部の活動は次に掲げる「日本体育会狭窄射撃場規則」（明治二十八年九月制定、『文武叢誌』二四号）に沿って実施されている。身体の強壯と戦時奉公を目的に開設された本射撃

場は射撃の初心者を対象にして設えられた。火薬の量を減らして発射の際の反動を減ずる工夫がなされているし、射程距離が四五メートル以下にセッティングされた。

日本体育会狭窄射撃場規則

第一章 総 則

- 第一 条 当射撃場ハ本会要旨ニ基キ設置スル者ニシテ一ハ身体ノ強健ヲ図リ一ハ国家緩急ノ日ニ際シ奉公ノ義務ヲ全セントスルニアリ故ニ漸ヲ以テ各所ニ設ケ以テ容易ニ且ツ簡便ニ射撃ノ方法ヲ了得セシムト熟練射手ノ熟練ヲ維持セシムルトヲ以テ目的トス
- 第二 条 射撃ノ希望者ハ何人ヲ問ハス射撃スルヲ得ルト雖トモ同場規則ヲ遵守スルヲ要ス
- 第三 条 未タ射撃ノ姿勢照準ノ方法ヲ了知セサル者ハ了知スルニ至ル迄授業料ヲ徴取スト雖トモ本会賛助会員及各学校ニ於テ体操教員ヨリ該方法ヲ教授シタル証明書ヲ所持シタル者ハ此限ニ非ラズ
- 第四 条 當場ノ練習生ヲ分テ甲乙ノ二種トス
- 甲ハ正確ノ教授ヲ受クル者トス故ニ左ノ願書ヲ差出ス可シ

願 書

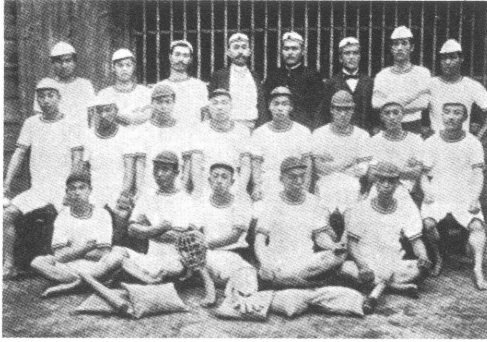
自分儀今般射撃術修業仕り度候間此段相願候也

住 所

年 月 日

何 ノ 誰 印

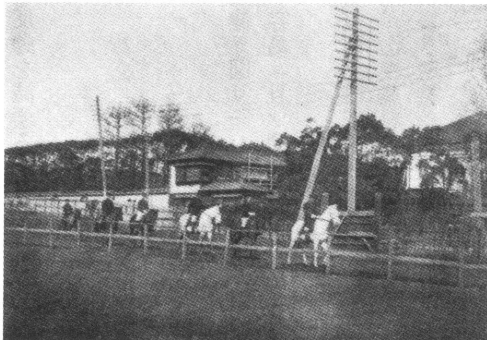
場 長 何 ノ 誰 殿



野球団員（『最新ベースボール術』）



自転車曲乗（『日本之体育』）

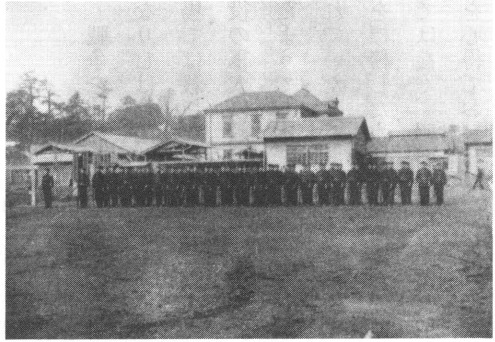


馬術練習部（『日本之体育』）

- 第五 条
- 第六 条
- 第七 条
- 第八 条
- 第九 条

乙種ハ臨時入場者ニシテ射撃ノ姿勢照準ノ方法ヲ了知スル者
 射場ハ晴雨ニ係ラス日々開場スト雖トモ大風雨ノ節ハ休業スルコトアルヘシ
 甲種ノ射手ハ五等ニ分チ一等射手ニシテ得業試験ニ及第シタル者ニハ得業証書ヲ付与スル者トス
 第四第五條ニ定ムル練習生ノ外単ニ射場ノ貸与ヲ望ムモノハ別ニ定ムル規則ニ依ル
 第二章 授業券料及ヒ彈藥料

授業券料ハ一回限リハ金五十錢トス
 但シ賛助会員ノ一家族及ヒ約束アル学校生徒ハ半額トス尤モ彈藥料ハ自弁スルモノトス尚ホ第三



兵式教練（『日本之体育』）



女子遊戯部のダンス（『日本之体育』）



女子部の薙刀体操（『日本之体育』）

条ニ明文アル者ハ授業料ヲ要セス

第十條

軍人ハ現役ハ勿論予備後備ノ籍ニアル者モ授業料ヲ要セス

第十一條

弾薬料ハ増減スルコトアリト雖トモ概ネ一発一錢トス

但シ不発ハ引換エル者トス

第十二條

射場ノ都合ニ依リ射撃セサル時ハ現価ヲ返戻スルモノトス

第三章 入場者心得

第十三條

入場者ハ何人ヲ問ハス総テ射場ノ規程ヲ守ルヘキモノトス

第十四条 射場ニ於テハ喧噪ノ所為アルヘカラズ

第十五条 射場ニ於テハ教師及ヒ監査員ヨリ注意セラルル事ハ必ズ実行スベシ

第十六条 如何ナル場合ヲ問ハズ標的以外ニ照準シテ撃発スルヲ嚴禁トス

第十七条 射撃ノ際自己ノ不注意ヨリ生スル銃器ノ破損ハ相当ノ弁償ヲナサシムル事アルベシ

第十八条 実弾ハ射場ニ於テ彈藥券ト引換ユルモノトス

第十九条 彈藥筒ハ射場ニ於テ掛り員ニ必ラス返付スベシ

第 廿 条 本會賛助會員ハ開場中ハ規約第十一項ニ依リ入場スルコトヲ得ル者トス

但シ會員証若クハ名刺ヲ監査人ニ示サル可シ

戦争を前提にした狭窄射撃場の開場は今日の時代感覚からはとても理解し得るものではないが、^々国民体育が盛なりしは富国強兵の基本である^々と信じて止まない時代にあつては本射撃場の存在は光彩を放つものであつた。戦場では殺さなければ殺されるのだから、生存の方便として射撃に秀でる必要を感じない者はいない。とりわけ、現在の軍人においてはその生と死の問題は実感されてゐた。だから、この種の射撃場の存在は支持されることとなつたようである。現に、右の射撃場規則には現役の軍人に優遇措置を講じ、彼らの支持を取り付けることに力が注がれていたのである。これによつて、日本体育会の存在が保証されることにも繋がつていったといえよう。海洋訓練を標榜した水泳場の開場も射撃場の開場と同一線上にあつた。とはいへ、こちらの方は軍事目的を表面化させるのではなく、四面が海に囲まれている本邦の国民は何事につけても水と関わりを持たねばならないのだから遊泳の術を心得ておかねばならぬ、とする立場が貫かれてゐる。これがために、学校関係者によつて受け容れるところとな

賞状

日高藤吉郎君

狭窄射撃奨勵 小會第五等之證

明治三十年十月十五日

日高藤吉郎君
射撃奨勵會

日高藤吉郎への狭窄射撃賞状

り、本会の水泳場は児童生徒で賑わうこととなったようである。練習生に対する指導のノウ・ハウは多数の人びとを一斉に指導することを前提として組立てられ、衛生学的配慮もなされた。したがって、この方法は今日の日本体育大学の水泳実習に継承されているといえよう。今の水泳実習との違いは営業目的の有無にあり、その外は基本的な相違が見られないためである。若干の批判を恐れずに言えば、諸学校における水泳実習の基本は本会の影響が大きく、明治二十七年当時の次に掲載する本会水泳場規則（明治二十七年五月制定、『文武叢誌』八号）に遡ることが可能であると主張しておきたい。

日本体育会遊泳場規則

第一章 総則

第一 条 当遊泳場ハ本会ノ要旨ニ基キ開設スルモノニシテ毎年七月初旬ヨリ九月下旬ニ至ルマテ教授スルモノトス

夫レ遊泳ノ術タル一ハ河海ノ業務ヲ発達セシムルニ必要ニシテ且ツ船行スルコトヲ嫌悪スルノ弊ヲ除去スルコト一ハ身体ヲ強壯ニスルヲ以テ目的トスルモノニシテ四面海ヲ環ラシ到ル所河川ニ接スル本邦ノ如キハ殊ニ必要トス故ニ之ヲ平素ニ習練シ事ニ方リテ惑ハサルヲ勉ムヘキナリ而ルニ近來該術ノ振ハザル大ニ嘆ズヘキモノアリ此レ畢竟完全ナル遊泳場ノ乏キト世間多クハ沈溺ノ難ヲ危懼シ之ヲ忌避スルニ基因スル者ノ如シ故ニ本会ハ最モ熟練ノ教師ヲ聘シ嚴格ノ教則ト懇篤

ナル監視ノ方法ヲ設ケ広ク希望者ヲ練習セシムル者トス
 但シ当分ハ本会練習生又ハ關係ノ各学校並ニ贊助會員一家族ニ限り教授スル者トス
 前条希望者ニシテ入場シタルモノヲ練習生ト称ス
 練習生ニハ嚴正ナル紀律ト秩序ヲ以テ教授スル者トス故ニ之ヲ希望スルモノハ左ノ誓約ヲナサシム

第二 条
 第三 条

誓 約 書

某 儀

今般遊泳場練習生ニ加入シ御教授相受ケ度候ニ就テハ諸事御規定ヲ遵奉シ殊ニ教師ノ教授向ハ何事ニ由ラズ堅ク相守リ可申若シ御規定ニ違フ等ノ不都合有之節ハ何時退場ヲ命セララルルモ聊カ異議申間敷仍テ誓約如件

年 月 日

住所(何学校)

日本体育会遊泳場長何ノ誰殿 姓 名 印

第 四 条

練習生申込ミアルトキハ教師ニ於テ予メ技術ヲ試験シ左ノ項目ニ從ヒ等級ヲ分チ練習生名簿ヲ作ルモノトス

甲 練習生

能ク遊泳ヲナシ得ル者

乙 練習生

稍々遊泳シ得ルモ充分監視ヲ要スル者

丙 練習生

初心者

右三種ノ外特別ノ熟練ナル者ハ特別練習生トス

第五條 毎年修業末ニ於テ特別練習生得業試験ヲ行ヒ及第者ニ得業証書及得業生ノ内優等ノモノニハ優等

証書ヲ与フルモノトス

但シ丙ヨリ乙甲ヨリ特別ニ転セシムル等ハ教師ノ見込ミニ依リ臨時試験ヲ行フモノトス

第六條 得業ノ証書ヲ有スルモノハ之ヲ會友トシ永ク本會ニ名簿ヲ存シ其待遇ヲ為スモノトス

第七條 得業生中ヨリ技術優等ナル者ヲ選^ミ助教ヲ依嘱スル事アルベシ

得業証書

第 期 何 ノ 誰

年 齡

右遊泳術得業ヲ証ス

年 月 日 日 本 体 育 会

遊 泳 場 長 何 ノ 誰 印

檢 定 員 何 ノ 誰 印

教 師 何 ノ 誰 印

優等証書

第 期 何 ノ 誰

年 齡

右遊泳術優等ヲ証ス

年 月 日

日 本 体 育 会

遊 泳 場 長

何 ノ 誰 印

檢 定 員

何 ノ 誰 印

教 師

何 ノ 誰 印

第二章 教 則

第 八 条

演習ハ日々行フモノトス

但シ一週間毎ニ日課表ヲ揭示ス

降雨及大風ノ節ハ休業ス

尤モ当日降雨ト雖モ正午晴天ニ至レバ開場ス

第 九 条

遊泳時間ハ合図ヲ以テ指揮スル者トス

第 十 条

練習中ハ猥リニ救助船ニ乗ル可カラス

第三章 月 謝

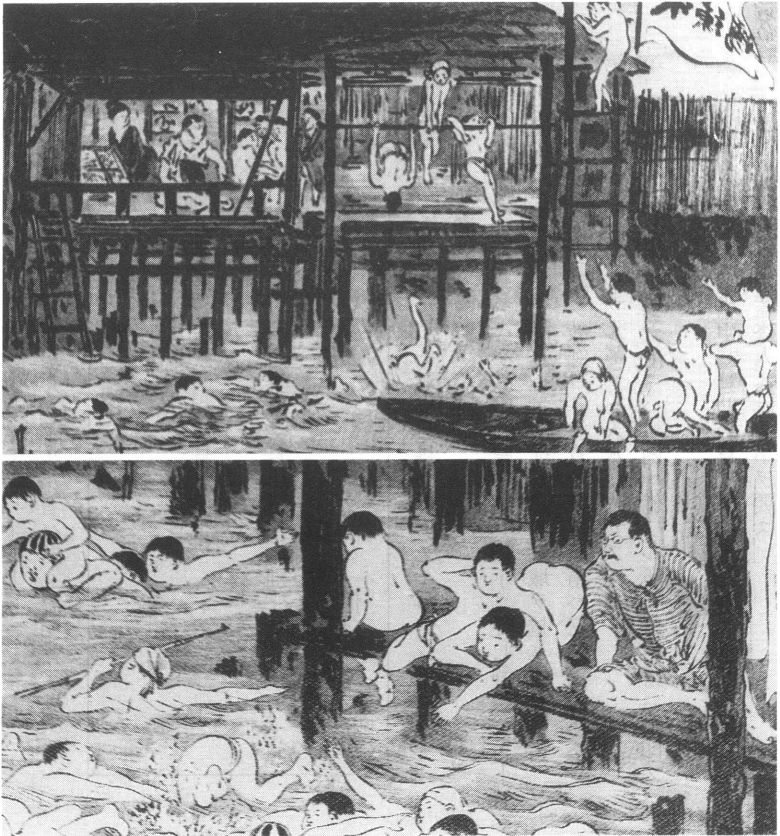
第 十 一 条

月謝ハ入場券料トシテ領取スルモノトス

第 十 二 条

入場券料金五十銭トス

但シ賛助会員ヨリ紹介者及ヒ約束アル学校ニ限り三十銭トス



日本体育会墨田川水練場の図（『風俗画報』121号，明治29年）

第十三条 毎月十六日以後申込ノモノハ半額トス
第十四条 賛助会員ヨリ紹介セラルル者ハ左ノ証明書ヲ要ス

証明書	何ノ誰
右拙者一家族ニ相違無之候也	
賛助会員	
名譽	
特別	
通常	
何ノ誰	㊦

第十五条 中途退会スルモ入場券料ハ返戻スル事ナシ

第四章 練習生心得

第十六条 遊泳場ニ於テハ教師及監視者ノ指示ニ從ヒ靜謐ヲ旨トスヘシ
第十七条 練習生ハ教師ノ指示ニ從ヒ恣ニ区域ヲ越ユヘカラス
第十八条 入水ニ際シ教師ヨリ注意セラルル事ハ必ス実行スヘシ
第十九条 酒氣ヲ帶ブルモノハ入水ヲ許サズ
第二十条 練習生出場ノトキハ場内ニ備フル所ノ出席簿ニ捺印スヘキモノトス
右条々ノ外時々ノ注意及揭示
ニ從フ可シ

本會賛助会員ハ開場中ハ賛助会員規約第十一項ニ依リ入場スルコトヲ得ル者トス
但シ賛助会員証ヲ監査人ニ示ス事ヲ要ス

日本体育会遊泳場長

隠岐重節

遊泳教師

鈴木正家

右の日本体育会遊泳場規則に基づいて最初に当該施設が開場したのは、明治二十七年七月一日で、その場所は日本橋浜町一丁目一番地の川岸並びに同所中洲の二カ所であった。それが三十年にはその浜町の外に京橋区新佃町にもオープンし、三十五年からは両所を閉鎖して、今度は本所区横網町二丁目七番地で新規開場している。こうした遊泳部・遊泳場の事業は本会の事業の中でも最も好評を受けた事業で、毎夏入場者で賑わったという。その盛況振りと場内の様子を『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は次のように描写している。

これらの水泳場の利用者は、明治三十四年には浜町四四六名、新佃島七一二名の多数に登っており、新聞にもしばしば紹介されるほどの盛況振りであった。

これら水泳場施設は、時と場所とで相違していると思われるが、横網時代についてみると、大要つぎのようである。

まず、最初に、市役所から横網予定地の道路使用許可を受け、堤防上の道路に小屋掛けをする。その広さは、明治三十六年には二六坪であった。水泳区域は、この小屋を中心を上流下流とも限界が定められ、さらに能力別に区分される。

こうして、七月上旬に開場式を行ない、八月末には一〇〇メートル四方位を船で囲んで、競泳を中心とした

水上運動会を行ない、また遠泳会（品川台場方面まで往復）を行ない、八月一杯で閉場する。閉場の際には卒業式を行ない、証書を出したり、模範泳法が行なわれた。

このように、本会の遊泳場の管理・運営は遊泳の魅力をその運営に盛り込み、入場者を遊泳の虜にしてしまう演出がなされていたのである。本場の利用者の多くは学校の生徒であり、学校からの団体申込までであったというのだが、本会における遊泳指導の方法の影響力は少なしと思われた。軍隊の遊泳演習を引受けているのは本会指導者の確かな指導方法に対する信頼の証であろう。とまれ、日本体育会の遊泳場事業の成功振りを当時の新聞『東京日日新聞』（明治三十四年七月三十一日）に語ってもらおう。

○日本体育会の遊泳場 同会の水泳場は佃島及び浜町河岸の二ヶ所ありて昨今の景気に連れて生徒の數非常に増加し佃島に九百余浜町河岸に三百余合計千二百余名にして両所とも教師各七名あり之に同水泳場卒業生若干名を助手として組合を設け熟練の程度に依り甲乙丙丁の四組を立て各帽子の色合に依り識別せしめ隊伍を作て水泳を為せる模様は頗る壯觀なり生徒の重なる者は高等小学校以上の学生及付近商家の子弟にして佃島は正午より午後四時迄浜町河岸は午前十時より午後四時迄毎日練習をなしつつあり八月末日を以て閉場の筈にて閉場前卒業試験として大流れを行ひ遊泳場より台場迄の大遊泳をなす予定なりという

（二）支会とその活動

明治二十六年七月二十九日、日本体育会は支会職制を定め、「本部ト地方ノ連絡ヲ通ジ会務ノ拡張ヲ図ル」ことを

目的にして「地方ニ支会ヲ置」くことを決定した。この方針は本会が国民体育の振興を標榜して発足したのだから、当然のことといえる。しかし、発足当初は本会の組織固めに翻弄され、そのような崇高な目的を実施に移すには無理があったといわねばならない。本会の活動がその当初において東京に集中せざるを得なかったのである。それでも当該の支部職制が定められたころには、若干の地方会員を擁していた。しかし、それは全国的な活動として発展する芽とはなり得ないものであった。その頃はまた本会が社会の根強い支持を取り付けるまでに成長を遂げていなかったのである。

日清戦争で戦勝国となつてからは、日本体育会に対する社会の評価は相対的に向上した。国民の体位・体力の向上こそが富国強兵の前提条件であるとする立場から、体育の必要性を訴えた本会の主張は戦勝に酔いしれる国民に受け容れられないはずはなかった。本会の事業の拡張はこのような時代を背景にして図られ、支会の組織化もこの時期に実現をみることになる。左に示すように、明治二十九年七月の大阪支会の設立を皮きりにて、三十年代初期に次々と府県の支会・支部が誕生しているのは、このことを物語るものである。なお、支会・支部の組織化にあつて各府県知事をはじめ地方行政官を支会の重要ポストに冠する方法が取られた。本会会長の加納子爵が鹿児島県知事時代に支会会長に就任しているが、これも本会の組織化の戦略であつたわけである。

日本体育会支会・支部の設置時期

北海道支会 函館支部 小樽支部	明治三十年六月 " 三十四年八月三十一日 " 三十四年八月二十六日	支会・支部	設置時期
宮城支会	" 三十二年十一月二十日		
長野支会	" 三十四年十一月十日		
栃木支会	" 三十三年三月十三日		
群馬支会	" 三十三年三月一日		

神奈川支会	明治三十二年七月		
静岡支会			
愛知支会	" 三十四年八月三十日		
大阪支会 東区支部 西区支部 南区支部 北区支部	" 二十九年七月		
鹿児島支会 日置支部	" 三十二年十一月二十一日		

埼玉支会 岩槻支部 江面支部 越生支部	〃 三十三年一月十五日
千葉支会 千代田支部 野田支部	〃 三十三年三月十三日 〃 三十六年十二月六日

日本体育会 直轄支部 豊多摩委員部 北豊島委員部 荏原郡支部	〃 三十六年十二月十三日
--	-----------------

(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』より)

このように明治三十年代中葉までに本会の組織は全国的規模を誇るまでに成長したといえる。しかし、その支会が最初に設置されたところは本会の目的とするところは掛け離れた方針でもって支会が設置されていたといわねばならない。支会の会員からの醸金(会費)を本部に上納させる方式がとられていたからである。これでは全国民の体育の奨励はおぼつかないわけで、本部から支会に補助金が交付されるようになることなしに、本会の目指す健全な事業の遂行は果たせないことになる。しかし、この本会から支会・支部への補助金交付の施策は国の命令によつ

て実現している。それは、明治三十二年四月に国が国庫補助金の交付に際して「命令書」を發し、その第八条で「日本体育會ハ体操練習所ノ外全国枢要ノ地二十箇所以上ノ模範体操場ヲ設ケ国民全般ノ体育奨励ヲ務ムヘシ」と命じたからである。この国の命令は三十四年一月に認可を得た「日本体育會規則」に反映した。その第七条二項に「各府県ニ漸次支會ヲ置キ須要ノ各地ニ体育場ヲ設ケ其地方子弟ノ運動ノ便ヲ図リ体育ヲ奨励ス」と謳われたのである。かくて、明治三十四年九月に支會規則を改正して「各支會總收入額ニ対シ其十分ノ八ヲ支會事業費ニ充テ本會ハ十分ノ二ヲ會員徽章等ノ実費ニ之ヲ受ケタル十分ノ二半額ハ国庫補助金トシテ更ニ交付シ専ラ支會事業ノ發達ヲ奨励シツツアリ」と、本會第二回定期總會（明治三十五年度の報告）に報告したのである。この年度に、支會に補助した金額は三千二百六十三円二錢六厘で、交付先は愛知支會・北海道支會・静岡支會・千葉支會・長野支會・埼玉支會・豊多摩支部・北豊島支部であつた。このように、本會の支會設置の事業は軌道に乗ることになるが、それは国庫補助金が交付されている期間に限つていたといわねばならない。補助金經營の限界であつた。しかし、その補助金の交付が五か年という短期間しかなされなかつたわりには、次の表が雄弁に物語つていふように、支會・支部の活動は目を見張るものがあつたといえよう。なお、明治三十六年四月現在で本會の會員の總数は凡そ五万人に昇り、そこには台湾の會員（五人以上二十人未満）も含まれていた。ただし、この時点では富山県と佐賀県には會員は見られない。

日本体育会支会及支部体育事業一覽

(明治35年12月現在『日本之体育』より)

支 会 及 支 部 名	運動場 坪 数	体操及 遊戯器 械種類	狭 窄 射擊場	擊劍場	大弓場	自転車 練習場	柔術場	滑 艇 練習場	馬 術 練習場	普通体 操修了 者	兵事講 習修了 者	水泳術 修了者
北海道支会	3,300	4	1	1		1	1		1	111	279	763
函館支部	1,047	2		1			1					
宮城支会	500	7		1	1		1			358		
栃木支会	1,800				1							
群馬支会	550	7		1	1	1				42	31	
長野支会	455	6			1					16	32	
埼玉支会	2,066	4	1	1	1	1					30	
岩槻支部	900	3	1	1	1						60	
江面支部	300	3	1	1	1						40	
越生支部	300		1	1	1							
千葉支会	6,022			1	1	1			1			
千代田支部	470			1	1							
神奈川支会	1,500	11		1	1			1				60
静岡支会	196			1	1	1						
愛知支会	7,784	12	1	1		1	1	1	1	112	15	38
大阪支会	500										2,169	421
東区支部	293	9		1			1				397	120
西区支部	400	5		1			1				225	
南区支部	600	6		1			1				867	
北区支部	500								1			
鹿児島支会	2,834	3	1	1			1		1	249		2,800
日置支部	500				1							
合 計	32,816	82	7	17	12	6	8	2	5	888	4,145	4,202

(三) 開放運動場の提唱とその実現

学校の運動場開放の先鞭をつけたのは日本体育会であった。本会は一般社会の体育奨励の一環として自ら率先して本会の運動施設を開放し、他の運動施設を有する機関にその開放を促している。明治三十年代に入ると、小中学校の運動場（当時は体操場と呼ばれていた）は整備され、一般人でも充分に運動できる広さを有するようになっていた。したがって、学校がその運動施設を一般に開放すれば、学校の数だけ社会人のための運動施設が確保されることになる。本会は一般の人びとの極めて身近なところに運動施設があることに目を付け、学校の運動場開放を提唱していくことになる。

もちろん、このような運動場開放の主張は本会が自ら模範を示すことなしにその実現を期すことは難しい。ために、本会は自らの経営基盤が安定するまでは、この時代を先取りした事業に踏み切ることができなかったといえよう。会員組織からなり、会費を財源として諸施設を管理・運営していたのだから、使用料を取らずに施設を開放するには経済的ゆとりがなくてはならなかったのである。したがって、本会の提唱する「開放運動場」は「明治三十四年の会務整理の断行、社団法人設立、財政の健全化がなされたうえで、明治三十五年度の積極的事業として計画された。」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）のである。しかし、このように経済的安定をみこして本事業に着手したとはいえず、その事業を遂行するための資金は決して潤沢であるとはいえなかった。というのも、開放運動場という考えはただ単に模範体操場を休日や祭日に無料で一般に開放すればことたりるものではなかったからである。そこには何時、誰でも自由に利用できる施設を公園のなかに作ってしまおうという意図が含まれていた。公園に運動器械を設置すれば、その場所は何時、誰でも自由に利用できる立派な運動施設にはやがわりすると

いうわけである。したがって、当該の器械器具の設置に必要な資金を用意しなければ、本会の目指す事業は頓挫してしまいかねない。一つの公園に器械器具を設置すればこと足りるものではなく、より多くの公園・場所に設置しなければ、一般の人びとの運動欲求に応えることはできない。それには資金が不足していた。

ために、本会は東京府に対して補助金交付の申請をし、資金繰りに乗り出すことになった。明治三十五年四月十二日、日本体育会会長名で東京府知事宛に左の申請がなされている（都政史料館所蔵）。

明治三十四年度ハ社団法人タル日本体育会ハ旧体育会ノ後ヲ承ケ消極的ニ内部ヲ整理セサル可ラサルノ境遇ニ沈滞致居候処今ヤ会務粗ボ緒ニ就キ復タ後顧ノ虞ナキニ至リ候ニ付当三十五年度ハ純ハラ積極的ニ外部ノ拡張ニ努ムルノ目的ヲ以テ先般本市各区長ニ協議ヲ遂ケ各区ノ公園又ハ火除地ニ相当ノ体操器械ヲ設置シテ開放運動場ヲ開設シ聊カ国家ニ貢獻致シ度存候間御庁御補助金御交付ノ義ハ曩キニ出願仕置候共此際至急御下付相成候様致度別冊經常部及ヒ臨時部予算書並ニ各区ニ設置スベキ運動器械概算書相添此段奉願候也

明治三十五年四月十二日

日本体育会長子爵加納久宜 ㊦

東京府知事男爵千家尊福殿

府下各区ニ設置スヘキ運動器械費並ニ各郡支部ニ補助金交付概算書

各区運動器械設置費 一、五〇〇円〇〇〇

一区ニ付一百円体操器械二個宛据付ノ見込ミ十五区分

各郡支部補助費 五〇〇円〇〇〇

府下八郡支部ニ体育事業奨励費トシテ本項ノ金額ヲ交付シ運動器械設置等ハ本項ノ補助ニ加フルニ會員鎌倉等ヲ以テシ、支部ヲシテ計画セシムル見込ミ

計 二、〇〇〇円〇〇〇

このような日本体育会の提唱する運動場開放事業は明治三十五年に着手され、府下の公園数カ所（上野・芝・浅草・深川・日本橋）に三、四の運動器械を設置する。また日比谷公園には大掛かりな器械の設置を計り、三十六年度にかけてその完成を期した。このいっぽうで、本会の模範体操場（日本体育会体操学校との共有施設）の開放を積極的に促進し、日曜日・祭日などの一般の休日には朝から晩まで開放する。かくて三十六年度にはこの事業の促進に自信を得て、各府県知事宛に公立小学校の運動場を開放するように呼びかけている。本会のこの事業にかけられる自信のほどを次の引用によって確かめてみよう（『体育』一二二八号）。

日比谷公園に開放運動器械設置の件

本会は是迄既に上野、浅草、日本橋、深川、芝の五公園に三種乃至四種の運動器械を設置し又本会の構内なる模範体操場は日曜祭日等一般の休暇日には特に開放して市内幾多の児童をして自由に運動することを得せしめました。尚又昨年十月日比谷公園に青年用として水平階梯、回転鏡、遊動円木、米国式梁木、鉄棒の五種幼年用として鞦韆、固定円木、双輪の三種以上八種の器械を設置しまして一般の使用に供しました。又昨年六月には全国府県知事に宛て公立小学校運動場開放の件に付建議致しました。其結果解放の事に同意の旨回答せられたる府県も御座います。回答を得ませんでも漸次其方針に傾いてまゐりましたのは斯道の為め喜ぶべきことであり

ます。

右の引用文に見られる全国府県知事宛の公立小学校運動場開放に関する建議は、本会の支会の会長に府県の知事を書いていただけに、各府県の関係者に有効に働くものであったが、これがさらに国にまでその影響を及ぼすことになったようである。明治三十六年十一月、文部省は総務長官名で各地方庁宛に「学校体操場公開及校舎公会二使用認可方」を通牒し、運動場の一般への開放を促しているためである。それでは、本会が府県知事宛に建議した運動場開放とはどのようなものであったのであろうか。「体育」一一六号に掲載の「建議」を引いておこう。

公立小学校運動場開放の件に付建議

運動の身体修練に必要なは今更申すまでも無之事に有之候処近来教育学上より児童の訓練の体育に基く可きことの明になると共に児童の公德を養ひ厭ふ可き悪戯を避けしむるは愉快なる運動遊戯を奨励するより可なるはなき事も教育界の公論と存候されば全国各地に適當なる運動場を設けて一般児童に運動を奨励するは軍事上衛生上教育上風俗改良上一日も忽にす可らざる儀にして即ち本会が全国に向かつて体育の奨励に汲々たる所以に有之候さり乍ら各市町村に偏ねく運動場を設くに至るは未だ遽かに之が目的を達す可きにあらずりとて今日の状態を以て推移せば国民の体格及び精神気力の衰耗は勿論公共物を汚損するが如き悪風俗は永く存して有形に無形に国家の進運にも影響することと存候然るに幸いにして公立小学校には何れも運動場の設ありて放課後及び休業の際には使用無之儀に付適當の条件下に其の所在町村の児童及び青年等の運動場として解放致され度さすれば学校は何の損する所なくして一般には多大の利益を与へ社会教育上にも少からざる裨益有之事と存候間何卒貴管下各学校に此儀御訓令相成様致度此段建議候也

この本会の主張した運動場開放の運動は国の当局者を動かすことに成功したとはいえ、それが実施されたケースは稀でしかなかった。明治四十四年になっても公立小学校で運動場を開放したケースは二例しかなく、学校現場においてはその実施はやはり困難であったといわねばならない。運動施設の一般への開放はそのための管理・運営問題を解決しなければならず、それになんといつても管理者を新たに雇用しなければならぬのだから経済的な方面からその実現は難しいといえよう。

しかし、この時期において本会が学校の運動施設の開放を訴えた歴史的意義は大きいといえる。今日、漸くにして軌道に乗り始めた学校の施設開放の先鞭を私的な団体にしか過ぎない本会がつけることになったからである。

(四) 体育の調査・研究と啓蒙活動

日本体育会の国民体育奨励のための戦略は、運動施設を解放し、そこに指導者を配するだけにとどまるものではなかった。欧米の体育事情を調査・研究し、その成果を出版物を介して公表していく方策も練られていた。本会機関誌『文武叢誌』はその紙面を使って体育・スポーツに関する記事を扱うケースは稀でしかなかったが、明治二十九年刊行の二九・三〇号に続けて近代オリンピックの創始にかかわる記事「オリンピックヤ運動会」を掲載したし、後述の体育書の刊行を通して欧米の体育の理論と実際を紹介した。また、外国人を招いて講演会を実施し、その講演内容を単行書にまとめる努力もしている。

その代表的刊行図書は『内外名家体育論集』(ESSAY OF PHYSICAL CULTURE、明治三十



『内外名家体育論集』



『現代之諸名家体育論』

五年四月)であり、『現代之諸名家体育論(付新撰遊戯法)』(明治四十三年八月)であったが、この外にも次のような図書が刊行されている。したがってそれらの図書資料が今日、近代日本の体育史研究の重要な史料となっていることから推しても、日本体育会による体育専門図書の刊行事業は高く評価されてよい。

『漕艇教範』(明治三十三年六月)、『瑞典式教育的体操』(明治三十五年三月)、『体育要領』(明治三十五年七月)、『日本之体育』(明治三十六年四月)、『新撰体操法』(明治三十六年五月六月)、『新撰遊戯法』(明治三十六年六月)、『新撰体育原理』(明治三十六年)。



『日本之体育』

この中でも、『日本之体育』は次節で取り上げることになる第五回内国勸業博覧会に合わせて本会およびその沿革を広く世間一般に紹介すべく編まれている。ために、本書は本会のため重要な移転と戦災による資料の散失・焼失を補う有力な史料となっているが、これによれば、日本体育会の図書および雑誌刊行の意図は次のようなものであった。

体育ヲ奨励スルノ道ハ単ニ地方ニ二三ノ運動場ヲ開設スルニ止マル可キニアラズ。必ず先ヅ一般国民ヲシテ身体ニ注意スルコトノ必要ナル所以ト其ノ修練ノ方法トヲ曉ラシメザル可ラズ。是ニ於テカ本会ハ側立ヨド以来月刊雑誌ヲ発行シテ其目的ヲ遂ゲンコトヲ期セリ。是レ我が国ニ於ケル唯一ノ体育雑誌ニシテ又最モ永續セルモノナリ。今後或ハ通俗的ナル或ハ科学的ナル体育書ヲ発行シテ教育者及ビ一般国民ノ体育ニ関スル知識ヲ増進セシメンコトヲ計レリ。

この一方で、欧米体育の実地・調査を試みてもいる。もちろん、本会の経営状態は調査団を編成して欧米体育の本格的な調査を許さなかったが、次の引用が語るように、公務出張で渡欧する官界の人物にその調査を依頼する方

法がとられている。

明治三十三年八月、パリで開催された万国体育會議に、本会委員山根正次を出席させ、欧米体育事情を調査させたこと(當時山根は警察医長として公務出張中であつた)、明治三十四年に高等師範学校教授としてドイツへ留学した坪井玄道に「海外体育の状況調査を囑託」したこと(『日本之体育』)、明治三十四年に「朝野ノ名士ヲ議員ニ囑託シ欧米各國ノ体育制度ヲ斟酌シ我國体育ニ関スル諸件ヲ調査シテ斯業ノ發達ヲ図ル事」を計画したこと(『事業概略』)などは、日本体育会の欧米体育に対する関心の程度を示すものである。

この本会の欧米体育に対する関心が、あくまでも「広く文明各國ノ状況ヲ視察シ調査シテ我が事業ニ資スル」(『日本之体育』)ことにあつた点は、本会の主体性ある進歩的態度を示すものである。

このような欧米体育の調査・研究はその成果とその成果が発表された刊行物が収集・蓄積されたときにより大きな成果を生み出すことになるが、ここにも本会は注目した。それは資料の収集・整理がまずもつて必要であるとする本会の學術研究への姿勢の表れとしても受けとめることができる。体育に関する著作物を収集し、それを多くの研究者に提供しようとする次のような構想が打ち立てられたのである。しかし、その「体育図書館・参考館」建設計画は、本会の經濟的理由から実現を見ることはなかつたとはいへ、この時期に「体育専門の図書館」を構想しえた日本体育会の首脳陣には敬服しなければならない。「日本之体育」から再び引いてみることにしよう。

大凡事物ノ健全ナル進歩發達ハ必ず先ツコレガ根本的研究ニ待タザル可ラズ。体育ノ事業ノ如キ效果ヲ永遠ニ

期ス可キモノニ於テハ特ニ然リトス。乃チ本会ハ将来ノ希望トシテハ完全ナル体育図書館及ビ参考館ヲ設置シテ参考ニ資セントシ現ニ体育二関スル図書及ビ器械器具等ヲ集蒐シツツアリ。

優勝賞牌（カップ）の寄贈も本会の国民体育振興策の一環として行われている。これは本会が開催した運動会・競技会にとどまらず、本会以外の体育・スポーツ団体の開催する運動会や競技会にも及んだ。たとえば、明治三十四年十一月九日に時事新報社が主催した『不忍池十二時間競走』は、本邦の長距離競走の歴史に深く刻まれているが、この競技会にも本会から優勝メダルが寄贈された。その競技会には本会から審判として加納会長をはじめ吉村・高島・殿井らが参加し、協力員として日本体育会体操学校の生徒が『詰所』の一つを担当した。また、明治三十六



『体育』168号（明治40年11月刊）

年六月十二日に開催の東京大角艇協会と大阪大角艇協会との東西協会合併を記念した大相撲にも、優勝メダルを寄贈しているのである。このような本会の行為は、体育奨励のためだけでなく、経営戦略の一環でもあった。不忍池畔の長時間競走にしても、大相撲にしても、『体育』ではなく『スポーツ』であった。体育の奨励を柱にしてスポーツをその周辺に位置する補助的な運動財としてしか見ることがなかった本会において、国民体育の推進の中心にスポーツが据えられることはなかったのである。

したがって、本会を広く世間一般に周知させる方便として本会以外の競技会への優勝牌の寄贈がなされたといえよう。このことは次に引用の『日本之体育』が雄弁に物語る。

本会が全国体育ノ機関トシテ活動センコトヲ期スレバ単ニ全国支会ノ統一会員ノ体育奨励ヲ以テ満足ス可キニアラズ。広く一般公衆ノ体育ヲ勸奨セザル可カラズ。是ニ於テカ本会ハ数種ノ優勝賞牌ヲ製シテ一府県ニシテル体育的競技ノ優勝者ニ之ヲ授与セリ。

このように見てくると、本会は体育奨励のためにあらゆる手を尽くしたといえそうである。その当時、本会機関紙を『体育』と改題して体育啓蒙の手段としていたが、これを駅の待合室に備えることまでしたのである。気忙しい旅しかなでなくなつてしまつた現代人とは違い、時間をたつぷりかけて旅をした当時の人びとにとつて、その雑誌を手にとつて読む機會の提供は一時の時間を費やすのに幸いしたのである。とはいえ、そのころみは事業として実施するまでにはいたつていない。その理由は駅側の許諾の問題もあつたであろうが、むしろ雑誌発行の部数とその費用の問題が大きかつたといえよう。とまれ、本会が駅の待合室に雑誌を備えることに成功したのは明治三十六年七月以降において、新橋駅と上野駅を数えるにすぎない。

第三項 第五回内国勸業博覧会の出品にみる運動用具製造販売業への貢献

本会の体育・スポーツの奨励は当該運動種目のノウ・ハウとその運動の国民への普及に止まらなかつた。運動の

ための用具の普及なくして、真の意味での体育・スポーツの普及をはかることができないうために、運動具製造業への積極的な働きかけを、体育・スポーツ奨励の手段として行っている。これを事業のひとつに加え、実施に移したのが博覧会への本会の参加であり、体育館や運動用具の出品であった。そこで、施設・用具の方面から本会の体育・スポーツの普及に果たした役割を眺めてみることにしよう。

(一) 運動用具製造業への貢献

欧米の新しい身体訓練のための基本形式とともに、それを実施するために必要な用具も明治期の日本に伝来した。近代的軍隊に採用された軍事教練にもその教練を実施するために必要な用具はもとより、学校に採用された運動教材は多くの用器具を学校の必需品とした。ために、学校体育を普及させようとする国の体育政策も高価な輸入品にたよるのではなくて、安価な国産品が大量に出回ることなくして実効を持ちえなかつたといえそうである。明治十五年頃になると、学校の体育用品を中心にした運動具店が産声をあげはじめ、その後、徐々に国産の製品が出回るようになるが、新しい運動種目の採用に即応して製品を提供するまでにはいたっていない。この時期には需要が供給を刺激することはあっても、供給側が需要側を刺激することはなかつた。したがって、運動用具に関する知識は需要側にあり、その需要側に相談することなしに供給側の商売は成り立ち得なかつたといえる。ここに供給側たる運動用具製造業者が需要側の日本体育会に助言を求め理由があつたわけである。このことは、昭和十一年一月に刊行された『東京運動具製造販売業組合史』によって知ることができる。本書の第一篇「運動競技の発達及運動具」第二章「体操・武道」第三節に「日本体育会の貢献」と題して、次のような見解が示されているので、幾分長くなるが、全文を引用することにしよう。

明治時代体操の発達に多大の貢献をなしたのは日本体育会であつて、其体操学校は今日も続いて男女体操教員の養成に従事して居る。此日本体育会は明治二十四年八月、日高藤吉郎氏等の奔走に依て創立されたもので、日高氏は陸軍の出身者で主として体育を軍事方面から鼓吹したが、主旨は国民体育の振興にあつた。三十年十二月閑院宮載仁親王殿下を総裁に推戴して事業を拡張し、三十二年には帝国議会の建議によつて同年度から向後五年間毎年国庫より金一万円宛補助されること、なつて益々事業に精彩を加えた。日本体育会の事業としては体操学校の設立、模範体操場の設備、地方支部支会の設置であつて、明治二十六年三月東京市麴町区飯田町四丁目十三番地に体操練習所を設立し、体操教員養成を創めた。同三十三年三月同区飯田町一丁目牛ヶ淵に校舎を新築し、同年五月移転して名を「体操学校」と改め、高等本科、普通科及女子部の三部を設けた。同時に器械体操、狭窄射撃、弓術、劍術、馬術、水泳、自転車、女子遊戯の各部を置いて一般市民の運動練習に使ならしめた。各地方に支部又は支会を設けて体操講習、兵事講習、水泳等をなし北海道、大阪、愛知、静岡、長野、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、宮城、鹿児島府県には支会があつて事業を行つたが、財政難に陥ると共に明治四十年頃には自然廃滅に帰した。牛ヶ淵にあつた体操学校は明治三十七年七月現在の大井町に移転し、三十六年四月には女子部を設け、同三十八年四月には荏原中学校を新設して生徒の実地教授の練習機関を兼ねしめた。此頃は日本体育会体操学校の校運隆昌の時であつて、明治三十六年三月第五回内国勸業博覧會が大坂に於て開催された時には、博覧會場に八百余坪の特設体操場を設けて一般公衆に体育の思想を鼓吹した。明治四十年の東京博覧會にも体育館を新設して一般入場者の使用に供するなど、体育思想と啓蒙に尽瘁するところがあり、運動具業者にしても体操器具の作製に就ては同校の指導を仰いだものも少くない。日本体育会は大正三年頃からは財政上の困難に伴つて昔日の如き飛躍を示さなくなつた。

右の引用が雄弁に語っているように、日本体育会は運動用具製造販売業者に少なからざる貢献をなしたといえる。当該の組合が編纂した『東京運動具製造販売業組合史』に一項が設けられ、右の記述がなされていることから、その貢献の度合いは高かったといわねばならない。加えて、次に取り上げるように、博覧会への参加と運動用具の出品は斯界への貢献を決定づけるものであったといえよう。

(二) 第五回内國勸業博覧会における特設体育場及び運動用器具の出品

第五回内國勸業博覧会が明治三十六年三月一日から七月三十一日までの期間、大阪を会場に開催された。この博覧会の総裁が閑院宮載仁親王殿下であったことから、日本体育会もその勸業博覧会に参加することになる。その経緯について本会機関紙『体育』（第一一八号、明治三十六年九月二十五日）は次のようにつたえている。

明治三十六年三月大阪に開かるべき第五回内國勸業博覧會を機とし全場内に特設體育場を開き斯業の必要を一般に鼓吹すへき旨本會總裁殿下より左の御沙汰を賜はりたり

明治三十六年第五回内國勸業博覧會開設の時を機とし各支會に於て體育諸設しよの設備を完うして汎く中外人士の参考に資し體育の必要を感じしむるは國家の爲め且斯業拡張の爲め寔に緊要なるを以て自令尚一層勉勵斯業をして體育會の名に耻さらんことを勉むへく又大阪支會にあつては殊に博覧會と直接の關係を有する故宜しく本會と協同賛劃し之れが計議を遂げ圓滿の効果を収むへき旨 殿下より御沙汰有之候條此段及御通達候也

明治三十五年三月十八日

閑院宮別當男爵 花房 義質

日本體育會長子爵加納久宜殿

是に於て右御沙汰を各支會に傳ふると共に三十五年三月十九日日本體育會長子爵加納久宜は之を齎らし大阪支會に出張して令旨を傳へ體育場設營に關する協議會を開き同支會に於て之を主催し本會は相當の補助を爲すべき旨を披陳し支會は結局臺旨を奉すべきも其の施設方法は熟議の上追て具陳すへしとの返答を得て歸京せり

かくして、本會が当該博覽會に参加することになるが、それを実施に漕ぎ付けるために斯界の実力者に協力を依頼する。その委員とは次の諸氏である。彼らは医学史・教育史・体育史にその名を留めていることから、本會の勸業博覽會に注ぐ意欲はこの委員たちによつて知られよう。

辻 新次 三宅 秀 (医学博士) 嘉納治五郎 寺田 勇吉 山根 正次

篠田 利英 富士川 游 (ドクトル) 川瀬元九郎 (ドクトル) 高島平三郎

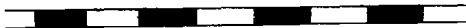
山口西三郎 高橋忠次郎 小野泉太郎 可兒 徳 佐藤 福雄 松田 正典

これらの委員が数回の委員会を開催して、次に引用の二点について企画した。その一つは「第五回内国勸業博覽會敷地内体操場設計」であり、他の一つは陳列室に設置する物品の選定であつた。後者の内容は「運動器械ノ部」、「古来武芸に用ゐたる器具ノ部」、「古来遊戯に屬する器具」、「体育に關する諸統計表」、「体育に關する内外の出版物及び写真等」及び「体育に關する諸設計」からなつた。その詳細を次に見てみることにしよう。

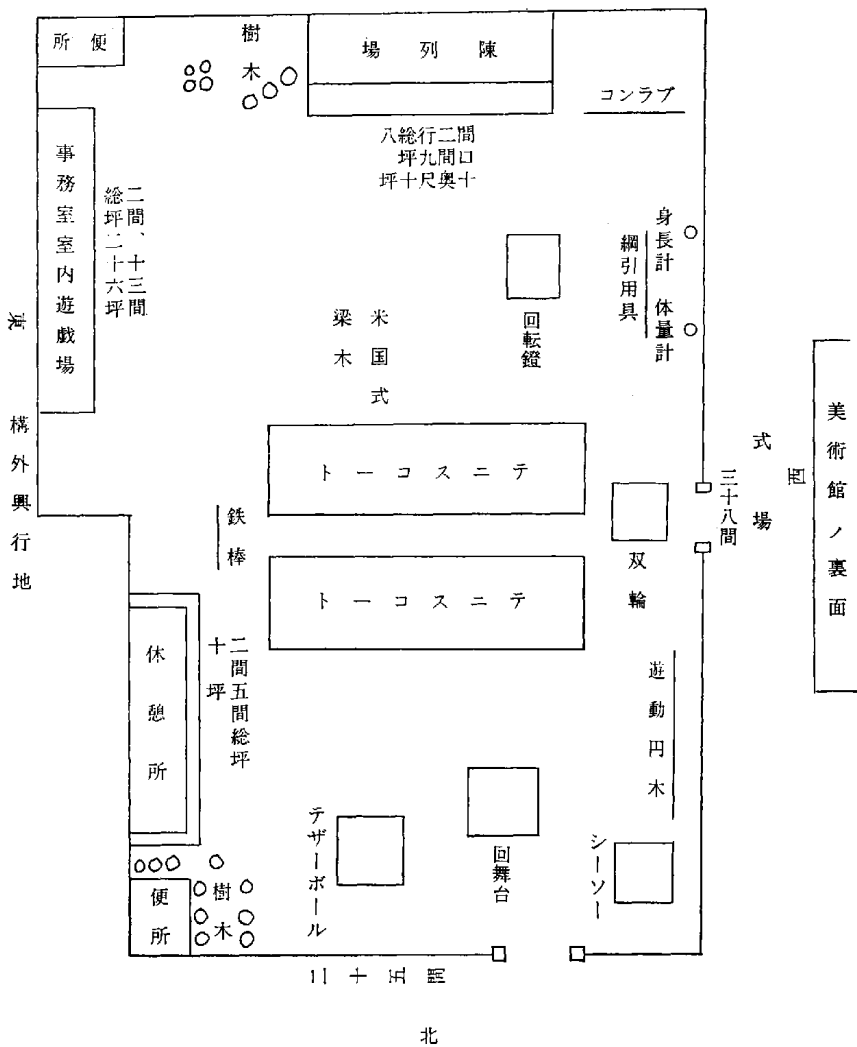
第五回内國勸業博覽會敷地内體操場設計

- 一 博覽會敷地内運動場は一般公衆をして體育の思想を喚起し實際の運動をも試みしめんが爲めなれば老幼男女各種の人に適すべき運動法を示し且必要な運動機械を設置するものとす
 - 一 擊劍、柔術、乘馬、漕艇、射撃等の如き練習を経し人に非れば出來ざる運動は特設の場所に於て其大會を催すべし
 - 一 運動場は別紙略圖の如く東南の側面に沿ひて約三十五間四方とし西北の側面に五間幅の地積を餘し此處に樹木を排置し若しくは遊戯器具等を設置し處々にベンチを備へ入場者をして随意に休憩するの便を得しむべし
 - 一 室内運動に屬する器具等は東側に簡單なる空を設け此の中に陳列して公衆の覽に供すると共に之を使用して其の身體に及ばず影響を知了せしむべし
 - 一 場内取締主任者の補助として大阪支會體育場の學生及び本會の學生中より選抜して場内の監視に充て且便宜自ら各種の運動をなして一般入場者の運動方法を知るの便に供すべし尚場内備付の器械には一般に運動法を示すべき説明書を付すべし
 - 一 陳列室に設置する物品左の如し
- 運動器械ノ部
- (1) 拳球二種 (拳闘術の演習のために拳にて突く球なり)
 - (2) エキセルサイザア 四組大人用二 (ゴム製の紐にて作り柱などに掛け置之を)
小兒用二 (引きて運動すれば反動ありて興味あり)
 - (3) チェストウエート (上肢及び下肢筋力を養ふ器械なり)
 - (4) ローイングメシシ (陸上にて漕艇の演習をなすべき器械)

路 線 道 鉄



卑



地行興外構

- (5) ミュジカル、ダムベル (啞鈴にて器械を装置し運動する毎に音楽を發するもの)
 - (6) 鐵製クオイツ (鐵にて作りし環にて之を投げて腕の力を養ふもの)
 - (7) クリツケット (「ベースボール」と共に青年男子に適する遊戯なり説明略す)
 - (8) ロンテニス (女子に適切なる遊戯にして一般に行はるゝものなれば説明は略す)
 - (9) クロツケー (同上)
 - (10) フートボール二種 (「アツソリシエーション式」と「ラグビー式」との二種を陳列す)
 - (11) ベースボール (青年男子に適切なる遊戯にして一般に行はるゝものなれば説明は略す)
 - (12) ユニヴァーサル、ダイナモメーター (全身各部の諸筋力を精密に計る器械なり)
- 古來武藝に用ゐたる器具ノ部
- (1) 古今の甲冑 (2) 古今の弓矢大小の各種 (3) 劍術、槍術に用ゐたる諸流古今の道具 (4) 古今諸流の馬具
 - (5) 薙刀、陣鎌、棒等の稽古道具 (6) 犬追物及び流鏑馬に用ゐたる衣服及び圖畫
- 古來遊戯に屬する器具
- (1) 蹴鞠 (2) ハンマ (3) 羽子及び羽子板 (4) 竹馬 (5) 鞠 (6) 歩行打毬器具一式 (7) 紙鳶
 - (8) 其他一般に内國各地の遊戯に用ゐる諸道具及び圖畫
- 體育に關する諸統計表
- (1) 一般國民の體育狀況 (2) 學校生徒の體育狀況 (3) 軍隊の體育狀況
- 體育に關する内外の出版物及び寫眞等

- (1) 著書 (2) 定時刊行物 (3) 圖畫寫眞

體育に關する諸設計

- (1) 體操場及び體操室の計畫 (2) 廣大なる器具器械の圖若くは模形

この企画の他にも、期間中に実施される競技会に賞品を出す試みが計画されている。次の引用が語りかけてくれているように、日本体育会はスポーツに対する関心を少なからず持っていたのである。

一大阪支部其他特別の場所に於て行ふ競技は全國斯道に堪能なる者を集めて執行する大會にして各競技の日時場所等は豫め廣告して斯業知名者の來會を乞ふと共に一般公衆の來觀を促すものす

優勝者に與ふる賞品は特に金銀銅三種の「メタル」を鑄造して之に充つ

一各種大會の間幻燈會活動寫眞會演說會等を開催して體育の要旨を敷衍す

一運動場内の運動は入場者随意運動を試みるの外各小學校生徒を入場せしめ諸種の競技運動又は各種の遊戯を演せしめ優勝者には賞品を與ふることあるべし

このようにして当該委員会では勸業博覽会における日本体育会の出品について起案したのだが、博覽会期間中の運営方法についてもその規則を定めることをわすれてはいない。「本会に博覽会臨時体育部を置き、総裁の裁可を得て卅五年五月二十日」に次の如き規程を定めている。

第五回内國勸業博覽會日本體育會臨時體育部規則

第一條 本部は令旨に基き第五回勸業博覽會開期中全敷地内の一部に體育に關する各種の設備を整へ廣く公衆の運動用に供し以て體育の必要を一般に感受せしむるを以て目的とす

第二條 本部は日本體育會に屬し其事務所を大阪府に設置す

第三條 本部に左の職員を置く

委員長 壹名

委員 若干名

事務員 若干名

第四條 委員長は總裁之を囑託す

第五條 委員長は本部の事務を總轄す

委員は委員長の旨を承け事務を分掌す

事務員は主任の指揮に従ひ庶務會計に従事す

第六條 委員長及び委員は共に名譽職とす

事務員には委員長の見込を以て相當の報酬を與ふることを得

第七條 委員長は運動場内に設くる諸種の計畫及び必要なる規程を定め本會總裁の裁可を経て之を施行すべき

ものとす

第八條 本部の事業は特別經濟とし本會の經費及び大阪府其他に於ける有志の寄附金等を以て之に充つ

第九條 本部は内國勸業博覽會の閉場と共に之を解く

第十條 本則施行に關する細則は委員長之を設け本會に報告すべし

右の結果として左の職員を囑託ありたり

(大阪府知事)	委員長	高崎親章	(全)	全	宮内廣人
(砲兵大佐)	委員	福永宗之助	(全)	全	福原金吉
(大阪府書記官)	全	山田新一郎	(全)	全	中平元彦
(全 警部長)	全	池上四郎	(全 警部)	全	今田虎次郎
(全 参事官)	全	石川 啓	(全)	全	荻 欽三
(大阪市助役)	全	菅沼達吉	(歩兵少佐)	全	竹迫彌彦
(全 西區長)	全	白男川實福	(全)	全	藤岡銃次郎
(全 東區長)	全	平井保徳	(本會理事)	全	寺田勇吉
(全 南區長)	全	井上正陽	(全)	全	篠田利英
(全 北區長)	全	梶原平太郎	(全)	全	高島平三郎
(大阪支會常務委員)	全	中井一馬	(大阪府第六課長)	全	事務員 熊野秀之輔
(全)	全	井上淺次郎	(大阪府屬)	全	竹内 實
(大阪府警視)	全	桑原忠次郎	(本會課長)	全	黒澤 勇
(全)	全	伊藤景則			
(全)	全	谷口武兵衛			
(全)	全	高橋淺水			

勸業博覽會に体育・スポーツの用器具を展示すること、及びその用器具を使った運動を入場者に披露することは新しい運動の紹介においては有効である。そこで、日本体育会としては實際にどのような運動を紹介しようとしたのかをつきに見ておくこととしよう。それは、本博覽會において出品された前出の『日本之体育』からしること

ができるが、『体育』（一一八号）に記載された報告書「第五回内国勸業博覧会場内日本体育会特設体育場開始末」でも知ることができる。これによれば、九種類のスポーツが紹介されているので、当該箇所を引いて置くことにしたい。

室内運動之部	
一 エキセルサイザー	大人用 英國製一 米國製一
一 全	小兒用 強 一 軟 一
一 ローイングメシン	英國製一 米國製一
一 日本槽陸上槽艇	
一 チエストウエート	
一 ピンポン	八尺テーブル付
一 要馬術用木馬	
室外運動之部	
一 テニス道具	壹式
一 ベースボール	壹組
一 クリケット	壹組
一 クロツケー	
一 フートボール	アツリシエーション六號
一 全	ラクビー
一 ホツケー	

て推し量ることができるわけである。

天皇陛下 體育場を窺覽あらせらる是より先き其筋の豫示に依り場内を洒掃し本會體操學校生徒及び支部練習生を各運動器械に部署し會長は門外に在りて奉迎し職員は事務所前に整列す

陛下 には壹灣館御巡覽の後午後零時三十分行幸會長御先導を申上げ門内に玉歩を移させ給ふと同時に場内各器械は一齋に運動を開始し窺覽に供へ奉り場内御一巡の後還幸あらせらる會長は門外に於て奉送し直ちに京都行在所に罷出 天覽を賜はりたる御禮を申上奉れり

全 二日

皇后陛下 體育場を御覽あらせらる奉迎奉送及び場内準備等總て前日の如し會長は京都に出て御禮を申上奉りたる後直ちに歸京の途に就けり

この博覽會を契機に運動用具メーカーが一気に活気づいたかどうかはもとより定かではないが、このころから運動具の販売が商売になりはじめたことはたしかである。しかし、依然として、兼業を余儀無くされ、專業化するのは大正期まで待たねばならなかった。この時期から本邦のスポーツは國際化の時代を迎えはじめ、これを機に国内におけるスポーツが活気づいてきたからである。スポーツが盛んになればそれを実施するに必要な施設や器具が求められるようになり、これが結果して運動具メーカーを成長させることにつらなるからである。

第三節 会の斜陽化と大井村への移転

明治三十二年に国庫補助金の交付を受けた本会はこれを基金として会の建て直しを図り、その目的とするところの事業を推進していった。しかし、頼みの国庫補助金も向う五か年という期限が付けられていたために、本会の経営にはいつも不安が付きまといつていたといわねばならない。国庫補助金以外の新たな資金の調達、会費収入の他に凶られねばならなかつたのである。ところが、この事態に有効な手を打つことなく、国庫補助の打ち切り期限を迎えることとなる。すでに、触れておいたように本会の運営資金の確保は一つには会費収入であり、一つには皇室等からの下賜金であつたが、いずれも不安定な収入源であつた。にもかかわらず、経営の努力が怠られてきたといえよう。満期納入によつて会費の支払い義務がなくなるという会則では、当該の会員からは会費収入は見込めない。この会員こそ本会の理解者であり、確実に会費収入を見込める人々のはずであつた。ここに狙いを定めて会則を改正する努力を払うべきであつたといえよう。

かくて、国庫補助金の打ち切りとともに本会の経営が行詰まり、その顛末は条件の良い市街地にある牛ガ淵の地を離れ郊外の大井村への移転となつたのである。こうした経営の苦境に立たされつつも、本会は多額の出費を覚悟しなければならぬ博覧会に出品するなど、その経営破綻の道を歩むこととなるのである。以下、斜陽化していった経緯について素描しておくこととしたい。

第一項 国庫補助金の打ち切りに伴う経営の行き詰まりとその対策

本会財政の核をなしてきた国庫補助金（毎年一万円）は明治三十七年度を以て打ち切りとなり、いよいよその財政は苦しくなった。しかも本拠地、牛が淵の土地借期限が満期を迎え、その更新のための費用も本会財政を逼迫させることになった。この財政問題をクリアするために、本会は繁栄をもたらした牛が淵の地を捨て、安価な土地を求めて移転することになるが、さりとて従前の事業の打ち切りや縮小を計るわけにはいかないというジレンマに喘ぐこととなる。ために、本会経営に大きくのしかかってきた財政問題を解消すべく、先ずは国庫補助金の下付を改めて願ひ出ることとなった。これを押し進めたのが、本会幹事でもある山根正次衆議院議員他二名であった。山根は衆議院に次の建議案を提出することになる。この建議案は明治三十九年三月十三日の第二十二議会で審議に付され、満場一致で採択されている。

日本体育会国庫補助に関する建議案

日本体育会は明治三十一年五月帝国議会の建議に依り政府之に同意し次期議會に於て毎年金壹万円五箇年間補助費下付を決議せられた其の支給を受けて鋭意会務を拡張し主として体育学校を振興し体操科教員を養成して全国各学校に供給し又兵事講習会を開き各地に体育場を設け國民の軍事教育を普及せしめ壯丁の体力養成を奨進し其の事績著明なりとす然るに該補助費の支給は明治三十六年度を以て終り爾來本会事業の時展其の計画を進捗する能はざるものあり今や戦後の経営急を告ぐるに當りて國民体力の發達は其の必要最も痛切なるを信ず故に政府は従來の補助方法に従ひ明治三十九年より五箇年間毎年金壹万円を日本体育会に下付し体育の奨励に任ぜしむるが為に速に追加予算の提出あらむことを望む

右建議す

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（杉田定一君） 御異議はないと認めます。

○池松豊司君外八名の特別委員に付託

4 明治三十九年三月十七日

○委員長山根正次君報告の後委員長の報告通り可決。

この建議案を提出するタイミングは遅きに失した。文部省の窓口を通して下付された明治三十二年の時点での補助金の交付は五か年に限られていたのだから、その時から補助金交付の継続のための働き掛けを始めておく必要があった。しかし、その努力を怠り、将来を展望した財源の確保に無関心を装ってきたといえよう。本会の総裁に閑院宮載仁親王を戴いているし、宮家からの下賜金を拝受しているのだから、たとえ国庫補助金交付の期限を迎えても、望むなら間違ひなく下賜されるものと、たかを括っていたとしかおもえない。しかし、その期限を迎えて始めて本会を取り巻く情勢が大きく変化していることに気付いている。下賜されない可能性が高いことに気付き始めたともいえよう。それは、右に引用の「日本体育会国庫補助に関する建議案」の衆議院の通過を報じた本会機関誌「体育」に窺える。「体育」第一四九号（明治三十五年四月二十五日）はその巻頭に「日本体育会国庫補助建議案の通過」を取り上げ、次のように本会の実績を謳う。その内容はともかく、既に国庫補助の交付を受領した経験を持つ本会が、巻頭にこの記事を取り上げねばならなかった事情が見えてくる。

明治二十四年以来、国民体育の振興を以て、自ら任じたる日本体育会は、専ら之れが改善、且つ、普及を図り、爾來國家に貢獻したるの事績は汎く一般の認むる處にして、敢て喋々を要せざるなり。今や我が帝國は一躍して世界一等國の伍伴に入りたるを以て、戦後の経営として國家の施すべきもの一にして足らず、即ち軍備を拡張し、實業を興起し、教育を振作し、以て世界の競争場裡に立ち、列國と駢馳せんとするに方り、先づ國民の身体を剛健にせざるべからざること、是れ亦論明を待たざる所なり、宜なる哉、曩きに帝國議會開會に際し、衆議院に於て山根正次君外貳名の提出により、全院一致の賛成を以て日本体育會國庫補助の建議案を可決せられたり、戦後國費の多端なるにも係はず、天下輿論の府たる帝國議會に於て、体育事業を發展せしむるは刻下の急務なりとして政府に此の建議せらるゝに至りたるは実に時務の宜しきを得たるものにして、歡呼之を迎ふるもの獨り我が体育會のみならずや、國民一般も亦齊しく歡迎すべきことたるを信ず、吾人會員は此の福音に對して衷心國家の爲め之を祝せざるべからず。左に建議案の全文を掲げ、広く同志に報ずると共に、議員諸彦の時務を議する、至公至平にして、斯道の爲め盡されたる熱誠を感謝せずんばあらざるなり。

・ ・ ・ ・ ・ 中 略 ・ ・ ・ ・ ・

想ふに政府は此の建議に基き、次期の議會に予算を要求せらるべきは必然にして、本會事業の倍々發展を見る將た近きにあらん乎、吾人は刮目して其好機の來らんことを待つ。

このように、本會はその財政上の立場から該建議案が衆議院を通過したことを「福音」と表現し、「想ふに政府は此の建議に基き、次期の議會に予算を要求せらるべきは必然にして」と語っている。ここには政府が衆議院の決議に基づき本會のために予算を付けて欲しいという願いが潜んでおり、交付されない可能性のあることを感じ取っていることの表明である。同じ号で次の記事が同時に掲載されているからである。すなわち、「日本体育會國庫補助

建議案委員会 昨日午後一時開會、山根正次より本案の趣旨を説明し次で福原政府委員より本建議に対しては文部省は敢て反対意見を表するものに非ずと雖も刻下の財政は到底之れが要求に応じ能はずと述べ夫より提出者山根正次と各委員との間に二三質問応答あり原案を可決して二時半散會せり」を報じた。この文部省の意見はやんわりと本会对する国庫補助金の交付をするつもりのないことを告げるものであった。国の本会对する期待は、もはや、国庫補助金を交付するに値しない、ところにまで低下していたといえよう。学校における体育の普及・発展は明治三十年代には充分に図られていたし、軍人養成の問題も学校における兵式体操・兵式教練の浸透によつて国の意図するレベルまで達していたのである。さらに、日本体育会体操学校の教員養成の機能も不足していた体操教員養成の充足によつて国の補助金を引き出す力を失っていたのである。とはいへ、表向きの理由は別のところにあつた。明治三十七年四月二十四日に開催された「日本体育会第三回定期總會」において、「国庫補助金の件」が取り上げられ次のように報告された（『体育』一二二六号、明治三十七年五月二十五日）。

第五項国庫補助金の件

国庫補助金は三十六年度限り満期となるに就きまして昨年六月中菊地文部大臣の時代に本会が経営し来りし成績と今後の方針等を述べまして補助の継続を請ひました所文部省に於ても同意を表せられ継続の事に略ぼ承認を得て居りましたが行政大革新の結果各団体への補助は無餘義削除するに至りました趣通牒を受けました故に本会は独立維持の決心を以て非常の改革を行ひ出来得る限り経営費を減じ会務の進行に障礙なきを得まして今日に至りました、三十六年度に於て各支会に交付致しました国庫補助金は總計三千〇〇四円〇五銭三厘であります。

かくて、国庫補助金交付を断念しなければならなくなつた日本体育会はこれに代わる新たな財源の確保を練らねばならなかつた。その一つとして打ち出したのが、これまでにはなかつた新たな事業方針を打ち出すことであつた。新事業に対して募金を行い、これを本会経営の運転資金にするというやり方である。無論、このやり方を経営陣が当初から選択してゐたと断言することはできないが、新事業の遂行が結果として実現を見ていないこと、遂行はして見たもののそれが本会の経営の好転に繋がるどころか悪化させたことなどから、推量を巡らざるを得ない。いささか長くなるが、次の引用によつてこの点を眺めてみることにしよう（『体育』一四二号、明治三十八年九月二十五日、巻頭）。

日本体育会拡張の趣旨

人生第一の幸福は身体の壮健である、身体さへ壮健であれば、如何なる希望も達することが出来る、所謂艱難とか苦痛とか云ふものは、皆此壮健の爲めに打消されて仕舞ふのである、然るに此壮健を作るものは何であるかと云へば、即ち体育である、体育と云へば区域も広いが、先づ之を民間体育、学校体育、軍隊体育の三つに分けて、本会拡張の趣旨を述べやうと思ひます。

（民間体育）遠い昔は尚のこと、数十年前までは、汽車も電車もないから、巴むを得ず歩行しなければならぬ、又水道の出来ない前には、井戸端にて日に幾回となく釣瓶繩と体操しなければならぬ、此様に世の開けない時代には、知らず／＼の間に、自然的体育が行はれて、人間の身体を壮健にしたのである、然るに世の文明に進むに従ひ、一室に安産して用向きが皆弁ぜらるゝ様になつて、自然的体育は漸々消へ失せて、之と同時に人間

が年々弱くなつて来た、此頃医家の統計によれば、肺病患者などの多くなつたことは、実に著しいとのことである、而も其患者は労働者に少くして安逸者に多いとのことである、尚近年右肺患者のみならず、数十年前まで余り聞かなかつた病名の、ペストとか、脊髄何病とか、何々熱とか云ふ様な、新しい病気が、遠慮なく殖へて来る原因は、何の爲めであるかと云へば、人間の体が楽になつて、自然的体育の減少と共に、人間の外物に對する抵抗力が弱くなつて、其が爲め種々の細菌に侵さるゝ様になつたのである、元來人の体は鍛へ様によつては、驚くべき程強健となるもので、人勝れて強健となれば、肺病細菌が這入つてもコレラ細菌が侵入しても、直ちに其細菌を殺すだけの抵抗力が備はるものである、安逸の或大医は強健なる体内には、コレラ細菌などは、一寸も生きて居ることが出来ぬものであると云ふことを証明せんが爲め、自身にコレラ細菌を丸呑したが無事な變化もなかつたとの一奇談がある、之に由て見れば、身体さへ強健にして置けば、如何なる病魔にも、打勝つことが出来る、ペストの如き、コレラの如き有毒細菌は、昔より有つたに相違ないけれど、昔の人間は、自然的体育の爲め、非常に壯健であつて、如何なる細菌も寄り付くことが出来なかつたのである、且つ昔の人は体も大きく壽命も長かつたが、此頃の調べによれば、我國人の体重は年々八百日つ、減つて行く様になつた、また壽命も平均三十六年に縮んで居る、英國人などは、百年前には平均四十二年の壽命であつた、が是ではならぬと大に体育を奨励してから、此頃に平均五十五年の壽命に延びたと云つて居る、されば体育の効と云ふものは、実に驚くべきものである、故に世の開くるに従ひ、自然的体育の減少する代りに人為的体育を工夫して、即ち体操法の施行とか、運動器械の設備とか、人為を以て体育の不足を補はなければ、吾人の壯健を維持することが出来ぬのである、是れ民間体育の奨励を必要とする所以である、故に本会は機会ある毎に、此民間体育の奨励を怠らないので一昨年大阪博覽會に宏大なる体育場を設けて、無料にて何人にも使用せしめて、一般人に体育の趣味を知らしめたのも、此主意に外ならないのである、又数年前より、東京市内六公園に運動機を設けて、年々修理して、一般人に体育を奨励して居ますが、現今の設備では尚不足であるから、更に拡張して此十倍以上も拵へて、且つ悪少年の専用とならざる様に、監督人をも付けて置きたいが、先立ものは経費で

ある、また模範体操場は、本部及び全国の各支会にあつて、其他弓術、擊劍、射擊、乘馬、板江り（スケート）、水泳等の設備も各所にあるが、追々之をも更に増設して、民間体育を盛んにする考である。

（学校体育）小学校より高等学校に至る在学年齢は、人間の最大切なる發育期であるから、学問と体育とは、五分／＼に調和して進まなければ、完全なる人間を作ること出来ぬのである。然るに我國の習慣として学校は専ら学問のみする所として、体育に重きを置かなかつたため、学校の体操科なども久しくま、子扱ひにせられて、体操科教員を養成する機関も甚だ不十分であつた、本会茲に觀る所あつて、明治廿六年來体操学校を設けて、全国の各中学校、師範学校、高等学校の体操科教員は、皆本校から供給して、現今其職にある者四百八十余名あるが、是ではまだ足らぬから、益々其養成に勉めつ、ある次第である、此体操学校は、本会の設立したるもの、外、全国中何れにもないのであるから、今では教育上重要な機関となつて居る、又本会の理想の如く、体育と智育と調和したる、健全なる中学生を養はんが為め、本会付屬中学校を、府下荏原郡南品川海岸に新設して、本年四月より、幾多の中学生を養成しつ、あるが、他日必其効果を現はすこと、信じて居る、尚ほ今後注意すべきは戦後軍備拡張の方法として、独逸の如く三年の現役を二年に縮めて、大に兵員の増加を計ることは最必要のこと、思ひますが、此二年兵役を實行するには、先づ小学校、中学校より軍事教育を施して、軍隊で教へる一年分を予め学校で教へる様の方法にすれば、今にも現役を二年に縮むることが出来るのである、依て本会は此点に付ても深く注意して体操学校の兵式科の拡張を計つて居る、故に学校体育に就ては、本会の任務益々重大となつて来たのである。

（軍隊体育）軍隊教育の目的は、身体を鐵石の如く鍊磨して如何なる困苦にも、耐へしめ、又筋骨を強くし手足を軽くして飛走攀降に便ならしめ、且規律を厳正にして動作を齋一にするのが、主たる目的である、即ち軍隊体育は体育の精なるもので、是れさへ修むれば兵務の過半を卒へた者である、故に國民皆兵主義の我國に在つては此軍隊体育即ち兵務の練習を、全国に普及することは最も必要のことである、今回の戦争で、俄かに召集せられた補充兵等は、僅か二三ヶ月の練習で戦地に送られたものもあるが、実に可哀想であつた、是が

若し民間で一通り兵務の練習をやつたものならば、如何に心強く如何に樂であつたかと思ひます、依つて本会は予てより開設しつゝ、ある兵事講習を、昨年来全国各地に拡張して、新徴兵は元より補充兵国民兵等に、忠勇の精神と此軍隊体育を仕込んで、射撃法より中隊教練迄教へまして、今尚盛んに之か訓練に勉めつゝある次第である、民間で一通りの練習を為して居れば、入営後半年練習すべきものが、三ヶ月位で進歩するから、戦時の多忙に際しては、非常に助けとなる、此本会の兵事練習は、民間の職業を妨げざる時間を見計つて、毎日教へる方は、午後三時より、また一週一回づ、教へる方は、各日曜日の午後二時より授業して居るが、其成績の良好なることは、軍人も賞賛して居る程である、是が本会の希望の如く全国各市長村に普及する様になつたならば、啻に戦時に際し、大なる後援となるのみならず、現役年限の如きは二年は愚か一年に短縮しても差支えないことになる、殊に之が為め国民の身体を強健にして、実業にまれ何事にまれ此強健なる国民に依りて経営せらるゝことになつたならば、その効果実に大なること、信じます。

本会は以上の如く、民間体育、学校体育、軍隊体育の各方面に力を注いで、聊か国家に貢献することを得たのは、一に忠愛に渡らせらるゝ篤志諸君の御賛助と、本会総裁官殿下の御督励によりて、皆献身的に尽力したる結果と思ひます、若し是が官営事業であつたならば、実に数十万円の資本を要したと思ひます、さて前にも述べたる如く吾人国民の直接の利害に関することにして、一日も早く本会の経営を急ぐべきもの多々あるのみならず、殊に兵務の練習の如きは、国民皆兵主義の我国に在つては最必要のことと思ひますから、有力家諸君には、右拡張の趣旨を御賛成せられて、共に御協力あらんこと、本会の切に希望する所であります。

この日本体育会拡張の設立の趣旨が語る民間体育の奨励に関する意見の開陳は、労働形態の変化に伴う運動不足の補償という時代を先取りしたものである。しかし、この拡張の趣旨の訴えるところの本音の部分はやはり本会の事業を推進するための資金不足の表明に外ならないといえよう。かつて本会の運営資金の三分の一が国庫補助金で

あつたにもかかわらず、「一に忠愛に渡らせらる、篤志諸君の御賛助と、本会総裁宮殿下の御督励によりて」本会の事業を遂行できたのであつて、「若し、是が官営事業であつたならば、実に数十万円の資本を要したことと思ひます」と述べるに及んでゐるのである。この言及の内には国の援助がもはや期待薄であるという悲壯感があるといえよう。とまれ、本会の事業拡張の意思を表明したあとで、次の事業を高らかに謳い上げ、寄付を募つた。それは「体育」第一四三号（明治三十八年十月二十五日）に公示されている。

日本体育会にては去る十九日常議員会を開き全会一致を以て戦捷紀念体育館設立のことを議決し目下実行の方
法建築図案等に関し調査に着手したり今其趣旨及計画の要領を掲ぐれば左の如し

戦捷紀念 体育館建設の趣旨

今回の戦役は振古未曾有の盛舉にして宇内の列国をして正義の貴ぶべく横暴の戒むべきことを感知せしめたり
是れ実に 大元帥陛下の御稜威と忠勇無比なる我陸海軍將士が曠世の殊勲とに因らずんばあらず假令和約に
して国民の意に満たざる所ありとするも平和人道の爲め邪を制し暴を懲らし以て国威を世界に發揚したるの偉
績は之を千歳に伝へて子孫に此の光榮を頌たざる可らず是れ現代国民の義務にして又此戦役に依て益体育の必
要を吾人に教訓せられたり本会此に考ふる所あり戦捷紀念として帝都に一大体育館を設立し以て之を天下後世
に遺さんとす蓋し此の種の紀念として後世に伝へんとするには第一教育的なること第二に尚武的なること第三
実益的なることを以て最必要の条件とす而して幾多の計画中此条件を具備せるもの体育館を措て他に之を求む
べからず是れ本会が特に該館の設立を發起し之が完成を期する所以なり茲に本会の企画を表白して広く有志の
賛襄を求む

明治三十八年十月

建設地

一 東京市内に適當の位置を選び迫て之を定む

建築法及設備

一 堅牢なる耐久的建築にして室内の設備を凡そ左の數種に区分す

一 大会堂、一 擊劍場、一 柔道場、一 弓術場、一 器械体操室、一 球戯場、一 舞踏室、一 医療体操室、一 音楽室、一 室内游泳池、一 室内角力場、外に付屬漕艇部、狹窄射擊場、其他貴賓室、休憩室、食堂等之に伴ふ必要の諸室を備ふるものとす、但各室内には日露戰役に殊勲を彰したる將校兵士の肖像と其略伝を掲表す

右の設備を為すに主として巴里及び聖路易萬國博覽會場に於ける体育館を參酌し現今我が國に適するが如く専門の技師に托し之が設計をなすものとす

予算及寄付規定

一 建築及設備費維持金等は全國有志の寄付を需め尚ほ左の方面に補助を請願する事

一 東京府市内に特別の補助を請ふ事

一 國庫の補助を請願する事

一 基礎確立の上は皇室の御保護を仰ぎ奉る事

一 寄付者の氏名金額は永世不磨の方法を以て之を館内に彰表す

一 寄附金額五百円以上より特に寄付者の肖像及略伝を館内に表示す

一 各寄付者は開館式其他時々開催の諸會に參列することを得

一 寄付者は其金額を本会事務所に通知し現金は左の銀行の内に拂込むべき事

十五銀行 三井銀行 三菱銀行 第百銀行 第一銀行 安田銀行

一 本事業は日本体育会の管理に属すと雖も経済は総て独立とす

役員 及 事務 所

一 此の目的を達せんが為め特に左の委員を設く

戦捷紀念 体育館設立委員 若干名、 委員は会長の薦推に依り総裁之を囑託す

一 委員は体育館設立に関する諸般の計画をなし之が完成を期するものとす

一 事務は東京府荏原郡南品川海岸大井村日本体育会に於て之を取扱ふ事

常設の体育館建設は日本体育会がかつて将来予定する事業にあげたものであった。しかし、資金繰りが苦しくなつた時に無理してまでこの事業を遂行する理由は見当たらない。確かに、右の引用に見られるように、この体育館建設事業は独立採算と規定されているが、資金繰りの方便でしかなかったといわねばならない。この計画は常設の施設としては実現をみるのがなかつたからである。後述するように、なるほど本事業は東京博覧会の本会からの出品として達成されてこそいるが、『常設』の施設の夢は成し遂げられていないわけである。

とまれ、経済的苦境に立たされた本会は事業の推進を謳いながら少しでも多くの資金を調達せんとしたように思われる。しかし、このような資金計画の在り方は益々その経営を悪化させていった。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は明治四十一年から四十四年十二月までの会員献金および寄附金の月別合計額を次表のように整理した上で、「この五年間を累計しても一百万円に満たず、本会経営の財源がいかに貧弱であったかを物語っている」

月別醸金・寄付金合計額一覧
 (明治40年1月から明治44年12月まで)

明治年	月	金額 円 銭	備考
40	1	不 明	記載なし
	2	1, 068・00	
	3	7・50	
	4	100・50	
	5	1, 127・00	
	6	13・00	
	7	25・00	
	8	不 明	記載なし
	9	147・00	
	10	715・00	十五銀行の500円を含む
	11	541・00	
	12	118・00	
41	1	165・00	
	2	1, 655・00	東京競馬会の1,000円 加納会長の500円を含む
	3	不 明	記載なし
	4	不 明	記載なし
	5	175・00	東京競馬会の100円を含む
	6	78・00	
	7	425・00	東京競馬会の300円を含む
	8	不 明	記載なし
	9	5・00	
	10	200・00	
	11	130・00	
	12	137・00	
42	1	105・00	
	2	20・000	
	3	不 明	記載なし
	4	不 明	記載なし
	5	80・00	
	6	45・00	

明治年	月	金額	円	銭	備考
	7	不	明		記載なし
	8	不	明		記載なし
	9	200	・	00	
	10	不	明		記載なし
	11	不	明		記載なし
	12		5	・	00
43	1		10	・	00
	2	340	・	00	00
	3		5	・	00
	4	不	明		記載なし
	5		30	・	00
	6	不	明		記載なし
	7	不	明		記載なし
	8		15	・	00
	9		60	・	00
	10		30	・	00
	11		100	・	00
	12		35	・	00
44	1		130	・	00
	2	不	明		記載なし
	3		80	・	00
	4		20	・	00
	5		110	・	00
	6		27	・	50
	7		5	・	00
	8	不	明		記載なし
	9		84	・	00
	10		65	・	00
	11		55	・	00
	12	不	明		記載なし
総	計		8,488	・	50

(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』より)

と見做している。

いっぽう、本会の経済的苦境は別の資料によっても確かめることができる。それは新聞の報道である。明治四十四年四月二十日付けの『東京日日新聞』はその論説欄を割いて本会の経営問題を左のように大きく報じている。本会の経営は解散もしくは経営方針の一大転換を計らねばならないところまで悪化していたのである。

○ 大日本体育会は甚だ危急なり

負債積て二万五六千円

東京中の会費僅に八十円

閑院宮殿下を總裁と仰げる大日本体育会は昨日午後五時より華族会館に於て役員会を開き諸般の事務成績を報告協議する所ありたり、同会は曩に文部省よりの補助金絶えたる為め非常の苦境に陥り昨日の会議にて解散するか但しは経営方針を變ずるかの危機に瀕せりと伝ふ此に就き会長加納子爵の談を聞く曰く「苦境に在るは事実です然し解散するやうな事はない積です文部省の補助金は五カ年継続一カ年一万円宛明治卅八年迄補助を受けたが期限がきたのでそれ限りとなり爾來

△非常の經費不足を告げた、全国の各支部五万の会員は皆地方の自治に任せ本部は市内の八千の会員に依て経営してゐる姿だが僅かの会費で迎もやって行けない、東京中八千の会員があつても一人一月十銭の会費だから八十円に過ぎず現に負債が二万五六千円あつて皆私の裏書となつてゐる地方支部も頗る振はないが之れといふのも此会が

△両頭でなく両尾であるからだ、其故は国民体育とは言条戦時に兵が強いのも此会あるが為めといふ理由にも取られず、泰平の時国民が健康なのも此会あるが為めとも思つてくれない、従つて寄付するのでも会費を出す

のでも胸に迫つて来ぬから

△戦時でも平時でも不熱心な訳で尻尾に見られる、之に反し赤十字や愛国婦人会の如きは頭がある、戦時には欠くべからざるものといふ一ツ頭があるから国民も熱心なのだ、翻つて欧米諸国を見ると国民体育の運動に我児が勝れているといふと父母は狂気の如くなつて喜ぶといふやうに国民自らが体育に力を注いでゐる、我国では僅かに学校で偏頗な体育をやつてゐる位で一級一校の体格成績を他校と比し始めて体育が勝つてゐるといふ事を知る位に止つてゐる、元來

△野球の如きものは成程体育には違ひないが少部分の体育で或校が野球に勝つたとて其校の体育が勝れてゐるのではなく単に其選手のみが勝れてゐるのである、試みに思へ、羅馬は体育が盛んであつたが国は滅びた、之れは選手は強かつたが見物する国民が弱かつたからだ、願わくば我国でも見物は尠く

△国民拳つて選手でありたいものだ、此趣意を以て起つた此会に富豪等の同情する者尠く今や斯る苦境に陥つたといふは残念に堪へぬ次第だ、東京市中の公園にも此会より運動具を寄付したが市参事会でも此会で修繕費迄負担し得ないと見たか市でやる事となつたが

△悲しや場末の公園では之も廢頓してゐるさうである、此会で経営してゐる体操学校等もある事であるから此際何とかいふ方法で此種の事業を發展させ大に健全なる国民を出すべく国を思ふの士の同情を得たいものと思つてゐる要するに此体育会もこれ以上負債が嵩まない限り何うにか保存して行きたい」

右の引用にみられる悲壮なまでの加納会長の訴えも、当時の人びとの心を動かすことはできなかつた。本会経営に一〇年もの長きにわたつて情熱を注いできた加納という人物の幕引きが、期せずして明治の終焉を間近にしてなされることとなつた。世は体操の時代からスポーツの時代へと変転しはじめ、本会はその時代の趨勢に取り残され

る形となったのである。その一例を次項で見えてみることにしよう。

第二項 オリンピックへの関心とその限界

すでに触れたように、日本体育会はその事業として国民体育の推進に重きを置いていた。しかし、だからといってスポーツに関心を示すことがなかったかといえ、そうではない。結果としてスポーツに目を向けることができなかつたに過ぎない。たとえば、オリンピックに強い関心を寄せ、それが一握りの選手のためであるとして、スポーツ全体を無視しつづけることはなかつた。

明治三十八年十一月、日本のオリンピック参加のための委員会を設けるよう促した書簡が、日本体育会監事の山根正次ドクトル宛に寄せられたが、この書簡は翌三十九年一月の本会機関誌『体育』（二四七号、四七七―五十一頁）に「アラン」に於ける万国「オリンピア」の遊戯」と題して掲載されているのである。この次に取り上げる書簡文を機関誌『体育』に掲載したこと自体がオリンピックのみならず広くスポーツ全般に日本体育会が興味を抱いていた証であらう。

万国体育連合常設委員クリサフィス (Chrisaphis) 先生のすゝめに依り来る一九〇六年四月二十二日より同年五月二日迄パナテイク競走所にて催す亜典 Jueux Olympiques に日本国の武術及体操家の協同出席の爲め委員会を創立致さるゝ様尊殿に希臘 S、A、R、親王殿下より御依頼これあり候につき小生より通知仕候て筋書一冊送付致候就ては前記の任を御承諾の上御選定相成候上は人名簿御伝送奉願上候先は Jueux Olympiques 委

員会長S、A、R、親王殿下の御命令に依り一書を呈す何卒予等の意を御嘉納下され度候也

一九〇五年十一月二十四日

亜典にて

秘書官 SPYR. P. Lambros

万国体育常設委員

警視庁第三部長

日本体育会監事

山根ドクトル殿

『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』はこの山根正次宛書簡に触れて、「この山根は、明治三十三年（一九〇〇年）にパリ万国博覧会の際開催された『万国体育会議』に日本体育会の委嘱をうけて出席した人物であるから、当時の国際的窓口として、日本のオリンピック参加要請の招待状を受けたのであろう」と分析する。したがってこの時点ではオリンピックへの関心は外からの刺激によって惹起せしめられたとみるべきであろう。しかし、先にも触れたように、機関誌上に該書簡を掲載したことは、内から、オリンピックへの関心を寄せたものとみることもができる。この点では、機関誌『体育』（明治三十九年五月、一五〇号）に、在日の大森兵藏から寄せられた「希臘競技の復興」の掲載も同様であったといえよう。また明治四十四年十月には大森兵藏を講師に招聘し、オリンピック史やその競技法を開講したことも（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）、日本体育会がオリンピックに強い関心を寄せた現れなのである。

いっぽう、その当時の日本体育会は「オリンピック参加に関する日本代表権獲得の最短距離にあった」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）と指摘されていることから推し量ることができるよう、本会の斯界における地位はオリンピック参加の母体たりうるものであった。明治四十二年に国際オリンピック委員に任ぜられた嘉納治五郎は、第五回オリンピック大会（ストックホルム）の日本の参加を計るために、選手の選出母体を組織化する必要に迫られていた。これに際して、日本体育会の会員にその名を連ねていた嘉納は次の引用に見られるように、加納会長に対して卒直にその相談を持ち掛けている。『大日本体育協会史 上巻』を繕いてみよう。

国際オリンピック競技会への参加の勧誘は明治四十三年頃からあった。即ち国際オリンピック委員会々長クーベルタン男爵は日本の参加を慫慂すると共に、オリンピック大会に選手を派遣する程の国には大方オリンピック会を設置している、就いては日本でも此の種のスポーツ団体を創設されたいとの希望を寄せた。……此等の慫慂を受けた嘉納治五郎は胸中参加を決すると共に、日本を代表すべき運動選手の選出母体を何処に求めるかに苦心され、最初は文部省の協力援助を求めたが当時未だ国民の体育運動も遅々たる状態であつて当局の食指を動かす程に至らず、次には当時既に開設されていた私立日本体育会に着目しオリンピック参加の母体として之を改善術器目論見を抱き、時の会長加納久宣子爵に相談したが、体育会の理想と相異するを理由として拒絶された。茲に於て嘉納治五郎は従来の団体に頼ることを断念し、全く別個に新軌の団体を創立し、其の目的を達成しやうとの決心に到達した。

このように、日本体育会は、オリンピックという国際舞台に登場する絶好の機会を持ちつつも、結果としてはそ

の好機を逸している。その理由は大きく二つ考えられる。その一つは、経済上の問題である。明治三十二年度より国庫補助金の交付を受けていた日本体育会は、本会経営のための総経費のうち、三分の一を国庫でまかなっていた。しかし、三十六年度限りで、その国庫補助が打ち切られたために、その経営は困窮を極め、国際競技会への選手派遣に当てる余裕など全くなっていたのである。

他の一つは、日本体育会設立の理念に求められる。なるほど、本会の目指した国民体育の推進は、「一部」の代表選手によって競われるオリンピック競技大会に強い関心を寄せるものであったが、その主眼は「国民」全般の体力・体力の向上に注がれていた。ために、日本体育会自身がオリンピック参加のための母体となることは、本会の目的からされるものとの判断が下されることになった。

とまれ、日本体育会が自らオリンピックに関心を寄せ、外からはオリンピック参加のための母体となるよう期待されていた事實は注目に値しよう。このことから、日本体育会がスポーツの推進団体として十分に機能しうるとみなされていたことが推し測れるわけである。にもかかわらず、その当時の指導的地位にあった人物が来るべきスポーツの時代を感知することができなかつたとすれば、本会が日本のスポーツを統括する機会を逸したのは如何にもおしい。明治という時代にあつて花々しく推進された本会の種々の事業は大正という新時代の始まりとともに学校経営のみに縮小されることになるが、スポーツの国際化を彩る大正期に本会がそのスポーツを統括しうる団体として新出発をしたならば、その後の日本体育会は別の光彩をはなつたと思われるからである。しかし、歴史には「もしも」はない。日本体育会はスポーツに関心を抱きつつも、そのスポーツを推進しうるだけの資金を著しく欠いていたという事実が残るのみである。

第三項 大井村への移転

(一) 大井村への移転と体操学校付属荏原中学校の設置

今でこそ大井という地域は繁華街として賑わっているが、日本体育会が市街地の牛ガ淵を捨て移り住んだ大井村は辺鄙なところであった。この辺境の地への移転は斜陽化した日本体育会を象徴する出来事であるといつてよい。

国庫補助金の交付の打ち切りが直接的に引き金になったとはいへ、この移転の方針は本会の斜陽化を促進するものであったからである。このことに関連して、日本体育会の創始者 日高藤吉郎 は次の如く回想する（『国民体育』一六卷一二号、昭和五年一二月一日）。

九段下の事務所を荏原郡大井に移したことも発展阻害の一つでありました。大井は今でこそ盛になりましたが当時は只田と畑のみで未だ電車はなく不便極まる所でありました。東京から通ふた難渋であるばかりでなく地方に対しても一向名のない郡部に移つたので威望の上に聊か其信を失つた傾きがないでもありませんでした。而して今まで本部に納付して居た支会の費用も納めないことに改めたので経済上にも潤沢を欠くことになりました。初め其九段下を借りるに就ては一通りの困難ではなかつたのであります。其大困難を突つ切つて借りたが為めに地位の宜しい関係上大なる発達を遂げたのであります。奥村五百子の主宰する愛国婦人会から黒川會長の懇話で門番所のある一部分を借りましたが、矢張り位置の関係で愛国婦人会は非常な発達を遂げました体育会は時の理事者の意見によつて辺鄙の大井に移つた上陸軍省から馬術練習所、狭窄射撃場其他土地の一部の返納を命ぜられて事業の上は大変な支障を招いたのであります。併し今日は盛になつて生徒数七百数十名を算

して居ります。いろ／＼の支障ですんでのこと廃めてしまふ所でありましたが私の強情張りで今に持ち堪へて来たのであります。

近年、都心部にあった大学が周辺地域へ移転することによって従前通りの優れた学生の入学が難しくなったケースはしばしば話題にのぼっているが、この歴史と伝統の浅い当時の日本体育会および日本体育会体操学校の郡部への移転は、その後の発展を阻害したとしても無理からぬところであつたといえそうである。本会の主たる事業が学校経営に縮小せざるを得ない状況に追い込まれつあつたのだから、体操学校へ生徒を誘いやすい地理的条件を整えるべきであつた。しかし、本会の財政はそれを許さなかつたのである。この外にも本会が大井村に移転しなければならぬ理由があつた。これらの理由も含めて、大井村への移転の背景および経緯について『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に語ってもらうことにしよう。

明治三十七年九月、日本体育会ならびに体操学校（男子部）は、春以来建設中であつた大井村新校舎へ移転した。その理由は、牛が淵の借用期限更新期を迎えたものの、将来の経済的見通しが立たなかつたこと、市区改正のため、敷地が道路にけずられて狭くなつたこと、大井の地価が安く、広大な好環境の用地を得られたこと、ならびにその建設資金が得られたことである。以下、大井への移転の経緯について明らかにする。

『日本之体育』（明治三十六年四月刊）は牛が淵について、「此ノ地ハ東京市ノ中央交通便利ノ地位ヲ占ムルヲ以テ諸般ノ便宜少カラズト雖モ土地狭隘ニシテ本会ガ希望スル所ノ計画ヲ実行スルニ便ナラザルヲ以テ将来ニ於テハ府内ニ適當ノ地ヲトシ一層完全ナル設営ヲナサンコトヲ期セリ」と述べ、移転の意図を表明している。

そして、明治三十六年五月二十一日、文部大臣に対して模範体操場の位置変更を申請し、翌六月十九日その認可を得た。その位置は、東京府荏原郡大井村字北浜川一、一五〇番地で、現在の国鉄大井町駅東南約五〇〇メートル、京浜急行電鉄立会川駅北約一〇〇メートル、京浜国道（旧東海道）沿いである。

当時は水田の真只中で、前は鉄路をへだてて品川海岸が迫り、背後は大森の連丘を望む人家まばらな全くの田舎であった。

たしかに牛が淵二、〇〇〇坪は、発展途上にある本会ならびに体操学校用地としては、「狹隘」であり、あまつさえ道路拡張のため削減されたのであるから、他処により広大な用地を求めたのは当然である。しかし、これだけの理由ならば、牛が淵を維持しながら、他に拡張の用地を求めればよかつたわけである。けれども、国庫補助打ち切りとなる本会経済では、牛が淵の借用期間を更新することは不可能であり、牛が淵を引き払って他処に移らざるをえなかつた。……中略……

こうして、以後三十年間にわたり「四千七百有余坪」を廉価で借用し、かつ建設資金四万円を名譽会員石井千太郎（日本橋石井商店主）から、無利子で「本会財政の余裕あり次第漸次に償却する」条件で「借用」し、明治三十七年春工事に着手した（『体育』一二六号）。そして、明治三十七年七月十七日に上棟式を挙行、八月にはほぼ落成、九月には大井の新校舎へ体操学校男子部と日本体育会事務所とを移転した。……中略……

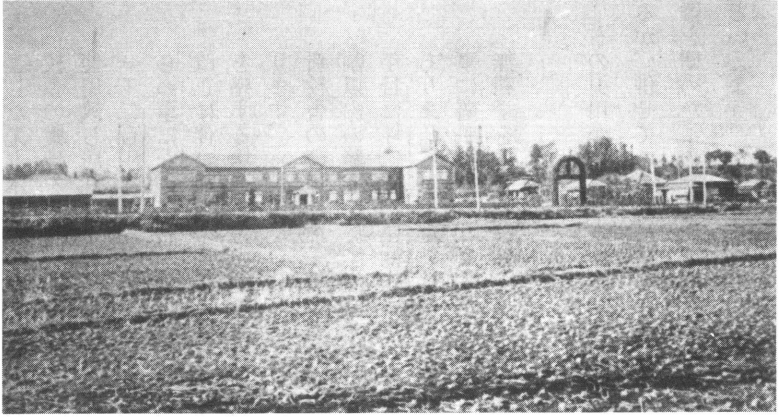
本会の大井移転後も、東京の中央に位置して交通便利であつた牛が淵を完全に放棄するはずはなかつた。すなわち、牛が淵の模範体操場用地を返却し、その建物は最初廃兵院事務所に譲渡する予定であつたが、結局「愛国婦人会に相当の評価を以て譲渡」したにもかかわらず、「尤も本会の事務所は依然」牛が淵に置くことを考へている（『体育』一二六号）。このため大井移転後も、定款では牛が淵に事務所を置くこととして、実際には大井で事務をとりながら、牛が淵でも、わずかに施設の残つていた弓術場、狭窄射撃場を拠り所に、弓術部長中切正直に事務をとらせた。

しかし、このような牛が淵維持の努力も、本会が実質的に大井へ移転したため、陸軍からわずかに残った射撃場などの返却を命ぜられ、結局定款上の名目だけのものとなってしまった。

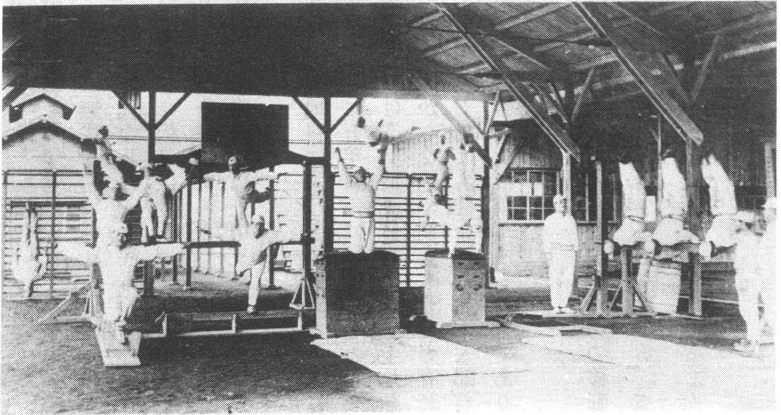
以上が『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が分析する本会の大井村への移転の理由であるが、ここで改めてその理由の一端を当時の史料で確かめて見ることにしよう。大井での新校舎落成記念に併せて、日本体育会は第三回定期総会を開催した。この総会において明治三十六年四月一日から三十七年三月三十日までの会務の報告（『日本体育会庶務報告』）がなされたが、「中学校設立に関する件」と併せて本会の大井村への移転が次の如く報告されている（『体育』一二六号、明治三十七年五月二十五日）。この報告は体操学校の新天地について語られているけれども、日本体育会の事務所もその地に移転を計っているのだから、体操学校の移転理由は同時に本会の移転理由でもあった。

第四項中学校設立に関する件

本会体操学校の卒業生は各学校の教職に就くものでありますが在学中教授法練習の機関なき為め實際上不便を感して居りました向後一層教授上の円満を期するには是非之れが機関を設くるの必要がありますので常議員会の決議に基き主務官庁の意向を確め本会付属の中学校を設立して之が練習の用に供し且中等教育上体育に充分なる注意を加へて高等教育を受け若くは中学以上の業務を執るに堪ふべき健剛なる心身を有する生徒を養成するの目的を以て府下荏原郡大井村字北浜川に四千七百有坪の土地を借用致しまして体操学校及中学校々舎を新築し一部は移築することに致しました従て本会現在の建物は愛国婦人会に相当の評価を以て譲渡の内約を致し



荏原の新校舎、左が雨天体操場（『体育』132号）



屋内体操場、屋根のみで囲いと床はない（『大正11年アルバム』）

ました尤も本会の事務所は依然現在の場所に置く都合であります。

校舎の敷地を大井村に選定致しましたのは此の牛が淵の借用地期限は本年七月限りでありまして本会の今日迄使用致し居りました地積は二千坪で内体操場に充て、ある一千坪は無代で建物の在る処の一千坪は坪十銭年額一千二百円年二期前納であります七月以降継続して借用するには無代なりし一千坪も相当の地代を納めねばならぬ事になつて居り其地代の負担もなか／＼軽からざる事でありまして仮りに地代は止むを得ざるとするも市区改正に伴ひ現在の地積前通り道路に沿うて凡七間程づ、総体に地域を狭ばめられ体操学校の運動場として狭隘を感ずる場合に付中学の設備は到底出来ざる事でありそれ故種々審議の上以上申上た如く決定致した次第であります。

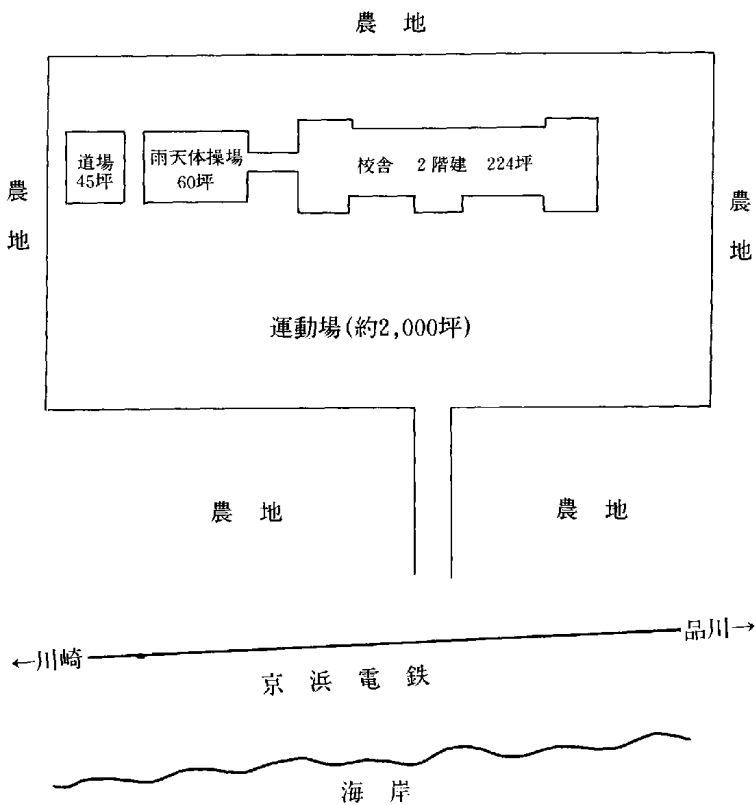
新校舎の敷地は坪一銭三厘三十ヶ年の契約であります尤も其付近の地料に著しき高低あるときは五カ年毎に二割以内の範囲に於て増減することあるべしとの契約であります仮りに五年目毎に増額するとしても結局二十五年目に坪二銭三厘に止まるのであります且つ周囲広濶前に海面を受け空気清新体育上衛生上比類なき好位置であります京浜電鉄は校舎の門前を通り品川線に連絡して居りますから交通の便宜も充分と存じます、目下工事に着手中でありまして本年九月頃には移転の予定であります此の工費は名誉会員石井千太郎君の篤志に依り無利子を以て貸与せらるゝ都合であります。

右の引用から、日本体育会体操学校の大井村への移転は同時に社団法人日本体育会の事務局の移転を意味しているが、併せてこの地へ移転の条件として中学校の設置が地元から提示されたと推すことができる。本会の経営が困難を極めたこの時期に新たな学校の設置に踏み切ったのは、地元大井村の強い要請に応えようとしたためであつたといえよう。

(二) 施設とその配置

日本体育会の事務所は明治三十七年九月に体操学校が大井村に移転してからも、牛が淵に置かれた。しかしそれは「定款」の上での話であって、その実質は移転した体操学校内に置かれている。困難な財政問題を抱えてから、本会の事業の中心は学校経営に移されたために、体操学校内にその事務所を構える方が合理的であったためである。だから、日本体育会事務所および模範体操場とそれらの配置は体操学校事務所および体操学校運動場に置き換えて見なければならぬことになる。

体操学校の校地面積は右に引用の第三回定期総会での庶務報告に見られるように、「四千七百有餘坪」であった。しかし、「当時の新聞や『体育』では約五、〇〇〇坪とあり、明治三十七年三月申請の荏原中学校設立願いでは六、五七四坪三二、うち屋外体操場二、〇四〇坪とある」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)という指摘も見られ、体操学校の校地面積は正確に把握されていなかったようである。次に建物について見ると、校舎は二階建て二二四坪、屋内(雨天)体操場は屋根だけで囲いと床のない土間であったが六〇坪とられ、武道場は四五坪であった。その位置関係については『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が明らかにした次図の通りである。なお、運動場については二、〇〇〇坪とられており、この地積は国が定める体操場の広さ(中等学校の屋外体操場の広さを二、〇〇〇坪以上とする)を満たすものであった。とはいえ、体操を専門とする学校としてはこの広さが適正であったと見なすことはできない。というのも、大井村の体操学校の運動場は新設中学校の荏原中学校との共有施設となっていたためである。それでも、国が期待した兵式教練(取り分け、横隊行進)を実施しうる最低限の広さが確保されていたのである。



体操学校施設配置図(開校時)

第四項 移転後の事業とその限界

大井移転後の本会の事業は、すでに触れたように、学校経営が中心とならざるをえなかった。したがって、本会事業の着実な進展は「学校」事業にみられ、学校以外の事業は先細りとなっていく。このことに関して、「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」はつぎのように指摘している。

一層の進展を示した事業と新規事業には、大井へ移転した体操学校男子部の充実発展（高等科二年制への延長）と女子部高等科一年半（牛が淵）の設置、ならびに体操学校の教育実習校として、また体育面に特色をもつ荏原中学校の新設など、学校経営面を指摘できる。

何時とはなしに沈滞し消滅してしまった事業には、大井へ移転した水泳部を除く模範体操場各部の活動、公園を含む開放運動場計画が指摘でき、沈滞の一途をたどった事業には、地方支会活動があげられる。

このほか、臨時の事業として前後二回にわたる博覧会参加がみられる。これは、本会の精力を集中して活発ではあったが、本会経営悪化の最大の原因となった。また、体育館建設など、計画倒れの事業も多い。

要するに、この期の本会事業は、学校経営事業でのみ成功し、他の本会独特の社会体育面では失敗ないし沈滞の傾向が強かった。

先ず、「学校」事業についてであるが、体操学校関係については「日本体育大学の沿革」の項に、荏原中学校については「日体荏原高等学校の沿革」に譲ることにしよう。これ以外の事業については、水泳場の開設、医療体操部の設置、本会関係者の海外留学、及び本会の博覧会への参加が上げられる。そのうち、ここでは博覧会への参加を

除く事業についてとりあげ、博覧会参加については次項で取り上げることとしたい。

(二) 水泳場の開設とその運営

水泳場開設の事業は牛が淵時代同様に推進されたが、その事業は女子に対しても向けられ、さらには関西の支会の事業の内に取り込まれた。そこで、ここでは、大井海岸での水泳場の開設・女子専用の水泳場の開設・関西地方の支会における水泳場の開設の三つの方面から、大井時代の本会の水泳場開設事業を取り上げることしよう。

(1) 大井海岸での水泳場（男子）の開設

墨田川で毎年夏に開設されていた日本体育会の水泳場は本会の 大井村 への本拠の移転を機に大井海岸に移される。その地は日本体育会体操学校前の海岸で、荏原郡大井村一、〇二四〜六番地先であった。またその時期は七月上旬から八月下旬までの適当な時期で、開設された期間は明治三十八年から大正三年までであった。この事業は「日本体育会水泳講習会」を正式の名称として実施されたものであるが、牛が淵時代同様に「日本体育会水泳講習会規則」に基づいて運営されている。しかし、「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」の語るところによれば、牛が淵時代の隅田川で開設された水泳場とは違った点も見られるという。それは、「体操学校と水泳場の地理的条件の変化」もあってか、「大井の水泳場には、体操学校の付属的性格が生じ、水泳は体操学校授業の一つとなった」点である。というのも、本水泳場の教師長・教師の下で「体操学校生徒中から助教、級長、組長を出して管理指導の万全を期」すという方法が採られているからである。この方法は今日の日本体育大学の水泳実習の実施方法にも採られており、今に継承されているとみることができよう。

なお、この水泳場講習の主たる対象者は体操学校の生徒、各学校の教員、本会会員に置かれていたが、荏原中学

校の生徒及び東京市内の小・中学校からの団体入場の生徒達も受け入れている。そのために、実際に開設してみると当初の予定とは異なり、その入場者の半数以上が市内の小・中学校の生徒達によってしめられることになった。

たとえば、最初に開設した明治三十八年の夏には「体操学校・荏原中学校の生徒二五〇名と、麻布区など小学校生徒団体を主とする外来者二七〇名計五二〇名が参加し、毎日平均一五〇名程度が出席した」し、翌年の夏には「参加人員の増加をみ、総計一、〇六〇名に達した。そのうち、体操学校・荏原中学校生徒は三五〇名で、攻玉社中学校一〇名をはじめ、ほとんどが小、中学生の団体であった」という（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。経営上からみると喜ばしい結果であったといえよう。しかし、この事業も大正三年夏を最後にして経営の不振に陥り、大正八年に再開されるまで、その営業を中止することとなる。

いっぽう、墨田川に明治三十九年から大正初年代にかけて開設され、毎年数百名の入場者で賑わった「日本体育会横網水泳場」は、「届出認可文書がすべて日高藤吉郎個人名義となっているように、日本体育会正規の事業とはみられない」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）という。

(2) 女子専用の水泳場の開設

本事業の推進は当時の女子が運動することに懐疑的であった社会にあって、本邦の女子体育史上、画期的なものであったといつてよい。この事業に注目した『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は次の如く語っている。

大井海岸の水泳場には、数年に過ぎないけれども、男子とは別に女子を対象とした専用水泳場を開設している。

おそらく、明治時代に女子を対象としたような例は他にみられないであろう。……
本会が女子専用の水泳場を設置したのは、明治三十八年大井移転後の最初の夏で、八月一日から開設した。場所は、男子部水泳場から離れた大井村字浜川一、八五一番地先で、その参加者の大半は、東京府教育会女子体育部員で、「五十余名」とある（『体育』一四一号）。おそらく、女子教員の水泳練習場として、府教育会の依頼をうけたものであろう。明治三十九年に開設したかどうかは不明であるが、明治四十年には府教育会の依頼で女子教員のために開設した。しかし、物珍しげに見物人が集まったり、また指導面でもやりづらく、結果的には「芳しからず」ということになり、翌明治四十一年は開催を見合わせた。その後は再開されなかったようである（『体育』一七八号）。

(3) 関西地方における水泳場の開設

大阪・浜寺海岸及び兵庫・須磨海岸における水泳場の開設の事業は、本会と大阪支会とが共同して推進された。この本会の事業について『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が詳しく取り上げているので、ここではその全文を引いておくことにしたい。

浜寺海岸

浜寺水練場は、明治三十九年以来、大阪毎日新聞社と地元努力によって今日まで維持されてきた。この浜寺水練場の設立が日本体育会の仲介によって実現したことは、ほとんど知られていない。

すなわち、『浜寺海水浴二十周年史』（大阪毎日新聞社、大正十五年）によると、当時浜寺海岸は内務省管轄の公園であったが、細長い海岸線は陸軍用地となっていた。この陸軍用地は大阪府が管理し、時々大砲の試射

に使う程度であった。日本体育会がこの海岸の一部を借用し、特設体育场としていたとある。もちろん、この本では、毎日新聞が本会から水練場用地を借用していたことには触れていない。

この特設体育场とは、南海鉄道難波浜寺間が複線化された明治四十年に、日本体育会が、大阪府泉北郡浜寺村地先陸軍用地約二万坪を一五年間体育に関する造営物建設の目的で無料借用に成功し、ここに模範的体育场を設置する計画をたてて、大阪支会の役員田中市兵衛（南海鉄道社長）を場長に、二名の委員をおいたことを指すものであろう（『体育』一六四号）。しかし、この計画が順調に進展したかどうかは不明であるし、むしろ当時の本会経営状況からみて、実質的にはほとんど何もできなかったと推察される。

この何もできない本会浜寺特設体育场で行った『事業』が、大阪毎日新聞社へ用地を転貸し、毎日新聞の手で浜寺水練場を開設させることだったのである。すなわち、明治四十年の「浜寺海水浴場案内」には、「日本体育会に於て借用せる陸軍用地の一部を借り受け松の浜寺に大阪毎日新聞社の海水浴場が開かれた。去年の夏の設備ではどう視ても充分とは行くまい」（『体育』一六四号）とあり、明治四十一年以降については、毎年のように、大阪府からの夏季中一部転貸の許可文書と、南海鉄道からの本会に対する転貸に関する札状とがみられる。

このように、浜寺水練場開設には、軍用地借用という点で、本会の力を欠くことはできなかったのである。しかし、時代が移り、本会の性格もかわった大正十一年には、本会の浜寺海岸使用権の更新は認められず、以後、毎日新聞社が直接ここを借用して事業を継続することとなった。

須磨海岸

浜寺海岸の借用とならぶ本会事業に、兵庫県須磨海岸への水泳場設置がある。

すなわち、浜寺とほぼ同じ時期である明治四十年十一月十四日、本会は兵庫県須磨海岸使用についての申請を兵庫県へ提出し、翌明治四十一年四月二十日「公有土地」の無料使用を認められた。その条件は体育场設備であった。そして本会と大阪支会とが協同してその準備にあたるため、五月には加納会長らが下阪している（『体

育』一七四号)。

こうして、明治四十一年七月には、一ノ谷字白浜海岸、平敦盛の墓の近くに三、〇〇〇坪の海水浴場を開設し、男女別の水泳場を設けた。ここの建物は、男女を分離した各二棟の更衣所からなり、水洗いのための井戸も掘られた(『体育』一七八号)

その後、この水泳場がどうなったかは不明であるが、明治四十三年七月には、やはり須磨村の御料地内を無料借用して水泳場を建設している(帝室林野管理局京都出張所七〇三ノ四)。また、本会理事会では、同所に室内遊戯場の建設をも計画した。もちろん、これは実現しなかった(『体育』二〇二号)。

(二) 医療体操部の設置

この時期における本会の新規事業として注目されるのは今日でいう「リハビリテーション」と見做すことのできる「医療体操部」の設置(明治四十年三月)であろう。本事業は川瀬元九郎の提唱するスウェーデン式医療体操を实地に移すためのものであったが、その開設の場所は次の引用から推すことができるように、大井村に移転した日本体育会体操学校内におかれた。また、次の引用は本会機関誌『体育』の第二六〇号(明治四十年三月二十五日刊)に広告されたものである。当該の医療体操部の業務内容を十分に推測させてくれるであろう。

広 告

今般本会ニ医療体操部ヲ設ケ一般希望者ノ為メ左ノ兩事業ヲ開始ス

(一) 胃腸病、神経衰弱、貧血腺病其他慢性内科病者ニ対シテハ医療体操法ヲ応用シテ之レガ治療ニツトメ

(二)

胸廓ノ奇形脊柱彎屈等ノ患者ニ向ツテハ同法ヲ以テ之ヲ矯正セシム

身体検査ヲ欲スルモノハユニバーサル筋力計其他斬新ナル器械ヲ使用シテ精密ナル検査ヲ行ヒ且ツ運動及一般衛生上ノ指図ヲナス

診察時間 当分ノ内毎週毎火曜日土曜日午前中トス

部長主任 ドクトル 川瀬元九郎

部員 児玉猪久馬

東京府荏原郡大井村(南品川海岸)

日本体育会

(電話 新橋三三一一番)

(三) 海外派遣の事業

海外の体育事情を視察するために、本会は団を編成して会員の海外派遣をすることはなかつたが、別の機関から派遣された本会の会員に海外の体育事情の視察を依頼することがあつたようである。先に取り上げたように、警察庁第三部長の山根正次の万国体育会議への本会会員としての出席依頼もその一つであつたと思われる(「オリンピックへの関心とその限界」の項を参照)。もちろん、こうした派遣費用の便乗は本会の意図するところではなかつたが、本会の緊縮財政は目的実現のための会員の派遣を許さなかつたといえる。しかし、こうした困難な状況に置かれながらも、教員の海外留学の事業が実施に移されていく。

明治三十九年九月、日本体育会は当該体操学校の教師であつた手島儀太郎を明治四十一年七月までの期間、アメリカのニューヘブンの体操師範学校へ留学させた。何故にアメリカのニューヘブン体操師範学校が留学先に選ばれ

たのか、またその学校で手島が何を学んだのかは未詳であるが、学んできた内容の一部については彼の帰国後の活動から推し量ることができる。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によれば、帰国してからの手島は「体操学校教師として、その外遊中の見聞に基づいて医療体操ならびに徒手、手具体操の方面で指導にあたり、川瀬の後継者としての役割を果たした」という。すなわち、手島の留学中の研究テーマは「医学的合理主義に基づく体操の理論と実際」に置かれていたと解することができるわけである。このことに関して立ち入るスペースもその理由もないので、ここでは彼が明治四十二年に著した『学校体操法粹』がその留学で得られた貴重な経験が盛られていること、本書の底流には医療的体操の理論が認められることだけを指摘しておこう。

第五項 博覧会への参加と会財政の破綻

国庫補助金の下付が打ち切りになってから、日本体育会は資金繰りに苦しくなり、したがってその事業の縮小が急がねばならなかった。しかしそれにもかかわらず、明るい材料が揃っていた時期の事業を捨てることができず、体育館という莫大な経費を喰う施設の建設を本会の事業に加え、それを実施に移すべく努力を続けていく。これは当該施設建設のための多額の寄付を期待して困窮を究める本会の財政を立て直そうとした結果とも受けとめることができるが、その淡い期待は無に期している。しかし、高らかに謳いあげた本会の新規事業でもあったことから、何が何でも建設の実現を図らねばならないという意識のみが一人歩きするようになった。

かくて、本会の体育館建設の事業が推進されることになり、本邦の体育館史を彩るに相応しい施設が、後述するように、一時的にせよ達成されることになるのである。この本会の体育館は二つの博覧会への参加という機会を捉

えて実現に向かう。その一つは東京勸業博覧会であり、他の一つは大正博覧会であった。以下、この二度に渡って多額の出費を覚悟しつつ、本会経営の破綻への路をひたすら歩むことを厭わない体育館建設の事業を概観することにしよう。

(一) 東京勸業博覧会における特設体育館の建設とその顛末

本会が体育館の建設をもって参加した東京勸業博覧会は明治四十年三月、東京上野公園内を会場に開催された。その体育館は当博覧会の第三会場に建設されている。この体育館がその当時としては如何に斬新にして立派なものであったか、またそのための費用がいかに多額であったか等々については『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の中で詳細に叙述されているので、ここでは当該箇所を引いて置くことにしたい。

もちろん、当時本会経済に余裕はなく、この体育館経営には多くの困難がともなつたと思われる。しかし、本会は、本会創立の趣旨にもとづき、当時としてはまれにみる立派な木造二階建、室内温水プールつきの総合体育館を建設、ここに欧米から購入した新式の体育器械を設置して、体育の啓蒙にあつた。おそらく、戦勝記念の体育館建設計画を転用したものであろう。

博覧会特設体育館の建設には、五万円という多額の経費を必要とした。このため、本会はこれを「特別経済」として独立させ、一般からの寄付ならびに東京府、市からの補助金交付の実現に努力した。しかし、一般からの寄付は思うようにはいかなかったし、東京府、東京市からの補助金も、それぞれ「体育館建設のため」各五〇〇〇円計一百万円の交付を受けるにとどまった。この結果、不足分の経費は、借入金などで充たせねばならず、この償却と金利支払いが、さらに本会経営を圧迫することとなつた。

しかし、こうして建設した体育館は充実完備したものである。すなわち、その位置は図書館前の空地で、敷地一、三六三坪七五のところへ、間口一六間（約三〇メートル）奥行三三間（約四二メートル）、一部二階建の体育館を建設した。その構造は、正面玄関を入ると、右手に医務室、左手に事務室と更衣室、階上に貴賓室と予備室のある二階建部分があり、これに接する背後に梁下二二尺（六メートル六〇）の高さを有する幅一六間（三〇メートル）奥行八間（一五メートル）一八坪の室内体操場（第一室）があり、さらにこれと中庭をへだてて幅一六間（三〇メートル）奥行六間（一一メートル）九六坪の室内遊泳場（第二室）があった。その合計坪数は、二八二坪である。そして、このほかの敷地は、長さ二〇間幅四間の第弓場と、屋外運動場にあてられた。

室内体操場には、走行距離計つき固定自転車など、アメリカ製体育器械数十種を購入して備え付け、大半の器具は天井へ捲き上げるようになっていて、床が運動場として広く利用できるよう工夫してある。その高さといい、広さといい、バスケットコート一面分とれる立派なもので、「体育場」というよりは「体育館」と呼ぶにふさわしいものであった。

室内遊泳場は、当時わが国では思いも及ばぬ温水プールであった。すなわち、当初四間半（八メートル）に八間（一五メートル）、容量六、〇〇〇石のプールを企画し、木造では不可能だから、レンガ積みセメント仕上げのものを設計したが、結局、四間（七メートル）に八間（一五メートル）、深さ五尺（一メートル五〇）のプールが木製で実現した。その温水用の機械は、アメリカ製の輸入品で、常時華氏八〇度（二六、七度）の水温を保たせ、室内も暖めて「夏時に於ける如く水泳術練習の便」をはかった。更衣室には、温水シャワーも設備された。また、プールに針金線を渡してひもつき滑車を乗せ、初心者練習の便をはかった点は、本会の趣旨にのっとって、このプールが泳げる者のためのプールでなく、泳ぐ練習をする者のためのプールとして計画されたことを示している。

このように、東京勸業博覧会に出品した体育館は衆目の注意を喚起するに充分であったが、入場者からの入場料では必要経費を捻出することなどとてもできるものではなかった。明治四十年三月二日に開場してから毎日万余の観衆が訪れ、「その延べ総数は、入場者九七万七、〇二六人、運動機械使用者一万七、九三三人、遊泳者九、四二八人に達した」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）とはいえ、運動器械使用者に対してその使用料を一〇銭、遊泳者には一五銭しか徴収しなかったために、その総額は単純計算で三、二一〇七円五〇銭にしかならなかったのである。しかも、もちろん今日の感覚でしかないが、会員に次の特典を与えていたのだから、経営を度外視したものであったといわねばならない。すなわち、名誉会員には「館内ノ器械使用及遊泳総テ無料其家族ハ半額」、特別会員には「切符半額同伴ノ家族ハ特ニ半減」、さらに通常会員には「本人ニ限り半額」としたのみならず、加えて、「本館建設費^ト対シ特ニ金十円以上ノ寄付者ハ会員外ト雖モ博覧会開期中無料ニテ諸器械ヲ使用シ又遊泳スルコトヲ得」とまで、その特典の枠を広げたのである（『体育』一六〇号）。無論、最後の特典は体育館建設のための寄付集めの方便として考え出されたものであるが、多額の寄付者の多くは本会の会員であったことをみれば、経営というセンスを欠いた措置であったといわねばなるまい。

東京勸業博覧会への参加は体育館の出品だけにとどまらなかった。屋外運動場もその体育館に付随していた。したがって、この運動場の整地およびそこに設置した器具も、本会の出費の対象となる。運動場の一部をコンクリート舗装をしてローラースケート場や庭球場に当てたり、遊動円木・回転盤・鉄棒・シーソー・梁木・テザーポールの諸設備を備えたり、さらにホッケー用器具を揃えたりするにも、総て資金が必要とされた。このような出費も、

結果として、本事業の赤字決算を増幅させたのである。

いっぽう、大枚をはたいて建設した体育館などの諸施設も博覧会の規定によって、閉会后二カ月以内に撤去し、その地を元の状態に復さねばならなかった。これらの施設が取り壊されることなく、博覧会以後も一般に開放されてこそ、本会の崇高な目的が達成されるし、その施設の運営次第では、逼迫した本会財政を救うことにも繋がるはずであった。しかし、不忍池畔に設えた回転盤を除けば、出品した施設・設備は撤取しなければならなかった。悪いことに、その撤取にしても費用を必要としたのである。「明治四十年十月二十一日に体育館取り払いの催促をうけた本会は、十一月二十一日付けでその撤取のための費用の補助願いを東京府に申請し、その補助金三、〇〇〇円の下付（明治四十一年一月二十日）をまつてようやくにしてその撤取作業に着手しなければならぬありさまであったようである（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。

かくして、本会の体育館建設事業は多額の赤字を抱えながら終止符が打たれることになるが、この事業に対する財政上からの反省がないまま、再び財政上の危険な道を選択することになる。大正天皇の即位を記念して、場所も同じ東京上野公園で開催の大正博覧会に、またしても特設体育館を出品したのである。

（二）大正博覧会への体育館出品と本会財政の破綻

三万円もの経費をかけてこの大正博覧会に体育館を出品した本会は体育の啓蒙という目的の達成に邁進する。しかし、世は体育の啓蒙を謳うだけの本会には冷たい視線をむけるようになっていたといえる。スポーツの時代を迎えつつあるこの時期において本会は、国民体育の推進を標榜するだけでなく、スポーツを新規軸にした事業を打ち出すべきであった。しかし、先に取り上げたように、本会はオリンピック選手を派遣する団体になることを拒否し

ており、新しい時代に対応する事業としてスポーツ関連の事業を打ち出す素地を失っていたといわねばならない。

それともかくとしても、博覧会に出品・参加することは多額の赤字を出すことを一度ならずも二度までも経験したにもかかわらず、懲りない面々たちは三たび赤字覚悟の事業に着手した。これは日本体育会の経営陣の凝りであったといえよう。その凝りは次の引用から窺えるように、格調高い体育館とその施設の建設となつて現れはしたが、これが逆に多額の出費となつて跳ね返つてきた。財源確保の方途が見出せない本会の状態から推し量つてみると、その博覧会への出品・参加は無謀なる試みであつたといわねばなるまい。大正十二年の『日本体育会要覧』で記載されている大正博覧会の特設体育館についてみてみよう。

一、大正三年三月大正博覧会開設ニ際シ体育館ヲ建設ス其要項左ノ如シ

体育館ハ総坪数三百八十五坪余ニシテ演武場十三間二十二間一棟スケート兼体育的の地方特有演武場十八間ニ十間一棟外ニ貴賓席、体育参考品陳列所、弓術場、事務所等ヲ有シ本館ハ画シテ屋内運動場、屋外運動場、体育参考館ノ三区トセリ

一、屋内運動場ニ於テハ

模範的の体育遊戯、柔道、擊劍、弓術其他我国各地方ニ於テ古來行ハレ来リタル尚武的の体育的の方面ニ関連セル高尚優雅ナル娛樂的の演技飯令ハ參州棒ノ手、同太鼓踊、鹿児島棒踊、熊本白太鼓（出陣ノ舞）同棒試合、琉球ノ唐手、三重ノかんのこ舞、金沢ノ獅子ト棒試合、秋田ノささら、南部七駒ノ舞、其他劍舞、自転車曲乗等ノ如ク古代並ニ現代ニ於ケル体育的の武技及遊技ヲ輪次登場シ体育ノ奨励ト参考トニ供セリ

一、屋外運動場ニハ左ノ運動器械ヲ設置シ以テ一般入場者ノ随意使用ニ供ス

遊動円木、回転鏡、水平階梯、鉄棒、固定円木、梁木外五十四種ノ最も興味アル斬新意匠ノ器械ヲ場内

ノ許ス限り設置シ各人ノ随意使用ニ供スルノミナラス熟練ノ教師ヲ付シ其使用法ヲ指導シ体育ノ効果ヲ説明セシム

一、体育参考館ニ陳列セルモノノ如シ

二、我国古今武技遊技ノ沿革ヲ証スベキ器具器械

三、体育ニ関スル統計表

1 一般国民ノ体育状況 2 学校生徒ノ体育状況 3 軍隊ノ体育状況

四、室内運動ニ関スル諸器械

五、体育ニ関スル著書並ニ定時刊行物及写真等ノ類

六、医療体育ノ図並ニ器具器械

七、人体発育ノ状態

八、学校運動場ニ関スル設備模型

要スルニ本会ガ体育館ヲ開設シタル目的ハ一般公衆ヲシテ体育思想ヲ喚起セシムルト共ニ實際ノ運動ヲ試ミシメンガ為メニ外ナラズ故ニ務メテ各種ノ運動法ヲ示シ且ツ運動器械ヲ設備シ成ルベク簡單ニシテ特ニ修練ヲ積マザルモ能クシ得ラルベキモノニシテ而モ科学的ニ考察シ極メテ優良ナルモノヲ選択セリ

この大正博覧会への出品・参加は三万円の財源を必要としたというが、その外にも地方の芸人を呼んで実演を行っているのだから、小額ながら当初予算を上回る出費がなされたと思われる。これに対して会期中(三月二十日〜七月末日)に本会施設を訪れた入場者の数が「一日最高三、〇〇〇人、普通七〜八〇〇人どまりで」しかなかったのだから、大人一〇銭、子供五銭の入場料では、採算が取れるよしもなかった。無論、大幅な赤字決算に導いたのは

本会出品の体育館だけではなかつた。この大正博覧会は全体として不評であり、何処も赤字決算を計上しなければならなかつたという。しかし、それでも本会の体育館の出品事業に関して大正三年七月二十八日付けの『読売新聞』が次の如く報じていることから推すことができるように、本会の体育館はその他の団体の出品に比してみてとりわけ必要経費を補填しえない事業と映つていたことがみえてくる。

○持余しの体育館——博覧会の後始末（六）

博覧会中最も地の利を得ないのは体育館である加ふるに入場者は一般的でないだけに且つ困難を感じざるを得ない同会の建築及び諸設備には△約三万円を費して居るが入場者は一日三千人がレコードで僅かに七八百の平均である余興出演者だけでも剣舞師一名に一日三円、支那人夏凱林の体力試し及び奇術等に四円、鹿児島其他から來てる者は往復汽車滞京中の賄一切を持った上に四十銭宛の日給を支給する只昨二十七日より始めた山形県の竜神舞が篤志の寄付だけで其の支払ひだけでも約三千元の△欠損を來たして居るから概括しても三万三千元は大日本体育会の負担となるのである此の善後策に就いて府会にも市会にも補助の願をしてあるが未だ何等の沙汰はない補助問題は別として此の館を何うするかは未定で日本には此の種の特設館がないので或いは之れを博物館の付属館として据え置くやの説もあつたが図書館から苦情が出た又一説には小石川の植物園に移して私設館としやうの議もあるが△移転費用の五六千を要するから之れ又其の費用に堪へず其他芝公園に特設館をと云ふ事は宿題で確たる前途の方針は立つて居ない兎もあれ閉会後は当分此の俥にして館を開放し無料にて衆人の用に供するさうである。

右の読売新聞社の記事は日本体育会が何の經濟的裏付けのないままにこの大正博覧会に出品・参加した顛末を語

つたものである。この記事が本会のずさんな経営の体質を隠らずも公表することになったともいえる。この大正博覧会への参加は「本会経営破綻の直接原因となった」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）としても何ら不思議ではなかった。東京勸業博覧会に本会が参加したことについては先に述べたとおりであるが、その参加が本会の財政を一層苦しくさせ、それが引き金となって加納会長の辞任（明治四十四年十二月）に及んだ。この経験を生かしながら、本会の経営の打開にあたるべく新会長に退役陸軍中将の比志島義輝を迎えたはずであったが（明治四十五年一月二十五日）、このニュー・リーダーも同様の誤りを犯してしまったのである。爾来、経営の破綻に直面した本会は国民体育の啓蒙と推進に尽力すべく執り行ってきた事業の多くを頓挫させることにもなり、大正年間を通して低迷期を迎えることになる。

第四節 会の低迷と刷新

加納会長という本会再建のための切り札の辞任にともない、本会の経営はいよいよ窮地に追い込まれることになるが、大正博覧会への本会の出品・参加は財政の破綻を決定的なものにした。ために、本会が創立以来推進してきた事業も縮小の一途を辿り、学校経営が主たる事業になっていく。この本会のいわば低迷期は大正期を通して続いた。しかし、昭和という新時代を迎える頃から、本会の経営も依然として学校経営が中心であったが、好転の兆しを見せはじめ、社団法人を財団法人に改組する方向が打ち出されていった。しかし、その好転の兆しはまた人事面での混乱を生む結果ともなった。世にいう主導権争いである。これによって、上昇しはじめた本会も結果的には低

迷に喘ぐこととなる。以下、低迷期における本会の低迷脱出の足跡をたどることにしよう。

第一項 事業の縮小と会の再建

会社で例えるなら『倒産』の憂き目にあってもおかしくない状態にあった本会は、その再建に種々の努力をほらっている。そのひとつは国庫補助の稟請であり、またそのひとつは本会運営への体操学校卒業生の参加であったが、本会の再建を語るときに忘れてならないのは、後年に本会関係者によって中興の祖と呼ばれた野崎惣治という救世主の登場であった。野崎を抜きにして本会の再建は語れないのである。

(一) 中興の祖 野崎惣治の登場と財政の建て直し

財政的苦境に立たされた本会の再建のために彗星のように現れた野崎惣治は、大正三年から本会の経営に携わることになったが、それまでは本会の賛助者でもなければ会員でもなかった。経営難に喘ぐ本会の債券取立人として本会与接触したのがはじめてらしい。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に当の野崎なる人物を語ってもらおう。

野崎は、明治九年鹿兒島に生まれ、日高の創立した成城学校を卒業している。彼は、大正三年の本会経営破綻の際、債務取り立てのため債権者の一人ないしその代理人の一人として登場した。ところが、あまりにも悲惨な本会の実情をみて同情し、逆に他の債権者と交渉して本会の債務取り立ての緩和に努力した。これが契機となって、何らの肩書きも持たずに本会経営に乗り出した。そして、大正五年に本会常議員に選任され、庶務課

長に就任した。こうして、彼は経営、人事にわたって会務を整理し、債務の履行、利子の支払いに非凡な才能を発揮し、かつ肚芸をみせた。彼なくしては、負債のため本会は破滅の運命をたどつたであろう。その後、彼は大正八年に本会理事となり、昭和九年死去するまで、常務理事として本会のために尽くした。

ともかく、野崎は本会と何の關係もなかつた。むしろ、本会のために被害者の立場にあつたにもかかわらず、本会存立の意義を認め、名声、利害を越えて本会のために尽力した。あるいは、そのやり方に常軌を逸した面があつたにもせよ、彼を知る人びとが中興の祖として彼の名を指摘するだけのことはあつた。

このように、野崎惣治は日本体育会の救世主として倒産寸前の本会を救つたのであるが、彼の本会に注いだ情熱を彼自身の筆を通して確かめてみることにしよう。野崎は昭和三年六月に刊行の雑誌『国民体育』に寄せて、次のように回想する。

……本会幹部の一員として其重職を帯びた大正四年の当時にあつては、会の所有に係るものは殆ど一物もあらずといふも過言ならざる状態であつた。而して付属学校の特典も特に褫奪せられんとする悲惨な境地に陥るに至つた。之を如何にもして挽回し以て所謂狂瀾を既倒に廻して彼岸の樂地に到達することの甚しき大事業であるを觀取し、同志を糾合し猛然として其難局に當つた。吾人の努力は固より微々たるものであつたが、恰も体育尊重の世界的叫びと共に、振興の曙光赫々として輝き、漸く吾人の事業をして益々顯著な実績を挙げしむるに至つた。是を以て当時付属体操学校は学生僅かに四十名、荏原中学校は百四十名に過ぎなかつたもの、今や前者に於て約一千名、後者に於て五百五十余名を教へ、動産に於ても今や当時の十倍となり、經濟的方面に於ても収入遙かに支出に及ばざる窮地にありしもの漸次恢復整理に着々歩を進め得るに至つた。今日に於て

之を顧みれば全く隔世の感がある。これ当事者諸氏の努力によるとはいへ、全く時勢の推移機運の趨勢によるもので、今更に自然の力の偉大さに驚かざるを得ない。

(二) 国庫補助の稟請

国庫補助の稟請は日本体育会という組織の財政が正常であるときに始めてそれが実現の可能性があるといえる。しかし、その財政が脆弱な段階にあつては国会への建議案の提出もままならなかつた。そこで、繰り返しになるが本会が財政の破綻状況に陥り、そこから漸次立て直しが図られてきた経緯についてそのおおよそのところを概観しておくこととしたい。

明治三十七年度をもつて国庫補助金の交付が打ち切られてから、本会は本会常議員にその名を連ねていた山根正次衆議院議員に本会に対する国庫補助の建議を衆議院に提出するように依頼した。しかし、この国庫補助の稟請は衆議院での採択に漕ぎ付けながらも政府文部省の許諾が得られず、いよいよもつて財政の困難に直面することとなる。しかし、加納会長は本会の経営の好転を願つて大掛かりな事業の遂行を決断した。それが明治四十五年の東京勸業博覧会への出品・参加(体育館の出品)であつた。しかし、その結果は加納の期待した黒字決算とはならず、却つて会の財政を窮地に追い込むことになる。その責任をとるといふ形でもつて、本会を社団法人化して創立以来最初に経験した財政破綻状態を救つた加納は辞任することになる。その後を受けて会長に就任したのが、比志島義輝(陸軍中将)であつた。しかし、この会長は加納のように自ら陣頭指揮をとつて会の運営にあたる人物ではなかつたし、選任にあつて当初からこの人物にそのような期待がかけられていたわけでもなかつた。したがつて、ト

ツプの交代という人事の刷新によつて経営の好転が生じることもなく、漸次、一層の経営難に喘ぐこととなつた。債権者の取り立てになすすべを失つていたといつてもよかつた。こんな「倒産」寸前の状況下にあつて救世主の如くあらわれたのが、前述の野崎惣治であつた。彼の登場によつて本会の経営は好転の兆しを見せはじめ、ここに国库補助金の交付を国に稟請しうるまでに本会財政は再建されたのである。大正七年三月十四日、本会が衆議院第四十議會に各派合同（江藤哲蔵ほか一五名）で提出し、同年三月二十五日に可決をみた国库補助に關する建議案を次に見ておこう。それは『帝國議會教育議事総覽』の中で、次のように記録されている。

日本体育会国库補助に關する建議

日本体育会は一般公衆の爲体育機關の設備を完了せむか爲全国枢要の地に各種運動場を設置し学校以外に於ける公衆運動奨励の端を啓きしより明治二十六年体操学校を設置し全国諸学校に男女体操教員を供給したるもの千五百余名に及へり爾後明治三十一年貴衆兩院の建議に依り政府は翌三十二年より同会に対し国库補助を与へつつありしも明治三十七年日露戦役起るや経費節減上三十六年度まで五箇年を一期として中止せり這回欧州戦争の教訓は吾人をして痛切に国民体育の緊要なるを得せしめたるのみならず其の結果国民体育上種々攻究画策すべきもの少からざらむとす日本体育会は茲に時勢の要求に鑑み二十八年間の経験に基き益体操学校の擴張を計り併せて全国枢要の地に狭窄射撃場、器械体操場、遊戯場其の他各種運動場の設置を企て衛生的体育に兼ねるに軍事的体育を以てし、一旦緩急あれば義勇公に奉し拳国皆兵の実を挙げ学校教育の革新並公衆一般の实用的体育に資せむとす是れ蓋最有益なる国家的事業ならずや依て政府は向ふ五箇年間を期し毎年金三万円を日本体育会に交付し以て国本培養の目的を達せしめられむことを望む

右建議す

学校に兵式体操が導入され、その指導を担当する体操教員が満たされるようになったこの時期に、軍事的体育の奨励と推進のために本会がその役割を果たすのだという論拠だけでは、国からの補助金の交付に漕ぎ付けることは困難であった。この建議は建議におわり、国の補助金を獲得することはなかったのである。しかし、この建議案を提出することができたという事実は本会のリーダーたちにとって大きな自信となった。また、本会の事業の一つとして出発した「日本体育会体操学校」の卒業生たちにも大いなる勇気を与え、誇りを取り戻すことにもなったと推察される。後述するが、本会の事業はその既定の方針としてこの学校経営のほかの事業の推進を謳いこそすれ、経営の柱は体操学校を中心とした学校経営に移行しており、卒業生の本会経営陣への参加も近かった。したがって、当該の国庫補助に関する建議案は体操学校の生徒および卒業生に誇りと勇気を与えずにはおかなかつたといえそうである。

(三) 体操学校卒業生の本会経営陣への参入

本会の主唱する事業が高らかに謳い挙げられ、それが曲がりなりにも実施に移されていた明治期において、本会の経営陣には知名度の高い人びとがその名を連ねた。閑院宮親王が総裁に就任しただけではなかった。華族、帝国議會議員、高位の軍人がそのトップ層を陣取ったのである。これは創始者の日高藤吉郎の本会経営のための戦略でもあった。これによって、本会は多くの特典を手になつたし、国庫の補助まで引き出すことに成功する。しかし、本会経営に失敗して財政難に陥つた本会は社会的ステータスの高い人びとにだけ頼つてはおれなくなつた。「定款」から閑院宮載仁親王の名を削除し、僅かにその第一条に「本会ハ皇族ヲ総裁ニ徳望アル人士ヲ副総裁ニ推

戴ス」としてかつての方針をのこすのが精一杯であったこともその現れの一つであろう。とまれ本会はその事業を学校経営のみに制限せざるを得なくなり、頼みの綱を体操学校卒業生に移す決断を下すことになった。この時期は学校設立から三十年足らず歳月が流れていたこともあって、最初の卒業生たちは赴任した学校で着実にその実績を重ねつつあったが、この事実が功を奏することになる。本会としてはこれらの卒業生に熱い期待を抱き、彼らを経営陣に参加させる好機が到来していたのである。このことに関して『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は以下のように分析する。

明治時代の本会にとって、体操学校はその事業の一部にすぎなかったし、その卒業生数も、その社会的機能も、本会運営の面で考慮するほどの影響力を持っていなかった。

しかし、大正三年以後の本会事業は、体操学校と荏原中学校の経営だけとなり、その他は何もない有様であった。このため、日本体育会に占める体操学校の比重は絶対的なものとなった。この結果、本会再建のめどがつき、さらに本会の発展をも考慮できる段階に到達すると、本会発展のためには、体操学校校友の力を借りなければならなくなった。これは、本校卒業生が、年とともに中等学校体操教員として拡がり、体育界の中堅層を築きあげていた事実注目した結果である。

そこで本会理事会は、大正八年六月八日開催の体操学校校友会に対し、校友中から本会常議員として石橋蔵五郎、可児徳、手島儀太郎、村上今朝之進、飯塚正一の五氏の参加を要請し、校友の本会運営に対する積極的協力を求めた（『新体育』大正八年七月号）。もちろん、校友側に異論はなく、ここに本会運営への校友参加が実現した。さらに翌七月十一日の校友会でも、この本会運営への校友参加問題について意見を交換し、積極的協力を確認した。

こうして、日本体育会の運営は、日本体育会の必要を感じて外部から運営に参加した人びとの時代から、日本体育会の一事業である体操学校の教育を受けて内部から育った人びとをも含めた運営の時代へと移り、この傾向が急速に発展することとなる。

第二項 事業の漸次的再開と記念式典の挙行

財政難に喘ぎつつも、本会は本会設立の目的を実施に移すことを忘れてはいなかった。学校経営にその事業の中心を移しはしたが、水泳学校の再開や支会の再興に力を注いでいる。また新規の事業としては新たに幼稚園経営や全日本体育指導者連盟の創立の事業が始まっている。また、本会の創立三十周年記念行事も盛大に挙行した。以下、この時期の本会の事業についてみてみよう。なお、体操学校や荏原中学校の経営に関しては別に取り上げる沿革史に譲りたい。

(一) 創立以来の事業の一部再開と新規事業

大正七年に本会は大正博覧会への出品・参加事業の失敗によって体操学校と荏原中学校の経営にその事業を縮小せざるを得なくなったが、野崎惣治による財政立て直しの努力の甲斐あって旧来の事業の再開に漕ぎ付ける。その一つは遊泳場事業の復活であり、他の一つは支会活動の再開であった。いっぽう、新規事業として幼稚園経営が始まり（『大正八年の大井幼稚園の創立、これに関しては「日体幼稚園の沿革」のところで取り上げる）、全日本体育指導者連盟が結成（大正十二年）されている。そこで、以下において遊泳場事業の再開・支会活動の再開・全日本体育指導者連盟の結成について概観しておくこととしよう。

大正七年夏、本会は大井北浜川海岸に遊泳場を開設し、以後毎年この地で水泳の指導を実施した。この事業について『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に尋ねてみよう。

その指導には、村上博、柳田享、森豊らの新鋭とともに、かつての指導者齋藤六衛らが当たることになり、年とともに盛況にむかう。その受講者も、従来と同様、麻布、四谷、大井、品川方面の男子小学生や中学生が主で、大正十一年には、小学生だけでも六〇〇人に達し、号令にしたがって一斉に練習する集団授業の形式を用いねばならぬほどになっていた。年によっては、一、五〇〇名程度の入会をみ、二部授業を行なわねば収拾のつかぬこともあったという。

また、大正十一年からは、鮫州海岸に女子のための水泳場を開設し、ここも年一年と盛況にむかった。こうして水泳場は、もはや従来のような形式では指導できぬまでに盛大となり、昭和三年には時勢の変化にも応ずるため、これを改組して「日本体育会遊泳学校」と称し、その一層の充実と発展とをめざすに至った。

こうして再開された本会の遊泳場開設の事業は一応の成功を修めたが、もういっぽうの支会・支部活動の再開のほうは往時の活動とは程遠く、僅かに神奈川県支会がその活動に名乗りを上げたに過ぎなかった。この神奈川県支会の活動についても『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』で眺めることにしよう。

大正年間にみられる地方支会の活動は、神奈川県だけだったようである。もちろん、本会一覽などには「支会支部規定」があり、「本会ハ北海道、各府県、朝鮮、台湾、樺太、関東州

ニ支会支部ヲ置クコトヲ期ス但支会支部ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム」と示している。しかし、その実際面は極めて貧困であつた。

神奈川支会の場合も、はたして明治時代からの継続であるか、あるいは新しく設置した支会であるのか、判然としない。大正七年の『国民体育』（二月号）に突然その名がみえてから、大正年間での神奈川支会の活動がはじまつたようである。すなわち、翌大正八年三月五日に小田原での支部活動として「鏡神館」という剣道場を開設したこと、横浜市で支会役員を増加して拡張への努力を払つたこと、大正九年以降本牧海岸に神奈川支会の水泳場を開いたことが、これを示す。

しかし、これらの活動も大正中期という時点での体育事情からみて、とくに注目すべき活動ではなかつた。

この時期に復活した事業の内、遊泳場再開の事業はその実を結ぶことになつたが、本会の最も期待のかけられねばならない支会・支部の活動は一部の再開があつたにせよ、右の引用が語っているように、沈滞しきつていたといわねばならない。これは往時における本会の活動はもはや再現しえない時代にはいつたことを物語つていよう。これに對して、新時代に相應しい事業が誕生したことは注目し値する。その事業とは全国体育指導者連盟の結成に本会が大きく係わり、そこで本会の主導権を發揮することであつた。

大正十二年七月に本会の主導の下で全日本体育指導者連盟が結成された。先ず七月十七日に東京神田の明治会館でその創立發起人会が開催され、翌十八日に設立總會が開催されている。本連盟は日本体育会の直轄する事業ではなかつたが、その設立總會の座長を野崎惣治理事が務め、設立にいたる経過説明を手島儀太郎理事が行い、さらにはその書記役を飯塚正一体操学校教授が担当したことから推すことができるように、この連盟の結成に本会は、事

業」として取り組んだといえそうである。後に本会の機関誌となる『国民体育』の大正十二年九月号はこの全日本体育指導者連盟の結成に注目し、その設立の趣意書を掲載している。それは次の通りである。

設立趣意書

『体育の尊重』といふことは世界の思潮であります。或る識者は揚言して、「向後の世界に於てその国がよく優勝たり得ると否とは、一にその国が体育問題を如何に取扱ふかによりて決せられる」とさへ極限してゐる程であります。かく国民体育の消長が国運の興廃にもかかはり、民族の盛衰にも影響するほどの重要問題でありますから列強が競つて自国の体育向上のために腐心してゐるのは尤もの次第であると云はねばなりません。翻つてこれが我が国の現状に徴するに、近年は世界の大勢に促されて多少体育的に覚醒して来たとはいふものの、真の調査研究をなすはこれからあります。而して之が向上發展は主として挙国一致の力に俟たなければならぬのは言を要せぬことでありますが、しかし大部分の責は直接これが指導に任じてゐる所謂体育指導者の負ふべきものであると云はなければなりません。問題は果して吾らにこの重任を果し得る力があるかどうかであります。されど吾らは最早や躊躇すべきではありません。逡巡すべきではありません。若し力が足らないと感ずるならば研究の機関を起せば宜しい。力が弱いと考へるならば協力するまでです。事苟くも邦家の休戚に關し民族の禍福に關する以上、吾らは最早や一刻も猶予すべきではありません。職を同じくする者、連盟を組織して我が国民体育向上のために奮進しようではありませんか。なほ目下の体育界には是等の外にその解決に焦眉の急を要する幾多緊要の問題がありますので是らの諸問題をもあはせて解決せんがために吾らは茲に「全日本体育指導者連盟」を組織してその目的達成を期し度いと存じます。何卒職を同じくし志を一にする士の奮つて御賛同下さるやう切願いたします。

(発起者一同)

確かに本会はこの連盟結成の主導権を握っていたとはいえず、本連盟の結成に本会が係わったという事実是他の体育諸団体の台頭によってそれらの団体と協力しなければならなくなったことを意味している。また、本会が全国的組織として結成されたこの連盟に深く関係を結んだといことは、「日本を代表する体育団体という本会の性格の消滅を本会が認めたことを意味する」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)ともいえよう。とはいえず、この全国的な体育指導者を統括する組織の活動は活発に展開されたとはいえないようである。それは日本体育会がこの組織に係わり過ぎたせいなのか、このような組織の結成が時期尚早であったのか、は定かではないが、「むしろ、この連盟が、昭和四年十二月十四日に再度会則と趣意を明らかにして、体操学校内に事務所を設置し、事実上の再出発をこころみなければならなかった点からみて(『国民体育』昭和五年一月号)、また、その後の連盟の状況が判然としない点からみて、十分な効果をあげたとは思われない。」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)からである。

(二) 創立三十周年式典の挙行

低迷を余儀無くされた本会にあって、この組織をあげて取り組んだ事業として創立三十周年式典の挙行が上げられる。この式典は混迷した本会の立ち直りを世に訴える効果があつたし、なによりもまずこの式典を実施しうるまでに回復した本会の関係者に自信と誇りを与えるものであつたといえる。この式典は大正十年十一月二十日に挙行されたが、これに際して本会に功績のあつた人物の表彰や校舎の増改築を祝っている。「この日は、運動会、ちようちん行列などの余興に日の過ぎるのを忘れた」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)という。また、翌

年に本会のアルバムが出版されているが、これはこの記念事業の一つとして企画されたもののようである。

この三十周年式典という事業の提唱者は本会創立者の日高藤吉郎であったと推される。日高の創立者としての熱い思いがこの記念式典挙行を実現させたに相違ない。というのも、『国民体育』誌の大正十年二月号に日高の手になる次の記事が掲載されているからである。本会を愛し、本会の歴史と伝統を喜んだ人物は日高をおいて外に見出せない。

日本体育会創立三十周年記念事業

日本体育会理事 日高藤吉郎

私の首唱に成つた社団法人の日本体育会は、小橋内務次官、田尻子爵等を顧問とし比志島中将を会長に各府県に支部を設け現在十余万人の会員を有し、国民体育奨励の爲め非常な貢献をなして来つてを。現に府下荏原郡大井町に中学校並に体操学校を経営し今日迄に高等学校や中等学校の体操教員千七百名を出し其他兵事講習会や体操講習会の修業者は数万人に及んでゐる。丁度本年が創立三十年に成るので盛大な三十年記念祝賀大会に催さうとの計画である。併し未だ祝賀会を何んな大規模に催すか方法迄は進んでは居ないが、一方記念事業の方は色々考へがある、先づ曾て本会が市内の日比谷、芝、坂本、深川八幡、浅草、上野、不忍池畔などの公園全部に鞦韆や遊動円木、米国式梁木、鉄棒その他各種の開放運動器械を設置し、市民体育のために提供してゐたのを、中頃市の方へ寄付引継いだ所が、市役所では運動に一向没趣味と見えて、壊れても修繕をしない冷淡さである、依つて、再び本会の方で受継ぎ修繕増設して毎日体操教師を派遣して、小供達に運動方法を教授して真個に国民の体育を奨励したい、同時に全国各大都市の公園や著名な神社仏寺の境内にも同様開放運動器械を設置し、矢張り体操教師を出して正しい運動方法を鼓吹したい、それから東京と大阪と福岡との三カ所で

大規模な体育博覧会を催したいので色々計画中である。

第三項 会の刷新と深沢移転の提起

昭和二年四月一日、加納会長の後を継いで本会の会長に就任し、組織解散の危機に直面しつつも、再建への光明をひたすら追い求め、『倒産』の危機をなんとか脱出することに成功した比志島中将は入寂した。この比志島会長の死去に伴い、本会は肥田景之副会長の会長昇任をはかり、この新会長の下で本会の経営方針の転換を実施していく。それは一つには財団法人の本会を財団法人へと組織変えしていくことであり、一つには大井の地から深沢の地へその事務所の移転を進めることであった。

(一) 新経営方針の確立

(1) 財団法人化問題の出現

昭和二年十二月十五日の理事会は、その当時東京府から荏原中学校に交付されていた補助金が今後は『財団法人』でなければ交付されなくなることに鑑み、『財団法人日本体育会』を解散して『財団法人日本体育会』に改組する方針を決定した。無論、こうした方針は東京府の方針変更にもなつて出てきたこともあつて、東京府は「財団法人に必要ないわねばならない（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。しかし、このような財団法人化の決議が本会理事会でなされながらも、その実現には時間を要した。昭和十五年まで『財団法人日本体育会』への改組が達成されなかつたからである。したがつて、東京府の荏原中学校への補助金の交付の条件としての本会の財団法人化の問題も、

次に掲げるように本会の定款を一部改正したに終わっている（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。しかし、それでも、財団法人化への道が切り拓かれたという事実はその後の本会の発展にとって大きかった。

この東京府からの荏原中学校に対する補助金交付の件は、実際には、本会の財団法人化をみずに社団法人としての本会定款の一部変更で解決している。すなわち、定款第三条目的の項に「其他一般ノ教育事業ヲ施ス」の一句を挿入して「本会ハ国民ノ身体ヲ強健ニシ尚武ノ氣象ヲ振作シ体操教員ヲ養成シ及体育ノ教科ヲ完全ナラシメ其他一般ノ教育事業ヲ施スヲ以テ目的トス」と改め、体育事業のほかに教育事業を明記したことである。これは、明治三十八年以来経営してきた荏原中学校を定款上正当化しただけにすぎない。けれども、日本体育会が体育以外の学校経営への進出を表明した点で、注目せねばならない。この変更は、昭和三年二月九日に文部大臣へ申請し、同月二十日認可された。

このように、本会の財団法人化の問題は本会経営になる荏原中学校の東京府補助金の受領に係わって出てきたために、本会が体育に係る学校の経営だけをその定款に謳っていたことを改めるだけで、一応の問題解決が図られている。したがって、その後において本格的に財団法人化の問題に取り組む姿勢を欠くこととなった。しかし、それでも財団法人化の提起は本会の組織的強化を図ることにつながっていったのである。それは「顧問」の強化となつて実施に移されている。このことは次に掲げる顧問委嘱一覧によつて確かめることができよう。そこには当時各界における有力者がその名を連ねている。なお、この時期の会長人事についてであるが、昭和五年十二月十三日付で副会長に就任した川口彦治が昭和七年の肥田会長死去の後を継いで同年十二月二十四日に会長の職に就い

昭和初年代顧問委嘱者一覽

顧 問 氏 名			委 嘱 時 期
公 爵	一 条	実 孝	昭和 4 年12月14日
侯 爵	西 郷	從 徳	" " "
貴族院議院	内 田	嘉 吉	" " "
"	嘉 納	治五郎	" " "
海軍大將	財 部	彪	" " "
陸軍大將	町 田	経 宇	" 5 年12月13日
	頭 山	満	" 6 年12月22日
	平 沼	亮 三	" 8 年12月 9 日
衆議院議院	鳩 山	一 郎	" " "

(「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」より)

ている。

(2) 定款の改正

昭和八年、本会は定款を大幅に改正する。同年一月七日にその申請を文部大臣に届け出、三月三十日付けでその承認を得た。その全文は次に掲げる通りであるが、定款のなかで始めて「社団法人日本体育会」の一続きの名称を採用し、事業内容を盛り込み、実質的には名目だけしか残っていなかった牛が淵の本部事務局を大井の現在地に書き改め、さらには役員の職務や役員会などを明確にした、ことなどが大きな改正点であった。この改正された定款は財団法人化を目指したものであり、移行期の定款として無視することはできまい。

日 本 体 育 会 定 款 昭和八年三月改正

第一章 総 則

第 一 条 本会ハ社団法人日本体育会ト称ス

第 二 条 本会ハ皇族ヲ総裁ニ徳望アル人士ヲ副総裁ニ推

戴ス

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ國民ノ身体ヲ強健ニシ國民精神ヲ振作スル為メ体育ノ普及指導及ビ之レニ伴フ教育並ニ一般教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、体操學校ノ経営

二、荏原中學校ノ経営

三、大井幼稚園ノ経営

四、六郷幼稚園ノ経営

五、体育普及ノ施設及講習會講演會ノ開催

六、圖書及雜誌ノ刊行

七、体育功勞者ノ表彰

八、其他必要ト認ムル事項

第三章 事務 所

第五條 本會ハ事務所ヲ東京市品川区大井北浜川町千四百四十七番地ノ三号ニ置ク

第四章 資 産

第六條 本會ニ屬スル資産ハ會員ノ醵金並ニ有志ノ寄付ニ係ル動産不動産及其他ノ諸收入ヨリ成ル

第七條 本會ノ資産ハ常議員會ノ定メタル方法ニ依リ理事之ヲ管理ス

第八條 會員醵金及寄付金ノ内十分ノ一及年度未剰余金ノ一部ヲ以テ基本財産トス

基本財産ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス

但已ムヲ得サル必要アル場合ハ事業遂行上支障無キ範圍ニ於テ常議員會ノ決議ヲ經且ツ主務官庁ノ許可ヲ得タル場合ニ限り一時之ヲ運用スルコトヲ得

第九條 毎年度末ニ於テ經費ニ剰余金ヲ生シタルトキハ前條第一項ニ依リ積立金ヲ控除シタル後之ヲ翌年度歳入ニ繰入ルルモノトス

第十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 役 員

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 一名

理事 十一名

〔内常務理事若干名及
會長副會長ヲ含ム〕

監事 二名

〔内常任
監事一名〕

常議員 百三十名以内

顧問 若干名

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ行フ常務理事ハ本會ノ
常務ヲ掌ル顧問ハ重要ナル事項ノ諮問ニ応ズ

第十二條

常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉シ會長、副會長、理事及監事ハ常議員ノ互選ニ依ル

第十三條

一、役員ノ任期ハ三年トス但再選スルコトヲ得

第十四條

二、役員ハ其ノ任期滿了ノ場合ト雖後任者就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
會長、副會長、理事及監事ニ欠員アルトキハ常議員會ニ於テ補欠選舉ヲ行フ補欠役員ノ任期ハ前
任者ノ殘任期間トス

第六章 會 員

第十五條

會員ヲ別チテ左ノ三種トス

一、名譽會員 特ニ本會ニ功勞アリタルモノ

一、特別會員 一時出金三十円以上

年賦三ヶ年 年賦十二円 月賦三ヶ年 月額一円以上

一、通常會員 一時出金十五円以上

年賦三ヶ年 年額六円 月賦三ヶ年 月額五十錢

第十六條

本會ニ顯著ナル功勞アリト認メタル者ハ常議員會ノ決議ヲ經テ有功章ヲ贈与ス

第十七條

左ノ金額ヲ出金セラレタル者ニハ有功章ヲ贈与ス

金一千円以上 一等有功章

金五百円以上 二等有功章

金三百円以上 三等有功章

第十八条

名誉会員トナスニハ常議員会ノ決議ヲ經ルモノトス

第十九条

入会及退会スルトキハ其旨ヲ本会ニ申告スヘシ

第二十条

会員ニシテ本会ノ体面ヲ汚辱シ又ハ不都合ノ行為ナリト認メタルトキハ会長ハ理事及常議員会ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

第廿一条

退会者及除名者ノ既ニ納付シタル金額ハ返付セサルモノトス

第七章 総会常議員会理事会

第廿二条

本会ハ毎年定期総会及常議員会ヲ開キ毎月定時理事会ヲ開ク

第廿三条

会長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ常議員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時ニ總會又ハ常議員会ヲ開ク

第廿四条

總會ノ場所日時及議題ハ二週間以前ニ於テ本会雑誌及東京ニ於ケル日刊新聞ノ中二種ニ之レヲ廣告ス

第廿五条

總會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ

一、定款ノ變更

二、常議員ノ選舉

三、諸議案ノ議決及会務ノ報告

第廿六条

常議員会ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ

一、總會ニ報告スヘキ収支予算ノ議決及決算ノ承認

二、会長、副会長、理事及監事ノ選舉

三、會員ノ推薦及除名

四、其ノ他本会ノ發展ニ資スヘキ重要ナル事項

第廿七条

總會及常議員会ハ出席者四十名以上ヲ以テ開会スルモノトス

總會常議員会及理事会ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

但可否同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

總會常議員会及理事会ノ議長ハ總會ニ當ル

第廿八条

總會ニ於ケル會員ノ代理ハ會員タルコト常議員会ニ於ケル常議員ノ代理ハ常議員タルコトヲ要ス

第廿九条

本会ハ必要ニ応シテ支部ヲ置クコトヲ得

支部ニ関スル規程ハ常議員会ノ議決ヲ經テ之レヲ定ム

第八章 補 則

第三十条

本定款ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於テ出席會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得且ツ主務官庁ノ認可

ヲ受クルヲ要ス

第卅一条

本定款ニ依リ会務ヲ施行スルニ必要ナル諸般ノ規程ハ常議員会ノ議決ヲ經テ會長之レヲ定ム

(二) 深沢移転の提起

大正十一年十月、大井の日本体育会体操学校の校地は国道一号線の敷設用地として買取され、それまでの校地の三分の一を失うことになった。校地、とりわけ運動場の敷地を失うことは体操学校にとっては致命的ともいえる。したがって、本会を改組して体操学校の一層の拡充を図り、本校を各種学校から専門学校へと昇格を図らんとするには、大井の校地は余りにも狭隘であつたといわねばならない。ここに、社団法人から財団法人への改組を決意し

た本会が新天地への移転をも併せて考慮した理由がある。このことに関連して川口会長は『国民体育』誌上で（昭和九年一月号）次の如く語っている。

我が日本体育会は此の機に於て一段の飛躍を企図し、従来の社団法人を財団法人の組織に更改し、体操学校を専門学校に昇格して其の基礎を確立し、現在の敷地狹隘にして校舎又古く、諸般の施設不備なるを以て、近く地を世田ヶ谷深沢町に卜し、一万一千余坪の地域を購入して之を移転新築し現代体育の趨勢に適應せる設備をなして一層の充實を図り、以て体育報国の至誠を致さんと欲する次第である。

この川口会長の年頭を飾るに相應しい宣言は同年二月十七日の理事会で決定をみるにいたり、その実現への準備が着々と進められていった。（東京府）世田谷区深沢町三丁目三十三番地の約一万二、〇〇〇坪の買収ならびに昭和十年度起工を決定し、さらに「新築趣意書、計画書を作成して、その資金調達にかかり、卒業生の組織する昇格期成会にも協力を求めた」のである（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』。昭和九年四月の『国民体育』誌に体操学校の移転・新築の趣旨と計画が次の如く発表された。

肅啓 益々御清勝の段奉慶賀候陳者我が日本体育会は明治二十四年創立以来鋭意国民体育の普及振興に全力を傾倒し来りたるは夙に御承致之通りに御座候

却説本会は明治二十六年本邦唯一の体操学校を開設して拮据経営以て体育指導者養成に努力すること茲に四十年卒業生を出すこと実に四千余名全国の専門学校中等学校に於ける体育教師の大部分は何れも吾が体操学校

の出身と申すも過言にあらず、軌近全国的に体育尊重の声澎湃として勃興し来りたるは一つに之が指導宜しきを得たるものにして、聊か国家事業の一端に貢献せるものと存候。

然して本会は最近見るところありて、学校体育以外社会体育の研究に着手するの急務なるを感じ、特に工場体操並体育民踊を創案し之れが普及に努めたるに、内務省社会局及警視庁は大にこれに共鳴せられ、今や全国的に共同普及の勞を執らるるに至りたるは、本会の光榮とする所なると同時に、亦使命の重且つ大なるものあるを痛感する次第に御座候。

「健全なる精神は健全なる身体に宿る」現今の非常時局に際し、日本精神の作興を図るには、先づ其の根底を国民体位の向上に俟つべきもの、本会は此の機に於て一段の飛躍を企図し、従來の社団法人を更に財団法人組織に更改し、嚴然たる本邦唯一の体操専門学校として其の基礎を確立し、以て盛調に嚮ひつつある、斯道の普及發達を期し、度存居候、然るに現在の敷地は極めて狹隘にして其の建築も亦古く諸般の施設上不備欠陥尠ならず遺憾至極と存候、茲に於て本会は前記予定の下に近く体操学校を移転新築し、現代体育の趨勢に適應せる百般の施設を整備し、より一層の充實を図り、以て体育報国の至誠を致さんと、庶幾して止まざる次第に御座候。

本計画の成否は識者の御高援に俟つところ甚大なるに鑑み、貴下の深厚なる御協賛を仰ぎ、此の業を完成致し、度く邦家斯道の為め、切に御願申上る次第に御座候、公私御多端の折柄、恐縮ながら特に資金の御援助を賜はらんことを謹て奉悃願候。

追而別紙新築校舎の略図及設計書等御参考にまで尊覽に供し候。

日本体育会体操学校新築概要書

一、本館校舎 鉄筋コンクリート三階建地下室付

建坪 四〇〇 延坪 一、二〇〇 建築費 十八万円

二、講堂 鉄骨鉄筋コンクリート二階建

建坪 一一〇 建築費 四万五千円

三、柔剣道場及屋内体操場 木造平家建

建坪 四五〇 建築費 三万五千円

四、寄宿舎及付属建物 木造平家及二階建

延坪 二、三五〇 建築費 十六万円

五、付帯設備費

一式 五万円

六、門、塀及整地費

一式 二万円

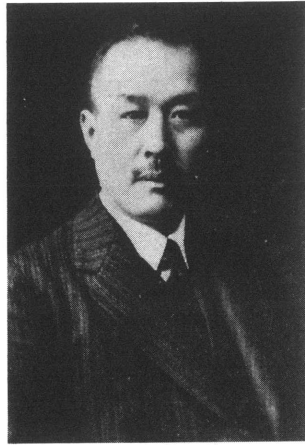
七、敷地坪数

一一、五〇〇坪 購入費 八万五百円

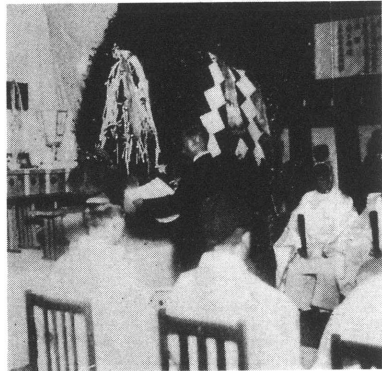
第四項 人事の混迷と事業の推進

(一) 中心人物の死去と役員人事の難航

昭和七年二月二十三日、創立者日高藤吉郎は七十六歳の生涯を閉じた。それは本会創立四十周年（昭和六年）の記念式典を同年三月三日に挙行しようとする矢先の訃報であった。この創立者の後を追うかのよう、会長の肥田も同年四月三日に彼岸へと旅立つ。本会の再建の目処が立ち、これから飛躍しようとする時期のリーダーの死去であった。加えて本会に大きな痛手となったのは大正三年以来本会の財政の建て直しに尽力してきた野崎惣治の突然の死であった。それは昭和九年十一月二十二日であったが、この時期は本会が財団法人への改組を図り、体操学校を専門学校に昇格させようと決意をした大切な時期であった。絶えず本会経営の中心において、本会の進むべき道を指し示してきただけに、この野崎という人物を失った本会はその方向性を見い出せない混迷の時期を迎えることになる。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は混迷するこの時期の様子を次の如く描写する。



野崎惣治



野崎理事の葬儀

なお理事として二年も会務に尽くしたのち、遂に世を去ったのである。この扇のかなめがなくなったこと、しかもこれに代るだけの経営手腕のある人物を得られなかったことが、本会役員人事の混乱を招いた。(中略)。

そして、野崎の死後は、深沢購入資金調達の難渋ともからんで、本会会務担当者がしばしば交代する現象を呈した。昭和十年三月の有村理事の辞任、同年十二月十七日の川口会長の辞任と理事全員の改選、ならびに川口会長の後任未決定による会長空席の出現にはじまり、翌昭和十一年二月に副会長に就任した体操学校長稲垣三郎中将が、翌昭和十二年九月二十八日に会長に昇任しながら、わずか八か月後の昭和十三年六月には辞任してしまい、以後ふたたび会長空席の状態が続く。このため、常務理事真行寺吉太郎(朗生)が会長事務取扱となり、昭和十四年八月の彼の事故死のあとは、可児徳理事が会長事務取扱となった。そして、同年十一月会務

昭和九年十一月二十二日、本会中興の祖であり、大正八年以来理事として「縦横の手腕を揮ひ、よく同会をして今日あらしめた」野崎惣治が、現職のまま死去した(『国民体育』昭和九年十二月号)。本会の扇のかなめともいうべき彼は、昭和七年一月脳溢血に倒れて以来静養をつづけながら、

の再建体制を確立するため、これまで本会とは何の関係もなかった二荒伯爵にすべてを任せるまで、本会の役員人事は難航に難航をかさねる。そのため、昭和十二年末に深沢移転を実現したものの、会務は如何ともしがたい状況に追い込まれた。

こうして、一度は体操学校同窓の手による会務運営が実現したかにみえた日本体育会の経営も、社会的地位と名声を有し、かつ経営的能力のある第三者を中心とする役員構成のもとで進展するに至るまで、混乱の時が続く。

(二) 混乱期の事業

役員人事の難航している本会にあって、事業に本格的に着手する余裕はなかった。そんな中において、注目すべき事業は工場体育の奨励であった。この外に、「学校」として実施されるようになった従前の遊泳場の開設事業や、雑誌『国民体育』の機関誌化、海外への本会関係者の派遣などがあげられよう。以下、これらの事業に関して見ておくこととしたい。

(1) 工場体育の奨励

日本体育会が『工場体育』に関心をよせはじめたのは大正中期に遡るといわれている。その事実を確認させてくれるものの一つとして体操学校教授の手島儀太郎の筆になる「創案せる工場体操」(『新体育』大正八年九月号)があげられるので、ここではその一節を引いておくことにしたい。

一般社会に体育思想を普及せしめ、以て国民の体位を向上せしむるのは、現在の日本にとりては最も緊急な

る問題である。而して之がためには先づ比較的体格の悪い方面から改善し行かねばならぬ。而して国民健康の増進からも、産業発達の上からも大多数の将来ある青年男女の集団である会社工場に於ては一層この体育といふことを深く考へなければならぬ。

人生最大幸福は何ぞやと云ふ問題を体育の方面から観察するに、第一は壽命、第二健康、第三愉快に働く、と云ふこの三箇条で解決が付くだらうと思ふ。……(中略)……

今度我校で工場体操を創案して之を試みてをるが、幸に各工場会社に於て歓迎しつゝ、あるのは何よりも欣喜しい。体操の方法については追つて紹介しようと思ふ。

記者曰く、体操学校所在地付近に在るマツダ電球大井工場や、日本毛織大井工場の依頼に依つてやらして見て、非常な成績を示したので、又鐘ヶ淵紡績からも最近依頼があり尚続々申込みがあるさうで其の結果に依つては或は全国各工場会社を巡回教授しなければならぬかも知れぬとの事である。

この引用から推すことができるように、本会の工場体育の實際は先ず体操学校付近の工場において「実験」されたことにはじまつたようである。しかし、この段階ではまだ本会の事業として工場体育の奨励がなされたとはいえない。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は工場体育に本会が本格的に取り組んだのは昭和五、六年ころからだとし、この体育の推進を担つたのは赤間雅彦及び河田新吉であったとする。「昭和五年七月、欧州遊学から帰国した赤間雅彦教授は、体操のほかに「体育民謡」をも工場体育にとりいれ、当時警視庁内工場協会の体育技師を嘱託されていた河田新吉氏とともに、工場体育の指導に着手した。」というわけである。そこで、本会による工場体育の實際について当時の資料に語ってもらふことにしよう。それを先ず昭和六年五月号の「国民体育」から拾つて

みることができる。

同（昭和六年四月）二十四日午後内務省工場監督官鯉沼医学博士外官私設工場関係の監督官七十余名来校、学生の工場体操実演の參觀があつた。従つて財団法人産業福利協会主催の産業衛生研究会座談会を開かれた。可児教頭を座長とし、鯉沼、村岡、岩田各博士を初め工場体育に関する質問あり、之に対し、松元、飯塚、赤間、美濃部諸氏の応答があつた。最後に稲垣校長の挨拶ありて会を閉ぢたのは午後七時であつた。

この記事が本会の工場体育を語る最初の資料であるが、『国民体育』の翌六月号には「体操学校から呼びかける工場体育」の記事が記載され、『鉄道省大井工場及び大崎被服工場に於ける体育の講演と実演』が報じられている。さらに、同誌の同年九月号に「工場体育指導者講習会」の案内が掲載され、「百名以上の従業員のゐる工場二百四十四の内から適当なものを選出」して、「その第一回の指導者養成講習会を来る九月廿五日から十月四日まで（土日曜日を除く）十日間府下大井町の日本体育会体操学校で開くことになった。」と報じた。この講習会は日本体育会が主催したのではなく警視庁工場課の主催になるが、体操学校の教師（十名）が講師を務めている。その工場体育指導者養成講習会の模様は同じく『国民体育』誌上（昭和六年十二月号）に報告されているので、その記事を全文引いておくことにしたい。この記事から本会の工場体育に対する取り組みの姿勢が窺われるためである。

工場体育指導者講習会

警視庁工場課主催

工場に於ける従事者に対し特に其身体を愛護し健康を増進せしめんがために施設し考慮すべきもの多々ありと雖も、之が体育指導者の養成を以て先決問題とせねばならぬ。是に於て警視庁保安部工場係に於ては工場体育指導者講習会を去る九月二十五日より十月六日迄十日間日本体育会体操学校に於て開催するに至つた。是れ我国最初の試みであつたが、警察技師星合医学博士外数氏専ら之が担当者として尽力され、講師たる体操学校教授諸氏の熱心と講習員の努力と相俟つて極めて良好の成績を挙げた。出席工場数は東京市内十四、郡部四十四計五十七工場^{マツ}の多数に上り、大日本麥酒目黒工場の如きは九名、帝国電気の如きは六名の講習員を出した程で講習員は希望者中より主催者側にて選抜し、市部十五人（男）郡部男六十人女十六人合計九十一名であつた。講師及担任科目左の如し。

体育理論 医学博士星合甚之助、可児徳、飯塚晶山

国民舞踊 赤間雅彦、河田甚吉^{マツ}

工場体操 赤間雅彦、河田甚吉^{マツ}

ダンス 宮原義見、美濃部たか、沢山駒次郎

メヂンボール 赤間雅彦

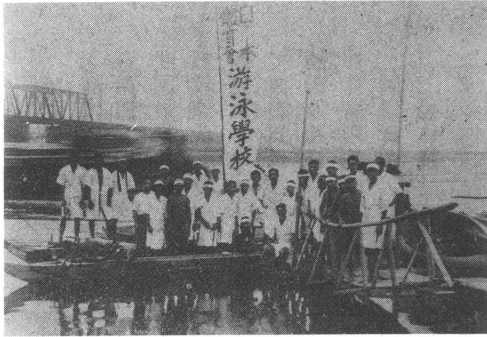
なほ体操学校教官諸氏は何れも斡旋助力された。十月六日午後三時より閉会式を挙行し稲垣体操学校長、野崎日本体育会常務理事其他の訓話ありて記念撮影（口絵参照）をした。

いっぽう、本会の工場体育奨励は指導者講習会にとどまらず、工場側の派遣依頼に依じて体操学校の教師を派遣したという。すなわち、「昭和七年には体操学校での第二回講習会のほか、北海道、京都府など各地方庁工場課主催の工場体育講習会に赤間雅彦氏が講師として招かれ、工場体育講習会は急速に拡がった」（『学校法人日本体育会・

日本体育大学八十年史』のである。その後もこの講習会は数年にわたって実施され、これが功を奏したためか工場体育の方面に体操学校卒業生が進出するようにもなったという。このような工場体育の主唱と推進は財政上の理由から学校経営にその事業を縮小せざるを得なかった本会にとつては面目を躍如する好機と映つたに違いない。

(2) 遊泳学校の開設

水泳場の開場は本会の特色ある事業の一つであつた。この事業は昭和三年の夏から、単なる講習会を脱し、「学校」として改組されている。この学校は「日本体育会遊泳学校」と称され、七月下旬から八月末までの期間、大井町鮫



日本体育会遊泳学校

洲海岸にて開校された。ここでは女子も入学を許されたが、学生生徒に限り、一般市民に開放しない年もあつたという。それは、恐らく、当該の水泳場の広さと関係があつたようである。収容人員は四、五〇〇名しかなかったからである。

この遊泳学校は毎年大盛況であつた。しかし、昭和十年にはその開校を断念しなければならなくなつた。その原因は本会にあるのではなく、東京湾の汚染にあつた。大井海岸の水質汚染が進み、当地での遊泳は衛生上、無

理とされたのである。そこで、本会は大井海岸での遊泳学校の開校を断念し、品川区大井鉾町の「新世界プール」での午前中開校とした。しかし、それがために参加者の大幅な減少を招くこととなり、本会の遊泳学校は閉鎖の止むなきにいたるのである。

(3) 雑誌『国民体育』の機関誌化

本会はずでに『文武叢誌』という機関誌をもっていたが、それを時代の趨勢に合わせて『体育』と改題し、大正三年六月の二四六号までその発刊を続けた。しかし、大正三年の本会の経営の破綻はこの機関誌発刊の継続を許さなかった。ために、その後は、本会には機関誌がない時代が続くこととなった。そんな状況の中で創刊をみたのが雑誌『国民体育』であった。この雑誌は大正四年七月に石橋蔵五郎の国民体育会によって発行され、その編集に飯塚正一（晶山）が当たっている。いずれの人物も本会関係者であったことから、本会の機関誌不在の空白をこの『国民体育』が埋めることになるのである。しかし、その雑誌は国民体育会なるものの機関誌であって、あくまでも本会の機関誌ではなかった。

太平洋戦争中までその発刊が続けられた本誌は大正八年と九年の二年間、『新体育』と改題したが、その後は再び『国民体育』の誌名に戻されている。この雑誌が本会の機関誌となった経緯について『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は次の如く説明する。

もちろん、本会との直接関係はなかったけれども、体操学校同窓会の機関誌のような性格を兼ねた時期もあり、また石橋らが体操学校関係者であったことから、本会とはかなり深い関係にあった。

ところが、昭和三年六月発行の『国民体育』から、その発行権が日本体育会に移り、本会はふたたび機関雑誌をもつこととなった。これは、本会事業が活発化しはじめたため、機関誌を必要とするに至った結果である。とくに体操学校男女生徒に対しては、本誌講読が義務づけられ、これと関連して、女子部湧泉会発行の『女子体育』は本会機関誌『国民体育』の発展をはかるため、休刊となった。

この『国民体育』の経営権を本会へ移管するに当たり、石橋蔵五郎は「而して本誌の経営が吾人の翹望せし通り、従来最も関係深き日本体育会に移ることは、正に当然の帰結たるを思ふのである。而も大正四年の大典記念として雑誌『体育』を継承せし形に於て再刊した本誌『国民体育』が昭和の聖代盛典を挙げさせらるる記念の年に円満なる移管をなすに至つたことは、真に奇縁といふ外なく……」と述べている（『国民体育』昭和三年五月号）。

こうして、『国民体育』は、飯塚正一（晶山）を主筆に、昭和十一年三月号まで日本体育会機関雑誌として継続発行され、その役割を果たすこととなる。

しかし、昭和十一年になると、本会機関誌としての発行は、記事、内容の点で各種制約を加えられることとなった。このため、本会の発行ではなく、飯塚正一個人に発行権をゆだねることによって、制約を受けない学術雑誌としての体裁を整え、以来昭和十九年二月まで、事実上の本会機関誌として発行を継続した。

なお、昭和初年代には、本誌のほか『日体の光』（昭和三年）、『体育新報』（昭和五年創刊）、『日体新聞』なども発行されたが、いずれも「続くべくして続かざる」状態に終始した。

(4) 体操学校教授の海外派遣

海外、とりわけ欧米の体育事情に目を向けるといふ本会の創立以来の姿勢はこの時期においても貫かれた。昭和四年の体操学校教授赤間雅彦の欧州留学と、昭和十一年のベルリン・オリンピック競技大会の視察を兼ねた同校教



帰国の赤間雅彦教授（中央）を東京駅に出迎える野崎（右），柴田（左）両理事

授飯塚正一の欧州各国の体育状況の視察がそれである。赤間は昭和四年十月七日に約一年間のドイツ留学に旅立ち、ドイツの体育事情を研究（主として遊戯の研究）し、翌昭和五年七月に帰国している。その欧州視察の成果はその後、体育民踊の考案となって開花し、さらには工場体育の指導の實際に生かされていったという。いっぽう、飯塚正一の渡欧の成果は昭和十三年に彼が著した『体育眼に映じたる欧州』の中に盛られている。